

附属編 交付対象事業及び国費の算定方法

1 道路

1. 交付対象事業

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に規定する一般国道（指定区間外の一般国道に限る。この項において同じ。）、同条第三号に規定する都道府県道（同法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道及び資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都道府県道に限る。この項において同じ。）又は同法第三条第四号に規定する市町村道（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第十四条、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十一条、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第十一条又は過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条の規定による指定を受けた市町村道に限る。この項において同じ。）の新設、改築又は修繕に関する事業のうち、都道府県が実施する次に掲げる事業（地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであって、かつ、公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものに限る。）

- 1 道路（一般国道、都道府県道又は市町村道に限る。）の新設又は改築に関する事業のうち、次に掲げるもの
 - 一 小区間の改良事業
 - 二 交通安全対策に係る事業
 - 三 無電柱化に係る事業
- 2 道路（一般国道又は都道府県道に限る。）の修繕に関する事業

2. 道路事業に係る基礎額

新設に関する事業に係る当該年度の基礎額は、当該年度の事業費に、表 1-1 の左欄に掲げる事業ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて算定するものとする。

表 1-1

事業	率
道路法第 50 条第 1 項に規定される事業	道路法第 50 条第 1 項に定める負担の割合
道路法第 56 条に規定される事業	道路法第 56 条に定める補助の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和 34 年政令第 17 号）第 1 条第 3 項に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第 1 条第 3 項に定める負担の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第 2 条第 2 項に定める補助の割合
道路の修繕に関する法律（昭和 23 年法律第 282 号）第 1 条第 1 項に規定される事業	道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和 24 年政令第 61 号）第 1 条第 2 項に定める補助の割合
原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成 12 年法律第 148 号）第 7 条第 1 項に規定される事業	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法別表（第 7 条関係）に定める負担又は補助の割合
水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）第 9 条に規定される事業	水源地域対策特別措置法別表（第 9 条関係）及び附則第 3 項、第 5 項、第 6 項、並びに水源地域対策特別措置法施行令（昭和 49 年政令第 27 号）第 6 条及び附則第 2 項に定める負担又は補助の割合
成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 45 年法律第 7 号）第 3 条に規定される事業	成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律別表（第 3 条関係）、並びに成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和 45 年政令第 28 号）第 3 条及び第 4 条に定める負担又は補助の割合
明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和 55 年法律第 60 号）第 5 条に規定される事業	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令（昭和 55 年政令第 156 号）第 5 条に定める負担又は補助の割合
交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和 41 年法律第 45 号）第 6 条第 2 項及び第 3 項に規定される事業	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第 6 条第 2 項及び第 3 項に定める負担又は補助の割合
積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第 6 条に規定される事業	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第 6 条に定める負担又は補助の割合

道路法施行令第34条の2の3第2項に規定される事業	道路法施行令第34条の2の3第2項に定める補助の割合
道路法施行令第34条の2の3第3項に規定される事業	道路法施行令第34条の2の3第3項に定める補助の割合
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第105条に規定される事業	沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）別表（第38条関係）に定める負担又は補助の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第4項に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第4項に定める負担の割合
離島振興法（昭和28年法律第72号）第7条に規定される事業	離島振興法別表（第7条関係）に定める負担又は補助の割合
奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第6条に規定される事業	奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和29年政令第239号）別表（第1条関係）に定める負担又は補助の割合
共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第22条第2項に規定される事業	共同溝の整備等に関する特別措置法第22条第2項に定める負担又は補助の割合
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第22条第2項に規定される事業	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第22条第2項に定める負担又は補助の割合

改築又は修繕に関する事業に係る当該年度の基礎額は、当該年度の事業費に、表 1-2 に定める率を乗じて算定するものとする。なお、道路局所管補助事業採択基準等又は街路・交通連携推進事業採択基準に定める基準に適合する事業については、表 1-1 の左欄に掲げる事業ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて算定することができる。

表 1-2

	地方公共団体	引上率 δ			
		1.00	1.01~1.09	1.10~1.18	1.19~
一	沖縄県の区域内の地方公共団体	指定区間外国道・県道の改築・修繕		9.0/10 (※1)	
二	奄美群島の地域内の地方公共団体	指定区間外国道の改築		8.0/10 (※2)	
		指定区間外国道の修繕及び県道の改築・修繕		7.0/10	
三	北海道の区域内の地方公共団体（防雪又は凍雪害の防止に関	6.0/10		6.5/10	7.0/10

	する事業を実施する地方公共 団体を除く。)				
四	離島の地域内の地方公共団体 (一から三までに掲げるもの を除く。)	6.0/10	6.5/10	7.0/10	7.5/10 (※2)
		(指定区間外国道の修繕は5/10)			
五	その他の地方公共団体	5.5/10	6.0/10	6.5/10	7.0/10
		(指定区間外国道の修繕は5/10)			

※1 県道の改築のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項第5号に係るものについては、8/10

※2 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項各号に係るものについては、7/10

注1) 防雪又は凍雪害の防止に関する事業(上記一、二、四に掲げるものを除く。)について6.0/10 × δとする。

注2) δは地方公共団体の引上率で、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和36年法律第112号)第3条第4項に基づき総務大臣が通知する値とする。なお、これに該当しない地方公共団体においては、1.00とする。

2 港湾

2-1 港湾改修事業

一般公衆の利用に供することを目的として、港湾施設（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設及び港湾施設用地）の建設又は改良の港湾工事を行うものをいう。

1. 交付対象事業

港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設及び港湾施設用地の建設又は改良を行う事業のうち、以下の①もしくは②に該当するもの

- ① 港湾区域や周辺海域の適正利用や事故・災害防止等の観点から、小型船舶の係留及び保管能力の向上を目的として実施する事業
- ② 老朽化等により陳腐化し、利用効率の低下した港湾施設を有効活用するために必要な事業であつて、以下のa)～d)に該当する事業。（5億円未満かつ2億円以上の事業に限る。）
 - a) 既存施設の利用転換：民間の既存バース等の公共施設への利用転換するための買い取り、既存岸壁の利用転換のための改良事業。
 - b) 港湾空間の再開発・高度利用化
 - c) 利便性の向上：係留施設、臨港交通施設、港湾緑地等におけるバリアフリーを目的とした改良や安全上必要なさくの設置及びその他の港湾施設の利便性の向上に資する局部的な改良事業。港湾管理者情報システムの整備。
 - d) 既存施設の延命化：港湾法第2条第5項第1号から第4号までに掲げる施設において、現有施設が機能上支障を来しているか又は近い将来支障を来すおそれがあるものでかつ、早急に手当をすれば施設の効用が失われる時期が延伸されるものについて、腐食対策、沈下対策、コンクリート劣化対策、付属品の取り替え、埋没浚渫、橋梁塗装。

2. 港湾改修事業に係る基礎額

前項の交付対象事業のうち①に該当するものの基礎額は、施設毎に当該施設の整備費用の額に次に掲げる国費率を乗じて得た額とする。

- ・基礎額を算定する場合に用いる国費率
内地

水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設 いずれも	4/10	
離島		
水域施設、外郭施設	8/10	係留施設、臨港交通施設 6/10
奄美		
水域施設、外郭施設	9/10	係留施設、臨港交通施設 7.5/10
港湾施設用地	6/10	
北海道		
水域施設、外郭施設	7.5/10	係留施設、臨港交通施設 6/10
港湾施設用地	6/10	
沖縄		
水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設 いずれも	9/10	
港湾施設用地	9/10	

※ ただし、1件あたりの事業規模が5億円未満かつ2億円以上の事業については、基礎額を算定する場合に用いる国費は次のとおりとする。

- ・基礎額を算定する場合に用いる国費率
内地、奄美、北海道、沖縄 1/3 離島 5/10

交付対象事業のうち②に該当するものの基礎額は、施設毎に当該施設の整備費用の額に次に掲げる国費率を乗じて得た額とする。

- ・基礎額を算定する場合に用いる国費率
内地、奄美、北海道、沖縄 1/3 離島 5/10

2-2 港湾施設長寿命化計画策定事業

老朽化が進む港湾施設の必要な機能を維持しつつ、将来の改良・更新コストの抑制を図るため、港湾施設の長寿命化等に資する計画の策定を行うものをいう。

1. 交付対象事業

地方公共団体等が自ら所有する係留施設、外郭施設（防波堤に限る。）及び臨港交通施設の長寿命化を目的とした維持管理計画の策定事業。

（平成24年度までの時限措置。ただし、管理している重要港湾の数の5倍と地方港湾の数の合計が次の条件を満たす場合にあっては、平成26年度ま

での時限措置とする。(都道府県及び政令市：30以上、その他の市町村：6以上。))

2. 港湾施設長寿命化計画策定事業に係る基礎額

基礎額は、維持管理計画の策定に係る費用の額に次に掲げる国費率を乗じて得た額とする。

・基礎額を算定する場合に用いる国費率

内地 4/10、離島 6/10、奄美 7.5/10、北海道 6/10、沖縄 9/10

2-3 緑地等施設整備事業

臨港地区就業者のための快適な就労環境の確保や港湾を訪れる市民等に開かれたウォーターフロントの形成を図るとともに、震災時において避難地・防災拠点として機能するオープンスペースの確保を図るため、港湾における緑地、海浜等を整備するものをいう。

1. 交付対象事業

港湾法第2条第5項第9の3号に規定する港湾環境整備施設の建設又は改良を行う事業。ただし、レクリエーションに関する施設の整備事業を除く。

2. 緑地等施設整備事業に係る基礎額

基礎額は、港湾環境整備施設及びそれと一体で整備される用地の建設又は改良に要する費用の額に次に掲げる国費率を乗じて得た額とする。

・基礎額を算定する場合に用いる国費率

緑地：内地、離島、奄美、北海道 5/10 沖縄 6/10

用地：内地、離島、奄美、北海道 1/3 沖縄 4/10

2-4 海域環境創造・自然再生等事業

海域の環境改善及び適正な港湾利用を図るため、港湾における水質・底質改善及び沈廃船等の処理を行うものをいう。

1. 交付対象事業

以下の①～③に掲げる事業。

①海浜・水質浄化施設：港湾区域における汚泥上への覆砂、海浜及び

当該施設を構成するために必要な突堤及び離岸堤の整備、
水質浄化施設の整備

②施設改良：水質・底質の改善を図るための外郭施設、係留施設等の
改良

③沈廃船等処理：

沈廃船：港湾法第37条の3に規定する禁止行為に係る公示
をした港湾及びその他適切な規制を講じている港湾に
おいて、みだりに捨て又は放置されている所有者不明
の船舶の処理

放置座礁船：船舶所有者等に代わり、やむを得ず行う放置座
礁船の処理

2. 海域環境創造・自然再生等事業に係る基礎額

基礎額は、交付対象事業掲げる各事業に要する費用の額に次に掲げる国費
率を乗じて得た額とする。

・基礎額を算定する場合に用いる国費率

水質浄化施設	内地、離島、奄美、北海道	5/10	沖縄	6/10
施設改良	内地、離島、奄美	4/10	北海道	6/10
沈廃船等処理		1/3	沖縄	9/10

2-5 みなと振興計画に基づく事業

地域の活性化に寄与するみなとの振興を図るため、地方公共団体等が策定し
たみなと振興計画に基づき、港湾施設の整備や関連事業を実施するものをいう。

1. 交付対象事業

港湾所在市町村及び港湾管理者又は港湾所在市町村が作成し、国土交通大臣
が認定したみなと振興計画に基づき実施される表2-5に掲げる事業。

表2-5 (みなと振興計画に基づく事業の交付対象事業)

交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲
1. 港湾改修事業 (水域施設、外郭施設、 係留施設、臨港交通施 設)	港湾法第43条第1項第1号から第3号に規定する水域 施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設の建設又は改 良の港湾工事に要する経費。但し、港湾管理者以外の者 の事業の場合、上記に準ずる扱いとする。

2. 港湾公害防止施設整備事業	港湾法第43条第1項第4号に規定する港湾公害防止施設の建設又は改良の港湾工事に要する経費。但し、港湾管理者以外の者の事業の場合、上記に準ずる扱いとする。
3. 港湾環境整備施設整備事業	港湾法第43条第1項第4号に規定する港湾環境整備施設の建設又は改良の港湾工事に要する経費。但し、港湾管理者以外の者の事業の場合、上記に準ずる扱いとする。
4. 廃棄物埋立護岸整備事業	港湾法第43条第1項第5号に規定する廃棄物埋立護岸の建設又は改良の港湾工事に要する経費。但し、港湾管理者以外の者の事業の場合、上記に準ずる扱いとする。
5. 海洋性廃棄物処理施設整備事業	港湾法第43条第1項第5号に規定する海洋性廃棄物処理施設の建設又は改良の港湾工事に要する経費。但し、港湾管理者以外の者の事業の場合、上記に準ずる扱いとする。
6. 提案事業	みなと振興計画に定める目標及び指標の達成に必要であり、事業実施主体の提案する地域の知恵と工夫をこらした事業等に要する経費。(総事業費の20%以内)

2. みなと振興計画に基づく事業に係る基礎額

基礎額は、施設毎に当該施設の整備費用の額に次に掲げる国費率を乗じて得た額とする。

・基礎額を算定する場合に用いる国費率

港湾改修事業（水域施設、外郭施設）

内地 4/10 北海道 7.5/10 離島 8/10 奄美 9/10 沖縄 9/10

港湾改修事業（係留施設）

内地 4/10 北海道 6/10 離島 6/10 奄美 7.5/10 沖縄 9/10

港湾改修事業（臨港交通施設）

内地(重要港湾) 5/10 内地(地方港湾) 4/10

北海道 6/10 離島 6/10 奄美 7.5/10 沖縄 9/10

港湾公害防止施設整備事業 5/10 (沖縄は6/10)

港湾環境整備施設整備事業

5/10 (用地 1/3) (沖縄は6/10(用地 4/10))

廃棄物埋立護岸整備事業 1/3 (沖縄は1/2)

海洋性廃棄物処理施設整備事業 1/3 (沖縄は1/2)

提案事業 1/2

3 治水

3-1-(1) 広域河川改修事業

河川改修事業の実施において、水系、支川等を単位として、水系一貫した計画的な整備を図るとともに、重点的に整備を実施する事業をいう。

1. 交付対象事業

指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される改良工事のうち、当該河川の流域面積が概ね 50km² 未満のものであって、次のいずれかの要件に該当するものをいう。

- ① 総事業費が、都市河川にあつては概ね 24 億円以上、その他の河川にあつては概ね 12 億円以上のもので、次のいずれかの要件に該当するもの
 - ①-1 改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内の農耕地が 200ha 以上であるもの、宅地（公共用地又は 5 ヶ年以内に宅地となることが予測される土地を含む。3-1-(1) 関係部分において以下同じ。）が 20ha 以上であるもの、家屋が 200 戸以上あるもの又は農耕地が 100ha 以上であつて、かつ、宅地が 10ha 以上若しくは家屋が 100 戸以上であるもの
 - ①-2 改良工事による費用便益比が 1 以上であるもの
- ② 総事業費が、都市河川にあつては概ね 10 億円以上 24 億円以内、その他の河川にあつては概ね 10 億円以上 12 億円以内のもので、指定区間内の一級河川においては次のいずれか、二級河川においては次の②-1 に該当するもの
 - ②-1 改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内の農耕地が 60ha 以上であるもの、宅地が 5ha 以上であるもの、家屋が 50 戸以上であるもの又は農耕地が 30ha 以上であつて、かつ、宅地が 2.5ha 以上若しくは家屋が 25 戸以上であるもの
 - ②-2 改良工事を施行する地点におけるその河川の流域面積が 10km² 以上又は計画高水流量が毎秒 100m³ 以上の区間において施行する改良工事であつて、費用便益比が 1 以上であるもの
 - ②-3 国土交通大臣の施行する改良工事に接続して施行するもので国土交通大臣の施行する改良工事と一体となって効用を果たすこととなるもの

2. 留意事項

① 都市河川の定義

都市河川とは、河川法の適用される一級河川及び二級河川のうち、次のいずれかの要件に該当するものをいう（以下同じ）。

①－1 人口集中地区人口が3万人以上の都市において、その人口集中地区、これに直接隣接する人口集中地区及びこれらに概ね1km以内で隣接する人口集中地区に係る河川

①－2 当該人口集中地区が氾濫により直接的に被害を受けることが想定される河川

①－3 一定規模（100ha）以上の宅地開発に関連する河川

② 広域河川改修事業の事業単位は、一級河川の指定区間外に流入する河川については一次支川単位、二級河川については水系単位を原則とする。

3. 広域河川改修事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、以下のとおりとする。

（国費率）

内地 1/2 北海道（一級）2/3 北海道（二級）5.5/10

離島 1/2 奄美 6/10 沖縄 9/10

その他 大規模 5.5/10 明日香法 2/3 水特法 3/4

※大規模：河川法 60 条第 1 項の政令で定める大規模な工事

※明日香法：明日香における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第 5 条

※水特法：水源地域対策特別措置法第 9 条

3－1－（2） 流域治水対策河川事業

地球温暖化に伴って激化する集中豪雨に対して、河道の整備と併せて流域対策の更なる充実を図るため、流域対策と一体となって河川整備を実施する事業をいう。

1. 交付対象事業

広域河川改修事業（3－1－（1））に該当する事業のうち、当該河川の流域面積が概ね 50km² 未満のものであって、次のいずれかの要件に該当するものをいう。

① 当該河川において、河道整備のほか、調節池・遊水地等の計画高水流量を低減する施設計画を有しているもの

② 当該河川の流域において流域貯留浸透事業により流域対策を実施してい

るもの

2. 広域河川改修事業からの移行

広域河川改修事業として実施してきた事業のうち、上記3. の基準に合致する事業については、本事業に移行できるものとする。

3. 流域治水対策河川事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、以下のとおりとする。

(国費率)

内地 1/2 北海道(一級)2/3 北海道(二級)5.5/10

離島 1/2 奄美 6/10 沖縄 9/10

その他 大規模 5.5/10 明日香法 2/3 水特法 3/4

※大規模：河川法 60 条第 1 項の政令で定める大規模な工事

※明日香法：明日香における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第 5 条

※水特法：水源地域対策特別措置法第 9 条

3-2 特定地域堤防機能高度化事業

河川の改良工事と沿川の再開発事業等が一体的に実施される場合に、再開発事業等部分の盛土を実施する事業をいう。

1. 交付対象事業

沿川の再開発等と一体となり特定地域堤防機能高度化計画（実施地域での、地域整備及び地域防災に資する堤防機能の高度化に係る計画をいう。）に適合して行われる盛土事業で、次のすべての要件に該当するものとする。

- ① 人口・資産等が集積している地区又はこれに準じる防災上重要な地区であること
- ② 非常災害に伴う破堤によって、甚大な損害を生ずるおそれがあると認められる地区であること
- ③ 盛土事業の事業費が、通常の河川改修事業費のうち当該盛土事業が行われることにより軽減される事業費より小さくなる地区であること

2. 特定地域堤防機能高度化事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、1/3 とする。

3-3 都市基盤河川改修事業

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の3に基づき、河川管理者との協議により市が事業主体となって改良工事を実施する事業をいう。

1. 交付対象事業

都市基盤河川改修事業の対象となる河川工事は、指定区間内の一級河川又は二級河川においては、その施行の場所より上流の流域面積が概ね30km²を超えない改良工事又は周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある改良工事とし、指定区間外の一級河川においては、周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある堤防の側帯の整備及び樹林帯の設置を行う改良工事とする。

2. 留意事項

本事業を交付対象事業とするには、河川法第16条の3の規定による協議が行われていることが必要である。

3. 都市基盤河川改修事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、1/3とする。

（東京都区部において東京都知事が施行する場合に限る。）

3-4 流域貯留浸透事業

近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、流域における保水・遊水機能を計画的に確保するため貯留浸透施設の設置を実施する事業をいう。

1. 交付対象事業

一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能（以下3-4関係部分において「貯留・浸透機能」という。）をもつ施設の整備等を地方公共団体が行う事業で、通常の河道改修方式と比較して経済的であるもので次のいずれかの要件に該当するものをいう。

- ① 公共施設等若しくは民間の施設又はその敷地（以下3-4関係部分において「対象施設」という。）を500m³以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業。ただし、次のいずれかの要件に該当するものにあつては、300m³以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業

- (ア)総合治水対策特定河川（社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編3－（8）の対象となる河川をいう。）の流域
- (イ)三大都市圏の既成市街地（中部圏にあつては都市整備区域、近畿圏にあつては既成都市区域）及び近郊整備地帯（近畿圏にあつては近郊整備区域）における人口密度が4,000人/km²以上の府県庁所在地。
- (ウ)人口密度が4,000人/km²以上の指定市（東京都特別区を含む。）
- ② 都道府県、指定市又は東京都特別区が既成市街地内の個人の住宅の敷地内等に、貯留・浸透機能を持つ簡易な施設を設置する事業で、当該河川の流域（当該河川の流域面積が20km²以下である流域内の区域）において、これらの施設を合わせた規模、能力が①と同等の貯留・浸透機能を持つ構造とするもの
- ③ 新規の住宅開発において対象施設を、一団地内における対象施設を合わせた規模及び能力が①と同等の貯留・浸透機能を持つ構造とする事業
- ④ 既設の暫定調整池、池沼又は溜め池で、河川管理者又は地方公共団体が公共施設として管理する施設を改良する事業で、3,000m³以上（総合治水対策特定河川の流域に係るものにあつては1,000m³以上）の治水容量及び必要に応じて環境容量（治水容量と同量の範囲でかつ下流河川の水質改善効果が認められるものに限る。）を確保するため、掘削、浸透機能の付加、堰堤の嵩上げ等の洪水調節能力の向上又は管理用通路の整備、堤体補強等の管理の適正化を図るために行うもの
- また、当該河川の流域（当該河川の流域面積が7km²以下である流域内の区域）において、複数の溜め池を合わせた規模が3000m³以上（総合治水対策特定河川の流域に係るものにあつては1,000m³以上）の治水容量を確保（ただし、事業着手から3ヶ年以内に完了するものに限る）するもの

2. 各種計画との整合

流域貯留浸透事業については、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第4条第1項に基づく流域水害対策計画及び社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編3－（8）の4.に規定する流域整備計画又は流量分担計画（一定の確率の洪水に対する河川と流域との洪水流量の配分の計画をいう。）と整合が図られたものとする。

なお、流量分担計画については、当該河川管理者が流域の地方公共団体と協議して定めることとする。

3. 留意事項

- (1) 貯留浸透施設は、対象施設又は調節池等の所有者に帰属するものとする。
- (2) 貯留浸透施設について、その機能を維持し、保全するための管理は、当該貯留浸透施設を整備した地方公共団体が行う。
- (3) 貯留浸透施設管理者は、貯留浸透施設の機能を十分に発揮させるため貯留浸透施設の管理に関し、対象施設又は調節池等の管理者と管理協定を締結すること等により、適正な管理を行わなければならない。
- (4) 流域貯留浸透事業の実施については、これを対象施設又は調節池等の管理者に委託することができる。
- (5) 総合治水対策特定河川の流域において、1. ②に該当するものについては、都道府県は、事業に要する費用の2/3に相当する額を交付して市町村に当該事業の実施を委ねることができるものとする。

4. 流域貯留浸透事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、1/3 とする。

3-5 総合治水対策特定河川事業

都市及び都市周辺地域の開発の進行に伴う人口の集中、洪水時の河川への流出量の増大等により、治水安全度の低下が顕著である河川において、流域抑制策を講じるとともに、河川の治水機能を向上させるための整備を実施する事業をいう。

1. 交付対象事業

都市水防災対策事業

人口の集中の著しい大都市の地域に係る一級河川又は二級河川の想定氾濫区域であって、次の全ての要件に該当する地区で実施される一連の氾濫流制御施設の整備を行う事業

- (1) ゼロメートル地帯又は河川の破堤氾濫が生じた場合、床上浸水以上の浸水が滞留する地形的に一連の区域であること
- (2) 1万人以上の人口を有する区域であること

2. 総合治水対策特定河川事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、1/3 とする。

3-6 応急対策事業

河川工作物の付属施設又は関連施設の構造が不十分又は適当でないため、前後の一連区間の治水機能に比較して、その周辺の治水機能が劣っているも

のについて応急的な改良及び新增設の改善措置を実施する事業をいう。

1. 交付対象事業

- ① 指定区間内の一級河川又は二級河川において実施する事業で、総事業費が50億円未満のもの
- ② 一連の築堤区間において、河川工作物の附属施設又は関連施設の構造が不十分又は適当でないため、前後の一連区間の治水機能に比較して、その周辺の治水機能が劣っているものについて行う応急的な改良及び新增設の改善措置

2. 応急対策事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、以下のとおりとする。

(国費率)

内地 1/2 北海道(一級)2/3 北海道(二級)5.5/10

離島 1/2 奄美 6/10 沖縄 9/10

3-7 堰堤改良事業

都道府県が管理しているダムにおいて、その効用の継続的な発現のため、ダム本体、放流設備、貯水池等の大規模な改良を行うことにより、ダムの機能の回復又は向上を図る事業をいう。

1. 交付対象事業

都道府県が管理するダムにおける以下の改良等。

- 1 ダム本体、放流設備並びにこれに附属する設備、観測設備、通報設備及び警報設備の改良(改良事業)
- 2 ダム貯水池周辺の地山安定のための工事(改良事業)
- 3 ダム直下の河道改良工事(下流河道整備事業)
- 4 管理用発電設備の設置工事(ダム管理用水力発電設備設置事業)
- 5 貯砂ダム等の設置工事(貯水池保全事業)

2. 交付対象事業の要件

都道府県が管理するダムに係る改良で、以下の要件に該当するもの

- (ア) 改良事業については、総事業費が4億円以上のもの
- (イ) 下流河道整備事業については、総事業費が1.5億円以上のもの
- (ウ) 貯水池保全事業については、総事業費が1.5億円以上のもの

3. 堰堤改良事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、以下のとおりとする。

(国費率)

堰堤改良事業（改良事業、ダム管理用水力発電設備設置事業） 4/10

堰堤改良事業（下流河道整備事業、貯水池保全事業） 1/3

3-8 通常砂防事業

砂防堰堤、床固工群等の砂防設備の整備及び必要に応じた除石工事を実施する事業をいう。

1. 交付対象事業の内容

砂防堰堤、床固工群等の砂防設備の整備及び必要に応じた除石工事を実施する事業である。

2. 交付対象事業の要件

砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定による砂防指定地内において、都道府県知事が施行する砂防工事のうち、次のいずれかの要件に該当し、1件当たり事業費が1億円以上のもので、高さがおおむね10m未満の堰堤を整備するものであり、かつ原則として、当該砂防工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制にかかわる措置がなされているもの

- ① 一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの
 - (ア) 流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超えるもの
 - (イ) 流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の1割を超えるもの
 - (ウ) 河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの
- ② 今後の豪雨等により多量の土砂が流下するおそれのある溪流で、次のいずれかに該当する効果のあるもの
 - (ア) 公共施設(官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの)及び市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所及び重要鉱工業施設の保護
 - (イ) 市街地、集落(人家50戸以上)の保護
 - (ウ) 耕地(耕地面積30ha以上)の保護
 - (エ) 港湾又は河口の埋没(年間埋没10,000 m³以上)の防止

3. 通常砂防事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、以下のとおりとする。

(国費率)

内地 1/2 北海道 1/2 離島 1/2 奄美 2/3 沖縄 9/10

水特法 3/4、2/3、6/10、5.5/10

※水特法：水源地域対策特別措置法第9条

3-9 火山噴火警戒避難対策事業

火山地域の住民の安全確保及び市町村が整備する火山防災ステーションにおける火山噴火時等の緊急対策の実施に資する事業をいう。

1. 交付対象事業の内容

火山地域の住民の安全確保及び市町村が整備する火山防災ステーションにおける火山噴火時等の緊急対策の実施に資する事業である。

2. 交付対象事業の要件

火山地域における住民の安全確保及び市町村が整備する火山防災ステーションにおける火山噴火時等の緊急対策の実施のため、火山活動の状況、異常な土砂の動き等を監視し、情報伝達するために必要なワイヤーセンサー、雨量計、監視カメラ等の設置を必要とするものを交付対象事業とする。

「火山防災ステーション」とは、火山噴火時等における緊急対策を実施するため、火山監視、火山監視情報の提供及び緊急対策用資材の備蓄を行う拠点をいう。

3. 火山噴火警戒避難対策事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、1/2 とする。

3-10 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適當な場合、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置その他急傾斜地の崩壊を防止する工事を実施する事業をいう。

1. 交付対象事業の内容

急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防

止工事を行うことが困難又は不適當な場合、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置その他急傾斜地の崩壊を防止する工事を行う事業である。

2. 交付対象事業の要件

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号)第12条に基づき、都道府県が施行する急傾斜地崩壊防止工事で、次のすべての要件に該当し、事業費7,000万円以上のもので、高さがおおむね30m未満の斜面において実施するものであり、かつ、原則として、当該急傾斜地崩壊防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの

①急傾斜地の高さが10m以上であること

②移転適地がないこと

③次のいずれかの要件に該当するもの

イ 人家概ね10戸(公共的建物を含む。)以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

ただし、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路を有する急傾斜地の場合は、「7,000万円」を「8,000万円」に、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。また、風倒木の発生の著しい地域(「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第11条の2に基づく森林災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね5年以内の地域の地域に限る。)における公共施設に関連する急傾斜地並びに児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、医療提供施設、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく救護施設、厚生施設及び医療保護施設並びに学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく特別支援学校及び幼稚園(以下「災害時要援護者関連施設」という。)が存する急傾斜地の場合は、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。この場合、災害時要援護者関連施設については、収容人員等3人を人家1戸に相当するものとして換算できるものとする

ロ 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所若しくは災害対策本部を設置することが規定されている施設、又はこれらに準ずる施設、警察署、消防署その他市町村地域防災計画上重要な施設に倒

壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

3. 急傾斜地崩壊対策事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、1/2 とする。

3-1-1 総合流域防災事業

流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施する事業をいう。

1. 総合流域防災事業計画の地域自主戦略交付金事業実施計画への記載

都道府県知事又は河川法第9条第5項及び第10条第2項に基づき河川管理を行う指定市の長又は市区町村長（河川管理者たる指定市の長を除く。）（以下3-1-1関係部分において「都道府県知事等」という。）は、自ら実施する総合流域防災事業の実施に当たり、地域自主戦略交付金事業実施計画において、以下に従い、総合流域防災事業計画（以下3-1-1関係部分において「事業計画」という。）を記載するものとする。ただし、市区町村長は、関係する河川管理者と事前に必要な調整を図るものとする。

① 事業計画の策定方針

総合流域防災事業計画は、水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を一体的に実施し、地方の自主性・裁量性をより高めつつ、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進することを目的とする。

② 総合流域防災事業計画の期間

概ね5年間とする。

③ 事業計画の範囲

事業計画は、原則として、「総合流域防災協議会の進め方について」（平成17年3月31日付け国河計第127号）の三に定める圏域ごとに策定するものとする。

④ 事業計画に定める事項

事業計画の目標及び事業内容を明らかにするため、事業計画は事業計画総括表及び事業計画圏域概要図により構成する。なお、事業計画等には次の事項を定めるものとする。

- i) 圏域名
- ii) 事業主体
- iii) 関係事業主体
- iv) 計画の範囲
- v) 目標

- vi) 計画期間
- vii) 全体事業費
- viii) 実施内容

2. 事業計画の変更

都道府県知事等は、事業計画に定める事項について変更しようとするときは、1. に準ずるものとする。

3. 交付対象事業の要件

総合流域防災事業は、次の(1)から(4)までのいずれかの要件に該当するものとする。

(1) 河川事業

河川事業で、次のいずれかの要件に該当するもの。ただし、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）及び水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）に位置付けられた事業を除く。

- ① 地域自主戦略交付金交付要綱附属編3-1-(1) 広域河川改修事業、あるいは社会資本整備総合交付金附属第Ⅱ編3-(1) 広域河川改修事業、地域自主戦略交付金交付要綱附属編3-1-(2) 流域治水対策河川事業あるいは社会資本整備総合交付金附属第Ⅱ編3-(5) 流域治水対策河川事業、又は社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編3-(6) 調節池整備事業のいずれかの要件に該当する河川改修等のうち、一事業の総事業費が100億円未満で、流域面積が100km²未満かつ想定氾濫区域内人口が1万人未満である指定区間（直轄管理区間の計画高水流量の5割以上の計画高水流量を持ち、当該直轄管理区間と合流する河川の区間を除く。）内の一級河川及び二級河川に係る河川改修、宅地等の嵩上げ、流域における調節池、移動式排水施設、輪中堤等の整備
- ② 指定区間内の一級河川及び二級河川において実施する事業のうち、次のいずれかの要件に該当する事業で、一事業の総事業費が50億円未満のもの。

ア 3-1-2 統合河川環境整備事業の要件に該当する河川環境整備事業
イ 水量の豊富な河川から市街地を流れる中小河川等に消流雪用水を供給する導水路等の整備を行うことにより、河道疎通能力の阻害となる河道内の堆雪の排除、消流雪用水としての地下水利用の河川水利用への転換による地盤沈下対策及び導水路等を活用した内水対策等を図る事業で、人口密度が概ね40人/ha以上かつ次のいずれかの要件に該当する市街地で実施するもの

- (i) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づき指定された豪雪地帯（以下「豪雪地帯」という。）に属し、人口が概ね5千人以上の市街地

(ii) 同法に基づき指定された特別豪雪地帯に属し、積雪指数(消流雪の対象となる市街地における除雪対象戸数に過去5年間で降雪量が10cm以上観測された年間の日数の最大値を乗じた数)が6千以上である市街地

ウ 計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対し所要の安全性が確保されていない堤防に対して実施する強化対策等

エ 洪水調節機能の向上を図るために行う既設の遊水地又は調節池等の改良

オ 洪水による被害が防止される区域内の家屋が5戸以上の地域において、必要最小限の区間で施行される改良工事であって、「概ね5年間で事業完了させるもの」であり、改良工事による費用便益比が1以上である事業で、総事業費が1億円以上のもの

カ 次に掲げるすべての要件に該当する河川において実施する移動式排水施設の整備

(i) 固定式排水施設に比較して、移動式排水施設の整備が経済的であること

(ii) 過去概ね10年間において、河川の流下能力不足に起因した複数箇所の家屋浸水被害(市町村単位)があること

(iii) 今後概ね10年間において、(ii)の浸水被害の解消に資する河川整備の予定がないこと

(2) 砂防事業等

① 砂防事業

社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編4-(1)通常砂防事業あるいは地域自主戦略交付金交付要綱附属編3-8通常砂防事業のいずれかの要件に該当し、土砂等の除石等の機能回復を含む事業で、次のいずれにも該当しないもの

ア 近年発生した災害に関連するもの

イ 水系砂防に関連するもの(土石流対策以外の事業)

ウ 活断層の存在する地域で実施するもの

② 地すべり対策事業

社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編5-(1)地すべり対策事業の要件に該当し、多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川に限る。)に被害を及ぼすおそれのない事業

③ 急傾斜地崩壊対策事業

社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編6-(1)急傾斜地崩壊対策事業あるいは地域自主戦略交付金交付要綱3-10急傾斜地崩壊対策事業のいずれかの要件に該当し、災害防止機能向上のための改築を含むもので、次のいずれの要件にも該当しないものをいう。

ア 近年発生した災害に関連するもの

イ 急傾斜地の高さが 30m 以上のもの

④ 雪崩対策事業

豪雪地帯において、都道府県が施行する雪崩対策事業のうち、次に該当するもので、一事業の総事業費が 7,000 万円以上のもの

ア 移転適地がないこと

イ 人家概ね 5 戸（公共的建物を含む。）以上、又は公共建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

⑤ 砂防設備等緊急改築事業

既設の砂防設備及び地すべり防止施設（以下「砂防設備等」という。）について、緊急改築を行うことで既存の砂防設備等を有効活用することにより、地域における安全の向上を図ることを目的に実施するもので、次のすべての要件に該当するもの

ア 砂防設備等の管理が適切に実施されているもの

イ 事業の対象となる砂防設備等が、以下のいずれかの要件に該当するもの

（i）昭和 52 年以前の技術基準により設計されており、土石流に対して構造物の安全性、安定性が確保されていない砂防設備

（ii）設置後概ね 10 年経過した施設で、地質条件などによって当初設計時の想定より早期に集排水ボーリングの目詰まりが生じており、近年開発された材料の活用により目詰まりが生じにくくなるなど施設の機能が著しく向上する地すべり防止施設

ウ 実施に当たって、事業計画に、次に掲げる事項を定めた緊急改築事業計画が記載されていること

（i）対象とする砂防設備等の概要

（ii）事業の目的

（iii）保全対象

（iv）施設管理の状況

（v）緊急改築工事の内容

（vi）その他参考となる事項

エ 総事業費が 1 億円以上であるもの（当該工事の実施に必要な調査を含む。）

（3）情報基盤総合整備事業

① 情報基盤整備事業

河川等の情報収集・提供等を行うシステム（総事業費 3 億円以上）で、指定区間内の一級河川及び二級河川、これら河川において都道府県が管理するダム、及び過去に土石流災害、地すべり災害、がけ崩れ若しくは雪崩災害を受けた地区又は受けるおそれの高い地区に係る次のものを整備する事業をいう。

- ア 雨量計、水位計、水質計、積雪計、地震計、漏水量計、ワイヤセンサー、伸縮計及び監視カメラ等の観測施設
- イ 観測されたデータを収集・処理・伝達するシステム
- ウ 水位や流量等を予測・提供するシステム
- エ 土石流、地すべり、がけ崩れ及び雪崩に関する予警報システム
- オ 河川利用者向けの情報提供システム（二級河川においては平成 23 年度までに限る。）

② 土砂災害情報相互通報システム整備事業

土砂災害関連情報について、市町村を通じて行う住民と都道府県との情報交換を推進するための土砂災害情報相互通報システムを整備する事業で次に該当するもの

- ア 住民の警戒避難体制の確立に資するための通報装置の設置等のうち市町村を通じて行う都道府県から住民への情報提供に関するもの
- イ 住民から市町村を通じて都道府県への土砂災害情報の提供に必要なシステムの整備

③ 河川等情報基盤総合整備全体計画

情報基盤総合整備事業の実施に当たっては、事業計画において、以下に従い、河川等情報基盤総合整備全体計画（以下 3-1-1 の 3（3）③関係部分において「全体計画」という。）を記載するものとする。

③-1 目的

都道府県及び指定市（以下 3-1-1 の 3（3）③関係部分において「都道府県等」という。ただし、ここでいう指定市とはその長が河川法第 9 条第 5 項及び第 10 条第 2 項に基づき河川管理を行うものを指し、砂防関係のものを除く。）において、河川、ダム、砂防、地すべり及び急傾斜地等に関する各種情報を、一元的に収集、分析及び伝達する情報基盤を効率的・効果的に整備するための全体計画を作成することにより、全体計画に基づいた事業の計画的実施を図り、災害時の警戒避難体制の確立及び平常時の施設管理の充実等に資することを目的とする。

③-2 全体計画に記載する事項

全体計画には、以下の事項を記載するものとする。

なお、総合流域防災事業は圏域ごとに計画し実施することを基本としているが、情報基盤については集中型の監視システムなど県全体における効率的・効果的な施設配置とすることが重要であることから、情報基盤の全体計画については圏域ごとではなく各都道府県等全体での計画を作成するものとする。

ア 全体計画の基本方針

既存の情報基盤の有効活用や、国土交通省等の情報通信網及び自治

体の消防防災ネットワークなど他の情報システムとの連携等を含めた、都道府県等における今後の情報基盤整備の基本的な方針を記載するものとする。

イ 概要図

都道府県等の全体が枠内に収まる程度の縮尺をもつ平面図に、既設及び新設予定の主要な情報基盤の位置を記載し、実施内容、名称、接続関係等を旗揚げするものとする。

ウ 整備内容及び事業費

最近の豪雨災害等を踏まえ、水位情報の空白域を解消するための水位計テレメータの増設など、従前の計画を見直したうえで、優先度を考慮した整備内容及び事業費を記載するものとする。

(4) 砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に規定する土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他同法に基づき行われる土砂災害防止対策のための調査が必要な区域において実施する急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりのおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査。

4. 各種計画との整合

以下の各計画に基づき施行するものでなければならない。

- (1) 3. の (1) の①及び②については、河川法第16条の2に基づく河川整備計画
- (2) 3. の (2) の①については、「砂防法施行規定」（明治30年10月26日勅令382号）第8条の3に基づき作成された砂防工事全体計画
- (3) 3. の (2) の②については、地すべり等防止法第9条に基づき作成された地すべり防止工事基本計画

5. 総合流域防災事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、表3-11-1に定める率とする。

表 3-11-1

事業名	内地	北海道	離島	奄美	沖縄	その他
河川事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	—
砂防事業	1/2	1/2	1/2	2/3	9/10	—

地すべり対策事業	1/2	1/2	1/2	2/3	6/10	—
砂防設備等緊急改築事業	1/2	1/2	1/2	2/3	9/10 (砂防)	—
					6/10 (地すべり)	
急傾斜地崩壊対策事業	1/2					—
雪崩対策事業	1/2	1/2	1/2	—	—	—
情報基盤総合整備事業 (情報基盤整備事業)						
河川・ダム	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	—
砂防	1/2	1/2	1/2	2/3	9/10	—
地すべり	1/2	1/2	1/2	2/3	6/10	—
急傾斜地	1/2					—
情報基盤総合整備事業 (土砂災害情報相互通報システム整備事業)						
砂防	1/2	1/2	1/2	2/3	9/10	—
地すべり	1/2	1/2	1/2	2/3	6/10	—
急傾斜	1/2					—
砂防基礎調査	1/3					—
急傾斜地基礎調査	1/3					—

3-12 統合河川環境整備事業

良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的に、(1)汚濁の著しい河川の水質改善、(2)魚類の遡上・降下環境の改善、(3)自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、(4)河川環境教育の場として、又は地域のまちづくりに係る取組みと一体となって治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業をいう。

1. 交付対象要件

都道府県知事が実施する河川工事で、次の各号の一に該当するもの。

- 1 一級河川又は二級河川の水質改善のために実施される浄化事業で、次の各号いずれかに該当するもの
 - (1) 指定区間内の一級河川又は二級河川のうち汚濁の著しい河川についての浄化事業、並びに一級河川又は二級河川の汚濁の原因となっている指定区間内の一級河川、二級河川についての浄化事業
 - (2) 三大都市圏の既成市街地（中部圏にあつては都市整備区域、近畿圏にあつては既成都市区域）及び近郊整備地帯（近畿圏にあつては近郊整備区域）に係る一級河川又は二級河川で、若しくは、三大都市圏に係る重要な水源となっている湖沼を含む一級河川又は二級河川で、主要地点での水質が環境基準を著しく超え、かつ、その汚濁原因が広範にわたり、当該河川の浄化のみでは効率的な水質の改善が困難と認められるものの中から採択される特定河川の流域において実施する次の各号に掲げる浄化事業
 - イ 当該特定河川の浄化事業
 - ロ 当該特定河川の汚濁の一因となっている一級河川の指定区間、二級河川及び準用河川の浄化事業
 - ハ その他当該特定河川の流域において行う浄化事業で著しい効果が認められるもの
- 2 都道府県の管理する一級河川又は二級河川のうち、河川横断工作物により河川が分断され、魚類の遡上・降下が困難な区域において魚道の整備を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの
- 3 都道府県の管理する一級河川又は二級河川のうち、従来の自然環境が著しく阻害されている河川の特に必要なとする区域において自然環境の保全・復元を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの
- 4 都道府県の管理する一級河川及び二級河川において、河川環境教育の場として利用される「水辺の楽校プロジェクト」、地域の取組みと一体となった「かわまちづくり支援制度」に位置づけられた治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの。

2. 統合河川環境整備事業計画の地域自主戦略交付金事業実施計画への記載

統合河川環境整備事業の実施に当たっては、地域自主戦略交付金事業実施計画に、次に掲げる事項を定めた河川環境整備事業計画を記載するものとする。

- ①基本方針
- ②事業期間
- ③実施内容
- ④体事業費

3. 統合河川環境整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のとおりとする。

- ・内地、北海道、離島（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特例措置に関する法律第3条の適用を受けるもの） 1/2
- ・内地、北海道、離島（その他） 1/3
- ・沖縄 1/2

- (1) 国は、都道府県知事が施行主体である場合には、交付対象額の3分の1（公害の防止に関する国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う浚渫及び導水事業にあつては2分の1）を都道府県に対して交付するものとする。

ただし、下流の指定区間の一級河川又は二級河川の汚濁の原因となっている準用河川についての浄化事業において、国は、対象事業について、都道府県と市町村がそれぞれ事業費の3分の1（公害防止対策事業として行う事業にあつては4分の1）を負担する旨の費用負担協定（市町村負担については地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の手続きによる。）を締結している時に、事業費の3分の1（公害防止対策事業として行う事業にあつては2分の1）を都道府県に対して交付するものとする。

3-13-(1) 下水道関連特定治水施設整備事業

(1)河川の流下能力が不足しているため、下水道事業による雨水対策が十分に効果を上げられない地域に係る治水事業及び(2)公共用水域の水環境の改善のため、下水道事業と協調して行う治水事業であり、事業効果の早期発現が見込まれる事業をいう。

1. 交付対象事業

下水道関連特定治水施設整備事業（以下3-13-(1)関係部分で「特定事業」という。）とは、(1)及び(2)に掲げる治水事業で、事業効果の早期発現が見込まれるものをいう。

- (1) 河川の流下能力が不足しているため、下水道事業による雨水対策が十分に効果を上げられない地域に係る治水事業
- (2) 公共用水域の水環境の改善のため、下水道事業と協調して行う治水事業

2. 交付対象要件

特定事業の交付対象となる事業は、特定事業と同種の治水事業の交付対象要件に適合し、かつ、下水道事業の事業効果を高めるために必要なものとする。

3. 下水道関連特定治水施設整備事業に係る基礎額

下水道関連特定治水施設整備事業と同種の「水の安全・安心基盤整備」分野における治水施設の整備等に関する事業に係る交付割合と同じ割合とする。

3-13-(2) 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

中心市街地における快適な居住環境を創出し、良好な住宅・宅地の整備・保全を図り、又は大規模地震等の発生により既存住宅・宅地に著しい被害が生じるおそれのある地域における住宅・建築物の保全を図るため、治水施設等の整備を行う事業をいう。

1. 交付対象事業

住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業（以下3-13-(2)関係部分において「特定事業」という。）とは、第1号及び第2号に掲げる治水施設等の整備事業（住宅市街地基盤整備事業、住宅市街地総合整備事業又は都市再生整備計画事業として本交付金の交付を受ける場合を除く。）であって、当該治水施設等の管理者が計画的に実施するものをいう。

一. 中心市街地等における良好な居住環境の創出支援型事業

イ 目的

河川の整備を行うことにより、中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画、都市再生法に基づく都市再生整備計画等（以下3-13-(2)関係部分において「中心市街地活性化基本計画等」という。）のうち快適な居住環境の創出、美しい市街地景観の形成等を図ることとされている計画の実現を支援する。

ロ 事業の内容

中心市街地活性化基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ、快適な居住環境の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川における改良工事であって、次に掲げるいずれかの計画又は当該計画の実現に寄与する治水施設等整備事業計画に位置づけられているもの。

- (1) 中心市街地活性化法第9条に基づき市町村が作成する基本計画
- (2) 都市再生法第15条に基づき都市再生本部が定める地域整備方針及び同法第46条に基づき市町村が定める都市再生整備計画
- (3) 大都市法第3条の3に基づく供給計画
- (4) 地方拠点都市法第6条に基づく基本計画
- (5) 都市再生プロジェクトに関する基本的考え方（平成13年6月14日都市再生本部決定）に基づき都市再生本部が決定した都市再生プロジェクト

二. 住宅・建築物の耐震改修支援型事業

イ 目的

大規模地震等の発生により既存住宅・建築物が著しい被害を受け、緊急輸送道路を閉塞するなど社会的に重大な被害が生じるおそれがあるため、住宅・建築物の耐震改修を促進する必要がある地域において、土砂災害に対する安全性を向上させる。

ロ 事業の内容

大規模地震等の発生するおそれがある地域において、緊急輸送道路を閉塞するなど、地震時に社会的に重大な被害が起こりうる住宅市街地を土砂災害から保全するために必要な砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設（以下3-13-(2)関係部分において「砂防設備等」という。）の整備事業であり、次のいずれかの計画に位置づけられているもの。

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条に基づき都道府県が策定する都道府県耐震改修促進計画

(2) 地方公共団体が作成する住宅・建築物の耐震化計画

ただし、(2)の計画に基づく事業実施は、都道府県耐震改修促進計画が策定されるまでの経過期間（平成18年度から概ね5年間）における対応とし、また(1)及び(2)の計画の策定前でも、これらの計画に砂防設備等の整備事業が位置づけられることが確実となった時点で事業実施可能とする。

2. 対象事業の要件

交付金対象事業は、特定事業と同種の治水施設等の整備事業に係る採択基準等に適合し、かつ、次に掲げる第1号又は第2号の基準に適合するものとする。

一 中心市街地等における良好な居住環境の創出支援型事業

1. 第1号口に定める基準に適合する事業のうち、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 1. 第1号口に定める治水施設等整備事業計画（以下3-13-(2)関係部分において「事業計画」という。）は、住宅・市街地整備に係る計画の策定主体と十分に調整を行い作成したものであること。
 - ロ 事業計画は、中心市街地活性化基本計画等の対象地域の治水安全度の向上を主たる目的としているものであること。
 - ハ 既存の河川の整備計画との整合性がとれていること。
- 二 住宅・建築物の耐震改修支援型事業
 1. 第2号口に定める基準に適合する事業のうち、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 本事業制度に係る内容を1. 第2号口に定める計画に記載する場合には、計画の策定主体と砂防関係事業部局で調整を行い作成すること。
 - ロ 本事業は、地震により住宅・建築物が著しい被害を受け、緊急輸送道路を閉塞するなど、社会的に重大な被害が生じることを防止するために必要な事業であること。
 - ハ 既存の砂防関係事業の計画と整合性がとられていること。

3. 事業計画の地域自主戦略交付金事業実施計画への記載

特定事業を行おうとする地方公共団体は、地域自主戦略交付金事業実施計画において、次に掲げる事項を定めた事業計画を記載するものとする。

- イ 関連する計画名
- ロ 基本方針（関連する計画の概要、治水施設等による支援の必要性・効果）
- ハ 事業主体
- ニ 全体計画事業費
- ホ 事業期間
- へ 施行区間、延長
- ト 主要工事
- チ 事業効果
- リ 計画概要図

4. 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、特定事業ごとに算出される交付対象事業費に、当該特定事業と同種の治水施設等の整備事業に係る国の補助割合又は負担割合と同じ割合の国費率を乗じて得た額とする。

4 海岸

4-1-1 (1) 高潮対策事業

高潮、波浪、津波等により被害が発生するおそれのある地域について、堤防・護岸・離岸堤・突堤等の海岸保全施設の新設又は改良を実施する事業をいう。

1. 交付対象事業の要件

(1) 高潮対策事業((2)から(3)に規定する事業を除く。)は、以下の①から④までの要件を満たすものとする。

- ① 海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。
- ② 高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれの大なる海岸であること。
- ③ 防護面積、防護人口が5ha/km以上又は50人/km以上であること。ただし、防護面積、防護人口がおおむね15ha未滿かつおおむね150人未滿(離島・奄美・北海道・沖縄にあっては、おおむね7.5ha未滿かつおおむね75人未滿)であるものに限る。

なお、防護人口については、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・更正施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校及びその他実質的に災害時要援護者に関連する施設の利用者のうち、日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定できるものとする。

④ 総事業費が、以下のとおりであること。

離島・奄美・北海道・沖縄	5千万円以上
内地	1億円以上

(2) 高潮対策事業のうち、「市街地海岸事業」(港湾局所管海岸に限る。)については、上記(1)の要件に加えて、次の要件を満たすものを交付対象とする。

- (ア) 海岸保全施設によって直接防護される市街地が大規模なもの
- (イ) 海岸保全施設によって直接防護される市街地を有する行政区域の人口が90万人以上の海岸
- (ウ) 市街地が主としてゼロメートル地帯等低地地域を有しており、高潮又は津波により破壊的な被害が発生するおそれの大なる海岸

(3) 高潮対策事業のうち、指定市、中核市及び中核市に相当する都市(人口概ね30万人以上の都市)又はそれらに市街地が連たんする都市を対象と

して行われる「都市海岸高度化事業」については、上記（１）（港湾局所管海岸については上記（１）及び（２））の要件に加えて、次の要件を満たすものを交付対象とする。

- （ア）海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で大規模なもののうち主として市街地を防護する特に重要な海岸であること（原則として総事業費が概ね１億円以上であるもの）。
 - （イ）背後地に商業施設、業務施設又は住宅が集積した海岸で、背後の土地利用と海岸整備が有機的に連携できる場所であること。
 - （ウ）耐震性など海岸保全施設の保全機能の強化と利便性の向上を図り、海岸での市民利用を促進するため必要なその他の施設を整備するもの。特にバリアフリーに配慮されていること。
- （４） 海岸保全施設の整備と一体的に行う情報基盤総合整備事業（水管理・国土保全局所管海岸に限る。）にあつては、都道府県が定める河川等情報基盤総合整備全体計画に基づき整備される河川等の情報収集、提供等を行うシステム（総事業費３億円以上）のうち、過去に海岸災害を受けた沿岸、又は受けるおそれの高い沿岸に係る、波高計、波向計等の観測施設及びこれらの情報を収集・処理する施設の整備を交付対象とする。

2. 高潮対策事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、以下のとおりとする。

（国費率）

内地	1/2（市街地、都市 2/5）
北海道	11/20
離島	11/20
奄美	2/3
沖縄	9/10

4-1-（2） 侵食対策事業

海岸侵食により被害が発生するおそれのある地域について、堤防・護岸・離岸堤・突堤等の海岸保全施設の新設又は改良を実施する事業をいう。

1. 交付対象事業の要件

- （１） 侵食対策事業は、以下の①から④までの要件を満たすものとする。
 - ① 海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。
 - ② 侵食による被害が発生するおそれの大なる海岸であること。
 - ③ 防護面積、防護人口が 5ha/km 以上又は 50 人/km 以上であること。ただし、防護面積、防護人口がおおむね 15ha 未満かつおおむね 150 人未満（離島・

奄美・北海道・沖縄にあっては、おおむね 7.5ha 未満かつおおむね 75 人未満)であるものに限る。

なお、防護人口については、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・更正施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校及びその他実質的に災害時要援護者に関連する施設の利用者のうち、日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定できるものとする。

④ 総事業費が、以下のとおりであること。

離島・奄美・北海道・沖縄 5千万円以上

内地 1億円以上

(2) 海岸保全施設の整備と一体的に行う情報基盤総合整備事業(水管理・国土保全局所管海岸に限る。)にあっては、都道府県が定める河川等情報基盤総合整備全体計画に基づき整備される河川等の情報収集、提供等を行うシステム(総事業費3億円以上)のうち、過去に海岸災害を受けた沿岸、又は受けるおそれの高い沿岸に係る、波高計、波向計等の観測施設及びこれらの情報を収集・処理する施設の整備を交付対象とする。

2. 侵食対策事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、以下のとおりとする。

(国費率)

内地 1/2

北海道 11/20

離島 11/20

奄美 2/3

沖縄 9/10

4-2 海岸耐震対策緊急事業

堤防・護岸等の耐震対策等を地域の実情に応じて緊急的に実施することにより、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止する事業をいう。

1. 交付対象事業の要件

本事業は、海岸法(昭和31年法律第101号)第40条第1項第1号又は第6号に規定する海岸保全区域内(同条第2項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を

む。)において主として実施するものであって、以下の①から③までの要件を満たすものとする。

- ① 以下のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域（海水の浸入により浸水するおそれがある区域）に地域中枢機能集積地区（背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察署、消防署、病院等）がある地区等）を有すること。
 - (ア) 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸
 - (イ) 東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他の大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸
- ② 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに事業実施内容を記載した3. に規定する海岸耐震対策緊急事業計画（以下4-2関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区であること。
- ③ 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が5千万円以上であること。

2. 交付対象事業の内容

本事業の内容は、原則として、堤防・護岸等の耐震対策を対象とする。

3. 事業計画の地域自主戦略交付金事業実施計画への記載

本事業を実施しようとする海岸管理者は、関係機関の意見を聴取し、地域自主戦略交付金事業実施計画に事業計画を記載するものとする。

また、事業計画は、事業着手から原則として5年以内に成果目標の達成が見込まれるよう次に掲げる事項について定めるものとする。

- (ア) 海岸の概要
- (イ) 事業の概要
- (ウ) 計画の内訳
- (エ) 浸水防止に関連した総合的な計画
- (オ) 成果目標
- (カ) 関係機関との連携
- (キ) 関連するソフト対策
- (ク) その他参考となる事項

4. 留意事項

海岸管理者は、事業計画に基づき、計画的・効率的に海岸事業を実施するものとする。なお、実施に当たっては、所期の目的を十分達成するよう、効率的かつ効果的な工法及び対策手法を検討するものとする。

5. 海岸耐震対策緊急事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、以下のとおりとする。

(国費率)

内地	1/2
北海道	11/20
離島	11/20
奄美	2/3
沖縄	9/10

4-3 海岸堤防老朽化対策緊急事業

老朽化により機能が確保されていない海岸保全施設であって、緊急にその機能の強化（海岸法第27条第1項に定める新設又は改良に関する工事による機能の強化をいう。以下4-3関係部分において同じ。）又は回復（当該機能の強化と一体的に行うことが適当と認められる補修による機能の回復をいう。以下4-3関係部分において同じ。）を行う必要があるものについて、海岸保全施設の老朽化調査、調査結果を踏まえた老朽化対策計画の策定、老朽化対策計画に基づいた老朽化対策工事を実施する事業をいう。

1. 交付対象事業の要件

交付対象事業は、海岸法第40条第1項第1号又は第6号に規定する海岸保全区域（同条第2項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）内において実施するものであって、以下の①から④までの要件を満たすものとする。

- ① 海岸管理者による海岸保全施設の管理が適切に実施されていること。
- ② 老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設であって、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があると認められるものであること。
- ③ 海岸法第2条の3第1項の海岸保全基本計画等に基づき、本事業の実施内容を記載した3. に規定する海岸堤防等老朽化対策緊急事業計画（以下4-3関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区であること。
- ④ 事業計画に位置付ける総事業費が5千万円以上であること。

2. 交付対象事業の内容

本事業は、事業計画に位置付ける海岸保全区域内において、老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設であって、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があるものを対象に、次に掲げる対策を講じるものとする。

- ① 海岸保全施設の老朽化調査
- ② ①の調査結果を踏まえた老朽化対策計画の策定
- ③ ②の老朽化対策計画に基づいて実施する老朽化対策工事

3. 事業計画の地域自主戦略交付金事業実施計画への記載

本事業を実施しようとする海岸管理者は、関係機関の意見を聴取し、地域自主戦略交付金事業実施計画に事業計画を記載するものとする。

また、事業計画は、事業着手から原則として5年以内に成果目標の達成が見込まれるよう、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (ア) 海岸の概要
- (イ) 施設管理の現状
- (ウ) 事業の概要
- (エ) 計画の内訳
- (オ) 老朽化対策の基本的な考え方
- (カ) 成果目標
- (キ) 維持管理の基本的な考え方
- (ク) その他参考となる事項

4. 留意事項

海岸管理者は、事業計画に基づき、2. ①老朽化調査及び同②の老朽化対策計画の策定を行った上で、同③の老朽化対策工事を計画的かつ効率的に実施するものとする。なお、当該工事の実施に当たっては、所期の目的を十分達成することができるよう、効率的かつ効果的な工法及び対策手法を検討するものとする。

5. 海岸堤防老朽化対策緊急事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、以下のとおりとする。

(国費率)

内地	1/2
北海道	11/20
離島	11/20
奄美	2/3
沖縄	9/10

4-4 津波・高潮危機管理対策緊急事業

既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させるとともに、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、①水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等、②堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備、③津波・高潮ハザードマップの作成支援、④津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備、⑤津波防災ステーションの整備、⑥避難対策としての管理用通路の整備、⑦避難用通路の設置、⑧漂流物防止施設の整備を総合的に実施する事業をいう。

1. 交付対象事業の要件

- (1) 本事業の対象は、海岸法第40条第1項第1号又は第6号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであって、以下の①から⑤までの要件を満たすものとする。
 - ① 以下のいずれかに該当する海岸で実施するものであること。
 - (ア) 東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他の大規模地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する地域に存する海岸
 - (イ) 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸
 - ② 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載した津波・高潮危機管理対策緊急事業計画（以下4-4関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区で実施するものであること。
 - ③ 事業計画に従って実施される事業であること。
 - ④ 一連の防護区域を有する海岸ごとに、事業着手から5年以内に整備目標の達成が見込まれること。
 - ⑤ 事業計画に位置付ける総事業費が5千万円以上であること。
- (2) 本事業における堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止については、以下のいずれかに該当する施設を対象とするものに限る。
 - (ア) 当該対策により、施設の耐震化に資するもの
 - (イ) 津波又は高潮の波力に耐えられない程度に、損傷が著しいもの
 - (ウ) 避難経路に近接し、避難対策上支障をきたすおそれが強いもの
- (3) 本事業に要する事業費に関して、ハザードマップ作成支援（耐震調査等）のソフト対策に要する経費は、事業計画の総事業費の概ね2割を上限として、その内数として計上することができるものとする。

(4) 本事業における情報基盤の整備については、浸水想定区域の周知、防災訓練等被害を軽減するための対策を講じている地域を対象とすること。

2. 交付対象事業の内容

本事業は、既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させるとともに、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、次の施策を総合的に実施するものとする。(1. (1) ① (イ) の海岸については、次の①～④及び⑧を対象とする。)

- ① 水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等
- ② 堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備
- ③ 津波・高潮ハザードマップの作成支援(浸水想定区域調査、耐震調査、避難路調査、耐浪調査及び排水性能調査)
- ④ 津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備
- ⑤ 津波防災ステーションの整備
- ⑥ 避難対策としての管理用通路の整備
- ⑦ 避難用通路の設置(堤防スロープ等)
- ⑧ 漂流物防止施設の整備

ただし、③については、上記①～⑧(③を除く。)と併せて実施する場合に限り、交付対象事業とする。

3. 事業計画の地域自主戦略交付金事業実施計画への記載

海岸管理者は、本事業を実施しようとする場合は、関係機関の意見を聴取し、地域自主戦略交付金事業実施計画に事業計画を記載するものとする。

また、事業計画は、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (ア) 海岸の概要
- (イ) 事業の概要
- (ウ) 計画の内訳
- (エ) 成果目標
- (オ) その他参考となる事項

4. 留意事項

- ①海岸管理者は、本事業の実施に当たって、所期の目的を十分達成するよう現地調査の上、工法及び対策手法を検討するものとする。
- ②海岸管理者は、事業計画に基づき、計画的に事業を実施するものとする。

5. 津波・高潮危機管理対策緊急事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、1/2 とする。

4-5 海岸環境整備事業

堤防、突堤、護岸、離岸堤、人工リーフ、砂浜（緊急養浜含む。）、植栽、飛砂防止施設、安全情報伝達施設、通路（水叩き兼用）、緩衝帯としての緑地・広場、進入路（必要最小限の管理用駐車スペースを含む。）、照明（安全確保上必要最小限のものに限る。）、その他所期の目的を達成するための必要最小限の施設の新設、改良を実施する事業をいう。

1. 交付対象事業の要件

次のいずれかの要件に該当するものであること。

- ① 周辺に公営の公園、海水浴場、ヨットハーバー等のある区域又は計画中の区域で、完成後には海浜利用が増進されるものであること。また、民間と競合しないものであり、本事業で造成された施設等は、地方公共団体が一元的に運営できるものであること。

ただし、総事業費が1億円以上のものに限る。

- ② 海岸保全施設の設置だけでは、前浜の回復、環境維持が困難であるため、あるいは海浜特性からみて海岸保全施設の設置に制約があるため、緊急に養浜を実施しなければならないこと。

ただし、総事業費が1億円以上のものに限る。

- ③ 自然環境との調和・個性ある地域づくりに資する次の海岸において行う事業。

ただし、総事業費が1億円以上のものに限る。

(ア) 国指定文化財等の史跡・景勝岩及び交流促進施設の防護を図るため海岸保全施設の新設・改良を行う海岸であること。

(イ) 国立公園内等の利用・景観への配慮もしくは貴重種等特有の環境に依存した固有の生物の生息・生育環境の保全・回復を図るため既存海岸保全施設の改良を行う海岸であること。

- ④ 海水浴等の海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において行う次の事業。

ただし、総事業費が1千万円以上のものに限る。

(ア) 水叩き兼用の通路又は植栽を階段工と一体として短年度に整備することにより効果を発揮し得るものであること。

(イ) 海岸利用者の安全性の確保を図るための安全情報伝達施設を整備す

る事業であること。

- ⑤ 広域的な一連の海岸において、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させるなど、地域の特色を活かした自主的・戦略的取組を推進するために行う事業。

ただし、総事業費が1億円以上のものに限る。

なお、本事業の実施に当たっては、地域自主戦略交付金事業実施計画において、多様なニーズを踏まえるとともに、関係市町村や多様な関係者と協働して定めた海岸利用活性化計画を記載するものとする。海岸利用活性化計画には以下に掲げる事項を定めるものとする。

- (ア) 対象とする海岸の概要
- (イ) 海岸利用の活性化に関する基本方針
- (ウ) 施設等配置に関する計画
- (エ) 施設等の維持管理に関する計画
- (オ) その他

2. 事業の基本方針

- ① 国土保全との調和を図ること。
- ② 利用者に対する快適性、安全性の確保を図ること。
- ③ 自然環境に配慮するとともに、周辺の各種施設との調整を図ること。
- ④ 緊急養浜の実施に当たっては、効果及び養浜砂の挙動の把握に努めること。
- ⑤ 既存海岸保全施設の改良に当たっては、従前の防護機能が確保されるとともに、既存施設の再利用等が図られること。

3. 交付対象事業の内容

堤防、突堤、護岸、離岸堤、人工リーフ、砂浜（緊急養浜含む。）、植栽、飛砂防止施設、安全情報伝達施設、通路（水叩き兼用）、緩衝帯としての緑地・広場、進入路（必要最小限の管理用駐車スペースを含む。）、照明（安全確保上必要最小限のものに限る。）、その他所期の目的を達成するための必要最小限の施設の新設、又は改良とする。

4. 海岸環境整備事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、1/3 とする。

4-6 海域浄化対策事業

水管理・国土保全局所管海岸に係る汚染の著しい海域等において、海域の浄化を図るため、ヘドロ等の除去等、放置座礁船の処理を実施する事業をい

う。

1. 交付対象事業の要件

次の各号のいずれかの要件に該当するものとする。

- ① 汚染の著しい海域において実施するヘドロ等の除去等。
ただし、総事業費が1億円以上のものに限る。
- ② 海岸保全施設の機能の確保、海岸環境の保全と公衆の海岸の適正な利用を図るために実施する放置座礁船の撤去等。
ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。

2. 基礎額

(国費率)

海域浄化対策事業の国費率は、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第3条に該当するものについては1/2、それ以外の事業については1/3とする。

(義務者への求償)

該当する事業については、地方公共団体は、船舶所有者等より、放置座礁船の処理に要した費用の全部又は一部の納付を受けた場合には、その費用の納付の内容に関する証拠書類を添えて速やかに地方整備局長等（北海道においては北海道開発局長、沖縄については沖縄総合事務局長。）に報告するとともに、船舶所有者等から納付を受けた額に上記国費率を乗じて得た額を国に納付しなければならない。

5 下水道

下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号に規定する流域下水道の設置又は改築に関する事業のうち、次に掲げるもの。

- ・管渠及びこれを補完する施設の設置又は改築に関する事業（雨水貯留管及び雨水調整池並びにこれらを補完する施設の設置又は改築に関する事業を除く。）
- ・終末処理場及びこれを補完する施設の設置又は改築に関する事業（全体計画区域内人口が20万人未満であり、かつ、当該事業の実施主体である都道府県の総人口の1割未満である流域下水道事業に限るものとし、公共下水道と一体となって下水汚泥等を処理するために実施する事業を除く。）

なお、公共下水道と一体となって下水汚泥等を処理するために実施する事業とは、都道府県が事業主体となって、広域的な観点に立ち流域下水道と周辺の公共下水道から発生する下水汚泥等を集約的に処理するとともに、資源化再利用を推進するために必要な施設の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うものをいう。

5-（1） 通常の下水道事業

流域下水道の設置又は改築に関する事業で、下水道法施行令（昭和34年政令147号）第24条の2に定めるものを対象とした事業をいう。

1. 交付対象事業の要件

5の事業のうち、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 既に流域下水道事業を施行中の箇所

(イ) 新たに下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号イに規定する流域下水道を整備する対象となる箇所は、次のすべてに該当すること。

(a) 環境基本法に基づく水質環境基準の定められた水域の水質保全に必要なものであること。

(b) 当該流域下水道に係る水域は、次のいずれかに該当すること。

ただし、水資源開発が一定規模以上の水域はこの限りではない。

一 水域内人口が30万以上であること。

二 水域内人口が当該都道府県の総人口の1割以上であること。

(c) 当該流域下水道の各処理区の計画人口は、次のいずれかに該当すること。

一 当該流域下水道に係る水域の人口の5割以上であること。

二 原則として10万以上であること。

ただし、公共用水域の水質保全上特に必要があり、また、計画人口が5万以上かつ関係市町村が3以上である場合には、これも対象と

する。

- (d) 当該流域下水道の処理区にあつては、最大の計画人口を有する都市の計画人口の全体に占める割合が 80%以下であること。
- (ウ) 新たに下水道法第 2 条第 4 号ロに規定する流域下水道(雨水流域下水道)を整備する対象となる箇所は、次のすべてに該当するものであること。
 - a) 2 以上の市町村の区域における雨水を対象とすること。
 - b) 各市町村が個々に公共下水道事業として実施するより効率的であること。

2. 交付対象事業の内容

交付対象事業は下水道法施行令第 2 4 条の 2 によるものとし、次の補完施設を含むものとする。

- (a) 管渠に附属する、ます、取付管、マンホール、雨水吐、吐口等の施設
- (b) ポンプ施設を補完するスクリーン、沈砂池等の施設
- (c) 終末処理場を補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設

3. 通常の下水道事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する 5 - (1) の 1. に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

下水道法施行令第 2 4 条の 2 に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。

5 - (2) 下水道総合地震対策事業

下水道の地震による被災が市民生活や公衆衛生等に重大な影響を及ぼすことに鑑み、大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号)に基づく地震防災対策強化地域、水道水源地域等において、地震に対する安全度を早急に高め、安心した都市活動が継続されることを目的として、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化及び被災した場合の下水道機能のバックアップ対策を併せて進める事業をいう。

1. 交付対象事業の要件

「下水道総合地震対策事業」とは、次のいずれかに該当する地域において、

地方公共団体の下水道地震対策を目的として実施する事業をいう。

(ア) DID 地域を有する都市

(イ) 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域

(ウ) 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域

(エ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

(オ) 上水道の取水口より上流に位置する予定処理区域

2. 交付対象事業の内容

交付対象事業の範囲は、5－(1)の対象となる事業及び施設の整備に加え、次のいずれかに該当する事業及び施設の整備とする。

- ① 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(防災拠点及び避難地)並びに高齢者・障害者等要援護者関連施設と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業
- ② 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路及び避難路並びに軌道の下に埋設されている管渠の耐震化事業
- ③ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(防災拠点及び避難地)並びに高齢者・障害者等要援護者関連施設が存在する排水区域における下水排除面積が一定規模以上(指定市にあつては1ha以上(ただし、1ha未満の貯留・排水施設の耐震化がより経済的な場合は0.5ha以上)、一般市(市から指定市及び過疎市を除いたもの。)にあつては0.5ha以上、町村(過疎町村を除く。)にあつては0.25ha以上、過疎市町村にあつては0.1ha以上)の貯留・排水施設の耐震化事業
- ④ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(敷地面積1ha以上の防災拠点又は避難地に限る。)に整備するマンホールトイレシステム(ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。)
- ⑤ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた下水道施設(敷地面積2ha以上の防災拠点及び避難地に限る。)に設置する備蓄倉庫及び耐震性貯水槽

ただし、三大都市圏の既成市街地等(首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に基づく都市整備区域)に位置する都市、政令指定市、県庁所在都市及び中核市における DID 地域を含む地区にあつては、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画において、防災拠点及び避難地として位置付けられた敷地面積1ha以上の下水道施設に設置する備蓄倉庫及び耐震性

貯水槽

3. 事業実施計画への記載事項

本事業を実施しようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を事業実施計画に記載するものとする。

- ① 対象地区の概要及び選定理由
- ② 整備目標
- ③ 事業内容及び年度計画

4. その他

本事業は、平成 21 年度より 5 年間以内に原則として事業期間 5 年以内に実施する事業内容を事業実施計画に記載し、事業着手する地方公共団体に限り実施できるものとする。ただし、当該事業実施計画に位置付けられた管渠等の耐震化事業に係る工期が 5 年を超える場合は、事業期間は 10 年以内とする。

5. 下水道総合地震対策事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する 5- (2) の 1. に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。

5- (3) 下水道長寿命化支援制度

事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図ることを目的として、下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき、「長寿命化対策」に係る計画を策定し、当該計画に基づき、予防保全的な管理を行うとともに、長寿命化を含めた計画的な改築等を行う事業をいう。

1. 定義

「下水道長寿命化計画」とは、下水道施設の点検・調査結果に基づき、「長寿命化対策」を含めた施設の改築等に関し、対策内容や対策時期等を定めたものである。なお、「長寿命化対策」とは、下水道施設の予防保全的な管理及

び更生工法あるいは部分取替等により既存ストックを活用し、耐用年数の延伸に寄与する行為をいう。

2. 交付対象事業

①下水道長寿命化計画の策定

5－(1)、5－(2)のいずれかの対象となる施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査及び本結果に基づく「下水道長寿命化計画」の策定

②「下水道長寿命化計画」に基づく、「長寿命化対策」を含めた計画的な改築で、5－(1)、5－(2)のいずれかの要件に合致するもの

3. 下水道長寿命化計画の事業実施計画への添付

本事業を実施しようとする地方公共団体は、事業実施計画に、「下水道長寿命化計画」を添付するものとする。（「下水道長寿命化計画」の策定を行う場合を除く。）

4. 留意事項

平成20年度より5年間の猶予をもって、「長寿命化対策」を含めた施設の改築に対する交付は「下水道長寿命化計画」に基づく予防保全的な管理を実施しているものに限定することとする。

5. 下水道長寿命化支援制度に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する5－(3)の2.に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

①「下水道長寿命化計画」の策定

2分の1（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

②計画的な改築

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率に基づく国費率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

5－(4) 汚水処理施設共同整備事業

下水道施設を利用することが効果的な場合において、効率的な汚水処理の促進に資することを目的として、下水道及び他の汚水処理施設において共同で汚水を処理する事業をいう。

1. 交付対象事業

①の要件に該当する地域において、複数の汚水処理施設が共同で利用する②に掲げる施設の整備（②（ア）、（エ）及び（オ）の施設については、用地の取得及び造成を含む。）を行う事業をいう。

①対象地域の要件

汚水処理施設共同整備事業の対象地域は、当該事業が対象とする処理人口及び処理水量の1/2以上を下水道事業が対象としている地域に限る。

②対象施設

（ア）共同水質検査施設

下水等の水質検査施設（施設の設置に必要な用地を含む。）。

（イ）移動式汚泥処理施設

汚泥脱水機を搭載した車両等であって複数の汚水処理施設を巡回して、各施設から発生する汚泥を処理する施設。

（ウ）汚泥運搬施設

下水汚泥処理施設において汚泥を集約的に処理するため、他の汚水処理施設から発生する汚泥を運搬する車両等。

（エ）共同汚泥処理処分施設

下水汚泥等の処理処分施設及びこれを補完する施設（施設の設置に必要な用地を含む。）。

（オ）共同管理施設

汚水処理施設の遠隔監視等の管理施設で下水道施設内に設置するもの（施設の設置に必要な用地を含む。）。

（カ）その他共同で施設を利用するために必要な施設。

2. 留意事項

①事業計画上の取扱い

関係する汚水処理施設の発生汚泥量等を下水道法第25条の3第1項に規定する事業計画に位置付けることとする。

②施設の設置、改築及び維持管理

施設の配置、改築及び維持管理は、原則として下水道担当部局が行うものとする。また、地方負担分等は、地方公共団体の各担当部局で協議して定めるものとする。

③複数の地方公共団体が事業を実施する場合

(ア)施設の配置、改築及び維持管理

1. の②の(ア)、(エ)及び(オ)の施設の配置、改築及び維持管理は、当該施設を設置する場所の地方公共団体が行うことを原則とし、また、1. の②の(イ)、(ウ)及び(カ)の施設の設置、改築及び維持管理は、1つの地方公共団体が代表して行うことができるものとする。また、関係する地方公共団体がそれぞれの下水道法第25条の3第1項に規定する事業計画に位置付けることとする。

(イ)(ア)により施設の設置、改築及び維持管理を1つの地方公共団体が代表して行う場合においては、当該地方公共団体は、関係する地方公共団体から、設置、改築及び維持管理について委託を受けるものとする。

(ウ)原則として、当該施設の設置又は改築を行う地方公共団体が当該設置又は改築を交付対象事業として行うことができることとし、地方負担分については関係団体で協議して定めるものとする。

④以上によりがたい場合その他詳細については、国土交通省と協議の上決定するものとする。

3. 汚水処理施設共同整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する5-(4)の1. に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

下水道法施行令第24条の2の定める補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。この場合、これらの法令及び昭和46年10月9日付建設省告示第1705号において、終末処理場の一部として取り扱う。

5-(5) 特定下水道施設共同整備事業

下水道整備の円滑な促進に資することを目的として、地方公共団体が共同で下水道施設を設置し、利用する事業をいう。

1. 交付対象事業

複数の地方公共団体が共同で設置し、利用する次の施設の整備((ア)、(エ)及び(オ)の施設については、用地の取得及び造成を含む。)を行うことをいう。

(ア)共同水質検査施設

下水等の水質検査施設(施設の設置に必要な用地を含む。)

なお、終末処理場敷地以外に設けることができる。

(イ)移動式汚泥処理施設

汚泥脱水機等を搭載した車両等複数の終末処理場等を巡回して、各施設から発生する汚泥を処理する施設。

(ウ)汚泥運搬施設

下水汚泥処理施設において汚泥を集約的に処理するため、他の終末処理場等から汚泥を運搬する車両等。

(エ)汚泥処理処分施設

汚泥の処理施設及びこれらを補完する施設(施設の設置に要する用地を含む。)

なお、終末処理場敷地以外に設けることができる。

(オ)共同管理施設

終末処理場等の遠隔監視・制御施設をはじめとする管理施設(施設の設置に必要な用地を含む。)

なお、終末処理場敷地以外に設けることができる。

(カ)その他下水道事業を実施するにあたって必要な施設。

2. 留意事項

①施設の設置、改築及び維持管理

1. の(ア)、(エ)及び(オ)の施設の設置、改築及び維持管理は、当該施設を設置する場所の地方公共団体が行うことを原則とし、また、1. の(イ)、(ウ)及び(カ)の施設の設置、改築及び維持管理は、1つの地方公共団体が代表して実施するものができるものとする。また、関係する地方公共団体がそれぞれの下水道法に基づく事業計画に位置付けることとする。

②①により施設の設置、改築及び維持管理を1つの地方公共団体が代表して行う場合においては、当該地方公共団体は、関係する地方公共団体から、設置、改築及び維持管理について委託を受けるものとする。

③原則として、当該施設の設置又は改築を行う地方公共団体が当該設置又は改築を交付対象事業として行うことができることとし、地方負担分については関係団体で協議して定めるものとする。

④以上によりがたい場合その他詳細については、国土交通省と協議の上決定する。

3. 特定下水道施設共同整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する 5－（5）の 1．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

下水道法施行令第 24 条の 2 の定める補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。この場合、以上の法令及び昭和 46 年 10 月 9 日付建設省告示第 1705 号において、終末処理場の一部として取り扱う。

5－（6） 民間活用型地球温暖化対策下水道事業

下水汚泥等の資源・エネルギー利用を推進し、地球温暖化防止に貢献することを目的として、下水汚泥等の資源化、流通、販売・利用を一体的に捉え、民間企業の有するノウハウを最大限活用する事業をいう。

1. 定義

「民間活用型地球温暖化対策下水道事業」とは、下水道管理者が民間企業と一体となって策定する「下水道資源循環利用計画」に基づき、PFI 手法等により資源化を前提とした下水汚泥等の処理施設等を整備する事業をいう。

2. 交付対象事業

①「下水道資源循環利用計画」の策定

②施設の整備

次に掲げる下水汚泥等の処理施設等の整備のうち資源化を前提としたもの。なお、(b)については、地方公共団体が PFI 事業者等の民間事業者に助成する場合に限る。

(a)「下水道資源循環利用計画」に基づき地方公共団体が PFI 方式等により整備する下水汚泥等の処理施設

(b) (a)に関連し PFI 事業者等の民間事業者が整備する下水道資源化製品の貯留施設等関連施設(ただし、毎年 1,000 トン以上の温室効果ガス削減効果が見込まれる場合に限る。)

3. 下水道資源循環利用計画の事業実施計画への添付

①本事業を実施しようとする地方公共団体は、事業実施計画に、②に掲げる事項を定めた「下水道資源循環利用計画」を添付するものとする（「下水道

資源循環利用計画」の策定を行う場合を除く。)

②「下水道資源循環利用計画」に定める主な事項は次のとおりとする。

(ア)下水汚泥等の資源化に関する事項

(イ)下水道資源化製品の利用に関する事項

4. その他

地方公共団体が、PFI 事業により、2. ②(a)の施設を整備する場合、地方公共団体に施設が移管される前(工事着工期等)であっても交付申請を行うことが可能である。

2. ②(b)については、平成 24 年度予算までの措置とする。

5. 民間活用型地球温暖化対策下水道事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する 5 - (6) の 2. に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

①「下水道資源循環利用計画」の策定

2分の1

②施設の整備

(a) 5 - (6) の 2. ②(a)については、下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。

(b) 5 - (6) の 2. ②(b)については、地方公共団体による助成額の全部又は一部となる率(ただし、総費用の 3分の1を限度とする)。

5 - (7) 新世代下水道支援事業制度

良好な水循環の維持・回復、リサイクル社会構築への貢献、情報化社会への対応等、下水道に求められている新たな役割を積極的に果たしていくことを目的として実施する事業をいう。

1. 定義

本事業に基づく各事業の定義は次のとおりとする。

①水環境創造事業

(ア)水循環再生型

下水処理水の再利用、雨水の再利用や貯留浸透による流出抑制、親水性のある水辺空間の整備、河川事業等との連携・共同事業を行うことにより健全な水循環系の再生を図るものであって、次のいずれかに該当するもの。

(a) 次のいずれかの要件のもとに、下水処理水を再生水として利用するもの。

- a) 渇水のある、又はそのおそれのある地域で実施すること。
- b) 水資源開発促進法に基づき、水資源の総合的な開発及び利用の合理化の推進を図る必要があるとされている地域で実施すること。
- c) 湖沼、水道水源等、汚濁総量を削減する必要のある地域で実施すること。
- d) 公共下水道雨水渠や都市下水路等に送水し、せせらぎ用水等として有効利用すること。

(b) 次のいずれかの要件のもとに、雨水を利用するもの。

- a) 公共下水道雨水渠や都市下水路等に送水し、せせらぎ用水等として有効利用すること。
- b) 貯留、処理し、雑用水、防火用水等として利用すること。

(c) 公共用水域の水質保全、渇水に対する安全度の向上、都市防災用水の確保等の社会的ニーズに対応するため、下水道事業と河川事業等とが連携・共同して行う、下水処理水の上流還元や小規模な下水処理施設設置による河川等の流量の確保、調節池を活用した合流式下水道越流水質の改善、下水道による河川直接浄化施設汚泥等の処理、河川水の導水の目的を兼ねる下水管渠の設置等の事業のうち、次のすべてに該当するもの。

- a) 本事業に係る連携・共同事業の実施について、本事業の事業主体と相手事業の事業主体の間で相互の合意がなされていること又はなされることが確実と見込まれること。
- b) 当該連携・共同事業が、全体として水環境の保全に効率的、経済的に寄与するものであること。
- c) 当該連携・共同事業の実施に当たり、本事業と相手事業との間で費用の負担その他の事項について適切な分担が行われているものであること。

(d) 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において不要になった浄化槽の活用又は雨水貯留浸透施設の設置により雨水の流出抑制を図る者に対し、地方公共団体が助成を行うもの。

(e) 公共下水道雨水渠や都市下水路等を利用し、良好な水辺空間を整備するために、これらの施設に沿って、せせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、

魚巢ブロック等の設置を行うもの。

(イ) ノンポイント汚濁負荷削減型

雨天時に宅地や道路等の市街地の面源から公共用水域に流入する汚濁負荷(ノンポイント汚濁負荷)及び下水道未整備地域から発生する生活雑排水により都市下水路等の水路や湖沼等の公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るものであって、次のいずれかに該当するもの。

- (a) 水質保全上重要な湖沼等の公共用水域に流入する初期雨水又は雑排水が、当該公共用水域の水質汚濁の原因となっている地域において、初期雨水又は雑排水に含まれる汚濁負荷の削減対策を実施するもの。
- (b) 流入する雑排水又は初期雨水により、当該水路の水質悪化が著しく、周辺生活環境に悪影響を与えている地域において、初期雨水又は雑排水に含まれる汚濁負荷の削減対策を実施するもの。

② リサイクル推進事業

(ア) 再生資源活用型

渇水時の緊急対応としての下水処理水等の利活用や下水汚泥を用いた建設資材の利用により再生資源の活用を図るもので、次のいずれかに該当するもの。

- (a) 渇水時の下水処理水の緊急的使用が有効と認められる地域において、渇水時に下水処理水を緊急的に使用するための取水施設及び緊急的処理水送水施設等を整備するもの。
- (b) 下水道施設の建設に汚泥を用いた建設資材を積極的に使用するもの。

(イ) 未利用エネルギー活用型

下水及び下水処理水の熱やバイオマス等を有効利用し、環境への負荷削減、省エネルギー、新エネルギー対策等を図るもので、次のいずれかに該当するもの。

- (a) 下水熱を利用することが、経済性、環境への負荷削減効果、省エネ効果等の観点から総合的に判断して有利と認められる地域において、下水及び下水処理水の熱の利用施設を整備するもの。なお、「下水及び下水処理水の熱の利用」とは、下水道事業のうち地域冷暖房等に下水熱を利用することを、「下水熱」とは、下水及び下水処理水が持つ熱をいう。
- (b) バイオマスの有効利用を推進するため、下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理し、回収した下水道バイオガスをエネルギーとして処理場内で活用するもの。
- (c) 地域特性を生かしつつ地域全体で省 CO₂ 対策を推進するため、次のすべての要件のもとに、下水道バイオガスを処理場外で活用するもの。
 - a) 下水道バイオガスを公共又は公益の用途に活用すること。

b) 下水道バイオガスの活用が、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に規定する地方公共団体実行計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置付けられていること。

(d) 下水汚泥と他のバイオマスを一体的に有効利用することが、地域全体で効率的であると認められる地域において、下水汚泥と他のバイオマスを一体的に燃料等として有効利用する施設を整備するもの。

(e) 新エネルギー対策を推進するため、下水処理水等を利用した小水力発電(200kWh/日以上発電可能量が見込まれるものに限る。)を行い、発電した電力を処理場等下水道施設で活用するもの。

(ウ) 積雪対策推進型

下水処理水の供給による積雪排除や下水道施設を活用した流雪水路等の整備、下水及び下水処理水の熱の活用等により、積雪対策の推進を図るもので、次のいずれかに該当するもの。

(a) 積雪対策に資する事業であって、次に掲げる施設の整備を行うもの。

a) 主要な流雪水路、融雪水路及びこれらに付属する投雪口等、並びにこれらを補完するポンプ施設、流融雪用水取水施設等の施設

b) 処理水供給施設

c) 融雪槽

d) その他必要な施設

(b) 下水熱を利用することが、経済性、環境への負荷削減効果、省エネ効果等の観点から総合的に判断して有利と認められる地域において、積雪対策のための下水及び下水処理水の熱の利用施設を整備するもの。

③機能高度化促進事業

(ア) 新技術活用型

下水道に関わる新技術を先駆的に導入・評価し、新技術の普及と効率的な事業の執行を図るもので、次のいずれかの技術を採用するもの。

(a) 国土交通省又は日本下水道事業団が開発した技術。

(b) 官民共同で開発した技術。

(c) その他、建設費の軽減、用地面積の縮小、省資源・省エネルギーにより維持管理費の削減等が図られることから、適用が適切と考えられる技術で、一定の評価を受けるもの。

(イ) 高度情報化型

下水道管渠に一般利用を兼ねた光ファイバーケーブルを設置し、事業所や一般家庭の排水量の自動検針等を行うものであって、次のいずれかに該当するもの。

(a) 継続して公共下水道又は流域下水道に下水を排除している事業所又は

家庭からの排水水質等を適正に管理することが終末処理場からの放流水の水質向上に寄与し、ひいては公共用水域の水質保全に有効であると認められる地域において、下水道管理の効率化、高度化のため、主要な事業所又は家庭と処理場等を光ファイバーで結び、排水水質等の常時監視を行うシステムを構築するもの。

(b) 下水道管理上の必要性から、下水処理水を再生利用している施設における使用量をリアルタイムで把握するための自動検針システムを構築するもの。

(c) 地域の経済社会の状況と見通し、道路の空中占用の状況、電線共同溝等他の公共収容空間の整備の状況、地元地方公共団体の情報化への取組状況、民間事業者の利用見込み等を総合的に判断し、国、地方公共団体（下水道管理者以外の者）、第一種電気通信事業者及び有線テレビジョン放送施設者（以下「下水道管渠占有者」という。）が下水道暗渠を利用して通信用の光ファイバーを設置する蓋然性が高いと判断される地域において、下水道管渠占有者に対して効率的な空間占有を行わせること及び下水道管渠の維持管理への支障を最低限に抑えることを目的にした「さやケーブル」又は「サス外装ケーブル」を下水道管理用光ファイバーの設置に併せて、一体のケーブルとして設置するもの。

2. 交付対象事業

交付対象事業は、次に掲げる事業とする。

①水環境創造事業

(ア)水循環再生型

(a) 1. ①(ア)の(a)、(b)又は(c)に該当するもの

a) 地方公共団体が事業主体のもので、下水処理水・雨水の再利用を実施する事業にあつては、処理施設、送水施設、ポンプ施設、貯留施設及び附帯施設の整備

b) 河川事業等との適切な連携・共同事業にあつては、下水道事業の負担部分のうち、5－(1)から5－(7)までの交付対象事業に相当する各部分

(b) 1. ①(ア)の(d)に該当するものにあつては、個人・民間事業者等が設置する施設に対し地方公共団体が助成する事業であり、浄化槽の改造並びに雨水流出抑制施設及び附帯の配管の設置を行うもの

(c) 1. ①(ア)の(e)に該当するものにあつては、地方公共団体が事業主体のせせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巣ブロック等の整備を行うもの

(イ) ノンポイント汚濁負荷削減型

雑排水又は初期雨水による汚濁負荷を収集、貯留、処理、浸透するための管渠施設、ポンプ施設、貯留施設、処理施設（浸透ろ過、ろ材ろ過等のろ過処理施設、植生浄化水路、湿地帯等の植生浄化施設、礫間浄化等の接触浄化処理等）及び浸透施設（浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装等）の整備

②リサイクル推進事業

(ア) 再生資源活用型

(a) 渇水時の緊急的な下水処理水の利用を円滑に行うことに資する施設の建設又は取得のうち、次の a) 又は b) に掲げる事業

a) 下水処理水の取水及び散水車等への積み込みのために必要な取水・給水施設（ポンプ及びその附属施設を含む。）の建設

b) 渇水期に緊急的に下水処理水を送水するために必要な送水管、ポンプ及びそれらの附属施設の取得

(b) 下水汚泥を用いた建設資材を使用する下水道建設事業を実施する事業

(イ) 未利用エネルギー活用型

(a) 熱利用に必要な施設のうち、下水又は下水処理水の流れる施設（熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。）及びその附属施設の整備。

(b) バイオマスの有効利用に必要な施設のうち、下水汚泥とその他のバイオマスを投入する消化施設、消化ガス利用施設及びその附属施設の整備（有効利用するバイオマスの2分の1以上を下水汚泥が占める場合に限る。）

(c) バイオガス精製装置、圧縮機等及び下水道バイオガスの供給のために必要な施設の整備（下水処理場内に設置するものに限る。）

(d) 下水汚泥と他のバイオマスを混合・調整するために必要な施設の整備であって、下水道施設として整備する事業

(e) 下水処理水等を利用した小水力発電に必要な施設の整備

(ウ) 積雪対策推進型

(a) 主要な流雪水路、融雪水路及びこれらに附属する投雪口等並びにこれらを補完するポンプ施設及び流融雪用水取水施設等の施設の整備（なお、本施設は、雨水を排除するための管渠と効用を兼ねて設置するものとする。）。

(b) 処理水供給施設の整備

(c) 融雪槽（原則として調整池等と効用を兼ねて設置するものに限る。）の整備。

(d) 熱利用に必要な施設のうち、下水又は下水処理水の流れる施設（熱交

換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。) 及びその附帯施設の整備。

③機能高度化促進事業

(ア) 新技術活用型

下水道新技術の普及と効率的な事業の執行を図るため、下水道に関わる新技術を先駆的に導入・評価し、建設費又は維持管理費の低減、用地面積の縮小を図る事業。

(イ) 高度情報化型

(a) 下水道事業のうち、事業所又は家庭からの排水水質等の常時監視を行うのに必要な測定機器及び通信設備等を整備する事業主体、下水道管理上の必要性から、処理水の再生利用を行うため終末処理場から事業所又は家庭に送水した処理水量の常時監視を行うのに必要な測定機器及び通信設備等を整備する事業主体が行う次に掲げるもの。

a) 事業所又は家庭の排水水質、水量の自動測定・常時監視に必要な測定機器及びその附帯施設の整備。

b) 測定データを送信するために必要な通信設備（通信線を含む。）及びその附帯施設の整備。

c) 収集したデータを集計・分析するために必要な機器の設置。

(b) 後で光ファイバー芯線を送通することのできる中空管により構成されるケーブルである「さやケーブル」又は光ファイバー芯線をテープ状にした光ファイバーテープ芯線がスペーサーの溝型の収容空間に集積され、その周囲がステンレス防護テープとプラスチック被覆からなる被覆層で二重に被覆されたケーブルである「サス外装ケーブル」を整備する事業。

3. 留意事項

①維持管理

事業主体は、完成した施設等について維持管理の方法を定め、本事業の目的が達成されるよう適切な維持管理を行う。

②水環境創造事業水循環再生型について

個人・事業者等が設置・管理する施設に対し地方公共団体が助成する事業については、管理協定を締結する等により、適正な管理が行われるようにしなければならない。

③リサイクル推進事業未利用エネルギー活用型について

下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理する場合には、事業主体は、あらかじめ事業の内容について、当該事業に関係する都道府県又は市町村の廃棄物処理担当部局等と協議を行うとともに、事業の実施について連携

を図ること。

④リサイクル推進事業積雪対策推進型について

事業実施に際しては、他の除排雪事業とも連携を図り、都市の総合的な積雪対策に資するよう、計画的な事業実施に努めること。

4. その他

未利用エネルギー活用型における小水力発電に係るものを交付対象事業とできるのは、平成24年度末までとする。

5. 新世代下水道支援事業制度に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする（ただし、5－（7）の2. ③（イ）に掲げる事業のうち(b)に該当するものは除く。）。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する5－（7）の2. に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

次のとおり（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

①水環境創造事業

（ア）水循環再生型

(a) 5－（7）の2. ①（ア）に掲げる事業のうち(a)a)に該当するものは2分の1。

(b) 5－（7）の2. ①（ア）に掲げる事業のうち(a)b)に該当するものは、5－（1）から5－（7）までに基づき、それぞれに定められた国費率。

(c) 5－（7）の2. ①（ア）に掲げる事業のうち(b)に該当するものは、地方公共団体による助成額の2分の1（ただし総費用の3分の1を限度とする）。

(d) 5－（7）の2. ①（ア）に掲げる事業のうち(c)に該当するものは3分の1。

（イ）ノンポイント汚濁負荷削減型

2分の1

②リサイクル推進事業

（ア）再生資源活用型

(a) 5－（7）の2. ②（ア）に掲げる事業のうち(a)に該当するものは2分の1。

(b) 5－(7)の2. ②(ア)に掲げる事業のうち(b)に該当するものは、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。

(イ)未利用エネルギー活用型

(a) 5－(7)の2. ②(イ)に掲げる事業のうち(a)に該当するものは2分の1。

(b) 5－(7)の2. ②(イ)に掲げる事業のうち(b)に該当するものは、次に定める国費率。

a)下水汚泥とその他のバイオマスの投入割合により、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率と4分の1の補助率を按分した補助率に基づく国費率。

b)必要となる施設が下水汚泥のみを利用する場合と同等の規模である場合は、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。

(c) 5－(7)の2. ②(イ)に掲げる事業のうち(c)に該当するものは、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。

(d) 5－(7)の2. ②(イ)に掲げる事業のうち(d)に該当するものは、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。

(e) 5－(7)の2. ②(イ)に掲げる事業のうち(e)に該当するものは2分の1。

(ウ)積雪対策推進型

2分の1

③機能高度化促進事業

(ア)新技術活用型

下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。

(イ)高度情報化型

5－(7)の2. ③(イ)に掲げる事業のうち(a)に該当するものは2分の1。

5－(7)の2. ③(イ)に掲げる事業のうち(b)に該当するものについては、本事業の基礎額を次のとおりとする。

a) さやケーブルを設置する場合

下水道管理用に必要な光ファイバー芯線等(以下「下水道管理用分」という。)及び下水道管理者以外の者に対して空間占有を行わせることを目的とした中空管(以下「空間占有分」という。)を一体のケーブルとして敷設す

るために必要な費用（以下「総費用(W)」という。）から、下水道管理用分のみを別途独立のファイバーとして敷設したと想定した場合の費用（以下「下水道管理用分想定費用(A)」という。）及び下水道管渠占有者が負担すべき費用（以下「占有者負担費用(B)」といい、総費用(W)と下水道管理用分想定費用(A)の差の10%とする。）を差し引いて得た額の2分の1。

なお、下水道管理用分想定費用(A)については本事業によらず、5－(1)から5－(7)まで（新世代下水道支援事業制度機能高度化促進事業高度情報化型を除く。）により交付する。

以上を算式で表すと次のとおりとなる。

$$S = (W - A - B) / 2 = (W - A - (W - A) \times 0.1) / 2$$

S：基礎額

W：総費用

A：下水道管理用分想定費用

B：占有者負担費用

ただし、総費用(W)が下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍を超える場合は、総費用(W)を下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍として算定した額を基礎額(S)とする。

b) サス外装ケーブルを設置する場合

下水道管理用に必要な光ファイバー芯線（以下「下水道管理用分」という。）及び下水道管渠占有者が占有する光ファイバー芯線を一体のケーブルとして敷設するために必要な費用（以下「総費用(W)」という。）から、下水道管理用分のみを別途独立のファイバーとして敷設したと想定した場合の費用（以下「下水道管理用分想定費用(A)」という。）、設置する光ファイバー芯線費用のうち占有者負担分（以下「占有者が負担すべき芯線費用(C)」という。）及び光ファイバーの設置費用のうち下水道管渠占有者が負担すべき費用（以下「占有者負担費用(B)」といい、総費用(W)と下水道管理用分想定費用(A)の差の10%とする。）を差し引いて得た額の2分の1。

なお、下水道管理用分想定費用(A)については本事業によらず5－(1)から5－(7)（新世代下水道支援事業制度機能高度化促進事業高度情報化型を除く。）までにより交付する。

以上を算式で表すと以下のとおりとなる。

$$S = (W - A - C - B) / 2 = (W - A - C - (W - A) \times 0.1) / 2$$

S：基礎額

W：総費用

A：下水道管理用分想定費用

B：占有者負担費用

C：占有者が負担すべき芯線費用

ただし、総費用(W)から占有者が負担すべき芯線費用(C)を差し引いた額が下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍を超える場合は、総費用(W)から占有者が負担すべき芯線費用(C)を差し引いた額を下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍として算定した額を基礎額(S)とする。

5－(8) 都市水環境整備下水道事業

良好な都市水環境の保全・創出を図るため、河川事業等との連携を図りつつ実施する下水道事業をいう。

1. 交付対象事業

都市水環境整備下水道事業とは、次に掲げる事業をいう。

- イ. 5－(7)に定める水環境創造事業
- ロ. 清流ルネッサンスⅡの計画に位置付けられた下水道事業
- ハ. 上記イ、ロと一体的に実施される下水道事業

2. 都市水環境整備下水道事業に係る基礎額

基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲及び国費率は以下のとおりとする。

- イ. 新世代下水道支援事業制度に定める水環境創造事業に係る事業
本事業の基礎額は、5－(7)の1. ①水環境創造事業の交付対象事業の範囲及び国費率による。
- ロ. 清流ルネッサンスⅡの計画に位置づけられた下水道事業
清流ルネッサンスⅡの計画に位置付けられた下水道事業に対しては、5－(1)から5－(7)までによる。
- ハ. 上記イ、ロと一体的に実施される下水道事業
新世代下水道支援事業制度水環境創造事業及び清流ルネッサンスⅡに位置付けられた下水道事業と一体的に整備する必要がある下水道事業に対しては、5－(1)から5－(7)までによる。

6 市街地整備

6-1 暮らし・にぎわい再生事業

都市機能のまちなか立地、空きビルの再生及び多目的広場等の整備並びに関連空間整備及び計画コーディネートに関する事業をいう。

1. 定義

交付対象事業の定義は次の第1項及び第2項に定めるところにより、その他6-1他関係部分における用語の定義は、次の第3項から第8項に定めるところによる。

- 1 「コア事業」とは、次に掲げる事業をいう。
 - イ 都市機能まちなか立地支援
中心市街地に都市機能導入施設を整備することにより、中心市街地に不足している都市機能の集積を推進する事業（ロに掲げるものを除く。）
 - ロ 空きビル再生支援
中心市街地の既存建築物の全部又は一部を都市機能導入施設として再生することにより、中心市街地に不足している都市機能の集積を推進する事業
 - ハ 賑わい空間施設整備
中心市街地に多目的広場等の公開空地を整備することにより、中心市街地に不足している賑わい空間の創出を推進する事業
- 2 「附帯事業」とは、次に掲げる各事業をいう。
 - イ 計画コーディネート支援
暮らし・にぎわい再生事業に関する計画の作成及びコーディネート業務を実施する事業
 - ロ 関連空間整備
コア事業と併せて行われるものとして事業実施計画（暮らし・にぎわい再生事業に係る部分に限る。）に定められた駐車場、緑化施設等又は公開空地を整備する事業。
- 3 「認定基本計画」とは、中心市街地活性化法第9条第6項に定める認定を受けた基本計画をいう。
- 4 「公益施設」とは、社会福祉施設、地域交流施設、教育文化施設、医療施設その他地域住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設で、多数の者が出入りし利用することが想定される施設をいう。
- 5 「都市機能導入施設」とは、公益施設、住宅又は商業等の機能を有する施設をいう。
- 6 「交付金事業者」とは、地域自主戦略交付金の交付を受けて暮らし・にぎわい再生事業を実施する都道府県をいう。
- 7 「三大都市圏」とは、首都圏整備法（昭和31年法律第83号）に定められた既成市街地、近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）に

定められた既成都市区域、近郊整備区域及び中部圏開発整備法（昭和 41 年法律第 102 号）に定められた都市整備区域のことをいう。

- 8 「都市・地域再生緊急促進事業」とは、経済状況の急激な悪化等により、事業が停滞している暮らし・にぎわい再生事業について国が緊急的に上乗せ助成を行う事業をいう。

2. 事業実施計画への記載事項

暮らし・にぎわい再生事業を実施しようとする都道府県は、事業実施計画において、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。（計画コーディネート支援のみを実施する場合を除く。）

- 一 暮らし・にぎわい再生事業に関する計画の区域（以下 6－1 関係部分において事業区域という。）、位置及び面積
- 二 事業区域の整備方針
- 三 都市機能導入施設及び公開空地等の整備計画の概要

3. 対象施設要件

- 1 コア事業により整備される都市機能導入施設又は公開空地（以下 6－1 関係部分において「対象施設」という。）は、事業区域内に存し、次の各号全てに適合しなければならない。ただし、三大都市圏及び政令指定都市を除く地域においては、第三号ロの要件を適用しないこととし、当該地域において都市機能まちなか立地支援を実施する場合は、第三号ハ中「耐火建築物又は準耐火建築物である」を「空地の整備、消火施設の増強等により、周辺市街地への延焼を防ぐための代替措置がなされている」と読み替えるものとする。また、平成 24 年度末までは、認定基本計画に位置付けられることが確実と見込まれるものを含む（以下 6－1 関係部分において同じ。）。
 - 一 認定基本計画に位置付けられたものであること
 - 二 対象施設の敷地面積及び当該敷地の接する道路の面積の 2 分の 1 の合計がおおむね 1,000 m²以上（同一の事業区域内で複数のコア事業を行う場合又は三大都市圏及び政令指定都市を除く地域において空きビル再生支援を実施する場合はおおむね 500 m²以上）であること
 - 三 都市機能導入施設にあっては、次の各号全てに適合するものであること
 - イ 公益施設を含むものであること
 - ロ 地階を除く階数が原則として 3 階以上であること
 - ハ 耐火建築物又は準耐火建築物であること
- 2 前項第二号及び第三号の規定は、次の各号全てに適合する対象施設については、適用しない。
 - 一 コア事業により整備される対象施設の敷地面積が 1,000 m²未満であること
 - 二 複数のコア事業により整備される都市機能導入施設について、公益施設の延べ面積合計が専有部分の延べ面積の合計の 1/10 以上であること
 - 三 複数のコア事業により整備される対象施設の敷地面積及び当該敷地の接する道路の面積の 2 分の 1 の合計を通算して、おおむね 1,500 m²以上で

あること

四 複数のコア事業により整備される都市機能導入施設の延べ面積の合計及び公開空地の敷地面積の合計を通算して1,000㎡以上であること

4. 暮らし・にぎわい再生事業に係る基礎額

本事業の交付の対象となる事業及び基礎額は以下のとおりとする。

1 都市機能まちなか立地支援

次に掲げる費用の合計の3分の1とする。

一 調査設計計画費

イ 事業計画作成費

- ① 地区内にある土地及び建物等の現況測量に要する費用
- ② 地区内にある土地及び建物等の現況調査に要する費用
- ③ 地区内にある土地及び建物等に関する権利の調査及び評価に要する費用
- ④ 対象施設の基本設計に要する費用。ただし、標準的な仕様による建築工事費（奢侈な装飾、特殊な材料又はぜいたくな設備を使用しない工事に要する費用をいう。）に表6-1-1の基本設計料率を乗じて得た額を限度とする。
- ⑤ 公園、広場、緑地、駐車場等特別に設計を要する場合について、建築敷地の設計に要する費用
- ⑥ 資金計画作成に要する費用

ロ 地盤調査費

対象施設の設計及び建築に必要な地盤調査に要する費用

ハ 建築設計費

建築設計に要する費用（工事監理費を含む。）。ただし、標準的な仕様による建築工事費（奢侈な装飾、特殊な材料又はぜいたくな設備を使用しない工事に要する費用をいう。）に表6-1-2の建築設計料率を乗じて得た額を限度とする。

二 土地整備費

イ 建築物除却費

地区内にある建築物及びそれに付属する工作物の解体除却工事に要する費用

ロ 整地費

建築物除却後の土地の整備に要する費用

ハ 仮設店舗等設置費

コア事業の施行により除却される建築物で営業し、又は居住している者が使用する仮設店舗等の費用で次に掲げるもの。ただし、①から⑥までのそれぞれの費目が表6-1-3に定める仮設店舗等標準単価表により算出した額を超える場合には、その額を限度とする。

- ① 仮設店舗等建設工事費（電気工事、給水工事、排水工事及びガス工事に要する費用で、それぞれの管理を他に移管する部分の工事又はこ

これらの工事の負担金として要する費用を含む。以下②及び③について同じ。)

- ② 仮設店舗等移設工事費
- ③ 仮設店舗等補修工事費
- ④ 仮設店舗等借上費
- ⑤ 仮設店舗等購入費
- ⑥ ①から⑤のほか、特に必要と認めて国土交通大臣の承認した次に掲げる費用
 - (イ) 借地権又は借家権取得費(ただし、おのおの当り仮設店舗等設置費を限度とする。)
 - (ロ) 用地造成費(ただし、平方メートル当り 2,000 円を限度とする。)
 - (ハ) 共同倉庫建設費(ただし、1,030 千円を限度とする。)

ニ 補償費等

次に掲げる土地整備に伴い通常生ずる損失の補償に要する費用で、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準」(平成 13 年 1 月 6 日国土交通省訓令第 76 号)及び建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針(昭和 38 年 4 月 13 日付け建設省計発第 18 号)(以下 6-1 関係部分において「基準等」という。)に準じて算出したもの

- ① 建物補償費(地区内残留者の建物買収費相当額を含む。)
- ② 工作物補償費
- ③ 立竹木補償費
- ④ 動産移転補償費
- ⑤ 仮住宅補償費
- ⑥ 営業補償費
- ⑦ 地代家賃減収補償費
- ⑧ 移転雑費補償費
- ⑨ 地代補償費
- ⑩ その他農業補償費

- (注) 1. 「基準等」のうち「土地等の取得」又は「土地等の使用」とあるのは「土地整備」と読み替えること。
2. 「基準等」のうち「仮営業所の設置費用」を補償する場合はハ「仮設店舗等設置費」によること。ただし、「基準等」のうち「銀行、郵便局等公益性の強い事業」として、銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定する銀行、長期信用銀行法(昭和 27 年法律第 187 号)第 2 条に規定する長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、郵便局、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所(従前店舗等の延べ面積が 100 平方メートル以上のものに限る。)について、「仮営業所の設置の費用」を補償する場合においてはこの限りでない。
3. 「基準等」における「借地代」のうち都市再開発法第 88 条

第1項又は密集市街地整備法第222条第1項によるものについては、それぞれ同項の規定により期間を算出すること。

4. 「地区内残留者の建物買収費相当額」は、①「建物補償費」に準じて算出すること。

三 まちなか立地に伴い追加的に必要な施設整備費

イ 駐車場整備費

立体駐車場の整備に要する費用

ロ 施設内通行部分整備費

施設内通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所、ホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く。）の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。）

$$\text{工事費算定式： } P = C \times \frac{S1}{S2} + E$$

P：施設内通行部分の整備に要する費用

C：対象施設の建築主体工事費（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）

S1：基礎額の算定において対象となる施設内通行部分の床面積の合計

S2：対象施設の延べ面積

E：エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

ハ 防音・防振工事費

周辺環境との関係から必要となるもの又は工場と住宅等を一体的に整備する場合に必要となる防音・防振工事に要する費用

ニ 電波障害防除設備設置費

電波障害防除施設（対象施設の建設によって、テレビ聴視障害を受けるコア事業地区外の区域へのテレビ共同聴視施設をいう。）の整備費のうち、共同アンテナ、配線及びその他の必要附帯設備の整備に要する費用

ホ 防災関連施設整備費

備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備に要する費用

四 賑わい交流施設整備費

公益施設のうち地域の住民が随時利用でき、各種のイベント、展示、余暇活動等の地域住民相互の交流の場となる施設（多目的ホール、会議室、公民館、研修施設、展示場、活動スペース、屋内公開広場、学習室、情報センター、図書館等）の整備に要する費用

五 供給処理施設整備費、空地整備費等（市街地再開発事業等の対象要件を満たすものに限る。）

市街地再開発事業等の基礎額の算定において対象となる供給処理施設の整備に要する費用、空地の整備に要する費用等

六 施設購入費

都市機能導入施設の購入に要する費用のうち、一から五に相当する費用

2 空きビル再生支援

次に掲げる費用の合計の3分の1とする。

一 調査設計計画費

イ 事業計画作成費

- ① 地区内にある土地及び建物等の現況測量に要する費用
- ② 地区内にある土地及び建物等の現況調査に要する費用
- ③ 地区内にある土地及び建物等に関する権利の調査及び評価に要する費用
- ④ 対象施設の基本設計に要する費用。ただし、標準的な仕様による建築工事費（奢侈な装飾、特殊な材料又はぜいたくな設備を使用しない工事に要する費用をいう。）に別表1の基本設計料率を乗じて得た額を限度とする。
- ⑤ 公園、広場、緑地、駐車場等特別に設計を要する場合について、建築敷地の設計に要する費用
- ⑥ 資金計画作成に要する費用

ロ 地盤調査費

対象施設の設計及び建築に必要な地盤調査に要する費用

ハ 建築設計費

建築設計に要する費用（工事監理費を含む。）。ただし、標準的な仕様による建築工事費（奢侈な装飾、特殊な材料又はぜいたくな設備を使用しない工事に要する費用をいう。）に表6-1-2の建築設計料率を乗じて得た額を限度とする。

二 改修工事費

認定基本計画に位置付けられた公益施設、住宅（各戸が2以上の居住室を有するものに限る。）又は商業等（多数の者が出入りし利用することが想定されるものに限る。以下6-1関係部分において同じ。）の機能の導入に係る既存建築物の整備費をいう。ただし、当該整備費に100分の23を乗じた額を限度とし、商業等に係る整備費については、商業等の専有する面積に2分の1を乗じた面積に係る整備費に限り対象とする。

三 共同施設整備費

空地等、供給処理施設その他の共同施設の整備に要する費用のうち、次に掲げるものをいう。ただし、本事業以外の他の国庫補助又は交付金を受けて整備した共同施設の撤去を伴う場合には、当該施設の残存価値を控除した額に限る。

イ 空地等整備費

- ① 通路の整備に要する費用
通路（公衆が対象施設の出入り等に利用する道をいう。）の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用
- ② 駐車施設の整備に要する費用
公衆が常時使用できる非営利的駐車施設の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

③ 児童遊園の整備に要する費用

児童遊園の整備費のうち、整地、側溝、舗装、遊具等の設置及び附帯設備の工事に要する費用

④ 緑地の整備に要する費用

緑地の整備費のうち、造成、植栽及び附帯設備の工事に要する費用

⑤ 広場の整備に要する費用

広場の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

⑥ 地区計画等に定められた施設の整備に要する費用

次に掲げる施設（道路法に定める道路を除く。）の整備費のうち用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。）

(a) 都市計画法第12条の5第3項の規定による再開発等促進区を定める地区計画に定められた同条第4項第2号の施設で次のいずれかに該当するもの。

1) 密集市街地整備法第3条第1項の規定による防災再開発促進地区の区域、同法第32条第1項の規定による防災街区整備地区計画の区域若しくは(i)の住宅市街地の密集度の基準に該当するものうち、(ii)の倒壊危険性又は(iii)の延焼危険性等の基準に該当するもの（これらと同等の水準を規定すると認められる基準に該当するものを含む。）として地方公共団体が定めた区域において整備されるもので、その面積がおおむね500平方メートル以上で、工事完了後、地方公共団体が管理するもの。

(i) 住宅市街地の密集度

1ヘクタール当たり80戸以上の住宅が密集する一団の市街地であること（市街地の街区の特性を勘案して一戸当たりの敷地面積が著しく狭小な住宅（3階建て以上の共同住宅を除く。）が大半（2/3以上）を占める街区を含むものに限る。）

(ii) 倒壊危険性

大規模地震による倒壊危険性の高い住宅が過半を占めていること

(iii) 延焼危険性及び避難、消火等の困難性

耐火に関する性能が低い住宅が大半（2/3以上）を占めており、かつ、幅員4m以上の道路に適切に接していない敷地に建つ住宅が過半を占めていることに該当するもの

2) 面積がおおむね1,000平方メートル以上のもの

(b) 密集市街地整備法第32条第1項の規定による防災街区整備地区計画に定められた同条第2項第2号の施設

ロ 供給処理施設整備費

① 給水施設の整備に要する費用

給水の用に供する施設のうち、外部の給水幹線、ポンプ施設及び水

槽（高置式、中間式、地下式をいう。以下6－1関係部分において同じ。）相互をつなぐ管路、ポンプ施設並びに水槽の整備に要する費用

② 排水施設の整備に要する費用

排水の用に供する施設のうち、外部の下水道本管、ポンプ施設及び処理施設相互をつなぐ管路、ポンプ施設並びに処理施設の整備に要する費用

③ 電気施設の整備に要する費用

配電の用に供する施設のうち、外部の幹線、受変電設備及び自家発電設備相互をつなぐケーブル、受変電設備並びに自家発電設備の整備に要する費用

④ ガス施設の整備に要する費用

ガス供給の用に供する施設のうち、外部の本管、ガスガバナー相互をつなぐ管路及びガスガバナーの整備に要する費用

⑤ 電話施設の整備に要する費用

電話施設のうち、外部の電話幹線、配線盤相互をつなぐケーブル及び配線盤の整備に要する費用

⑥ ごみ処理施設の整備に要する費用

ごみ処理の用に供する施設のうち、共同貯じん槽、共同ごみ搬送設備及び共同ごみ圧縮設備の整備に要する費用

⑦ 情報通信施設の整備に要する費用

情報通信施設のうち、外部の情報通信幹線、電子交換器相互をつなぐケーブル、配線盤及び電子交換器の整備に要する費用

⑧ 熱供給施設の整備に要する費用

熱供給施設のうち、プラント、プラント及び熱交換器（これに類する機器を含む。以下6－1関係部分において同じ。）相互をつなぐ管路並びに熱交換器の整備に要する費用

ハ その他の施設整備費

① 消防施設の整備に要する費用

消防の用に供する施設のうち、消火及び警報の施設の整備に要する費用

② 避難施設等の整備に要する費用

避難施設等のうち、排煙設備、非常用照明装置、防火戸（道路、階段及び出入口に設けるものをいう。）及びヘリコプターの緊急離着陸場の施設の整備に要する費用並びにヘリコプターの緊急離着陸場を設置することによる構造補強に要する費用

③ 電波障害防除施設の整備に要する費用

電波障害防除施設（対象施設の建設によって、テレビ聴視障害を受ける地区外の区域へのテレビ共同聴視施設をいう。）の整備費のうち、共同アンテナ、配線及びその他の必要附帯設備の整備に要する費用

④ 監視装置の整備に要する費用

監視装置（防犯カメラ、防犯システム等を含む。）の整備に要する費用のうち、給水施設、受変電設備、消防施設、エレベーター、エン

トランス、駐車場等に係る監視装置の整備に要する費用

- ⑤ 避雷設備の整備に要する費用
- ⑥ 立体的遊歩道、人工地盤等の施設の整備に要する費用
- ⑦ 電気室及び機械室の建設に要する費用
- ⑧ 共用通行部分の整備に要する費用

共用通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所、ホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く。）の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。）

$$\text{工事費算定式： } P = C \times \frac{S1}{S2} + E$$

P：共用通行部分の整備に要する費用

C：対象施設の建築主体工事費（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）

S1：基礎額の算定において対象となる共用通行部分の床面積の合計

S2：対象施設の延べ面積

E：エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

- ⑨ 駐車場の整備に要する費用

駐車場整備の必要性の高い地区における駐車場の整備に要する費用（ただし、駐車場を特定の者の専用として処分する場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなす。）

- ⑩ 歴史的建築物等の再生に要する費用

歴史的建築物等の構造の補強に要する費用

- ⑪ （対象施設の中の）公共用通路の整備に要する費用

都市交通への円滑な通行の確保に資する日常的に一般開放される通路の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの。

$$\text{工事費算定式： } P = \left(C \times \frac{S1}{S2} + E \right) \times \frac{3}{4}$$

P：公共用通路の整備に要する費用

C：対象施設の建築主体工事費（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）

S1：基礎額の算定において対象となる公共用通路の床面積の合計

S2：対象施設の延べ面積

E：エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

- ⑫ 高齢者等生活支援施設の整備に要する費用

誰もが円滑に利用できる便所（高齢者、障害者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者等が円滑に利用できるものとし、特定の施設で独占的に使用するものを除く。）、緊急連絡装置及び子育て支援に資する施設の整備に要する費用

- ⑬ 共用搬入施設の整備に要する費用
共用搬入施設（リフト等の貨物搬送用の施設及び荷捌きスペースをいう。）の整備に要する費用
- ⑭ 防音・防振工事に要する費用
周辺環境との関係から必要となるもの又は工場と住宅等を一体的に整備する場合に必要となる防音・防振工事に要する費用
- ⑮ 防災関連施設の整備に要する費用
備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備に要する費用
- ⑯ 集会所、管理事務所及びサービスフロントの整備に要する費用

四 賑わい交流施設整備費

公益施設のうち地域の住民が随時利用でき、各種のイベント、展示、余暇活動等の地域住民相互の交流の場となる施設（多目的ホール、会議室、公民館、研修施設、展示場、活動スペース、屋内公開広場、学習室、情報センター、図書館等）の整備に要する費用

五 施設購入費

認定基本計画に位置付けられた公益施設、住宅（各戸が2以上の居室を有するものに限る。）又は商業等の機能の導入に係る既存建築物又はその一部の購入費のうち、次に掲げるものをいう。

- ① 駐車場購入費
立体駐車場の購入に要する費用
- ② 施設内通行部分購入費
施設内通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所、ホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く。）の購入に要する費用で、次の算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。）
$$\text{購入費算定式： } P = C \times \frac{S1}{S2}$$

P：施設内通行部分の購入に要する費用
C：対象施設の購入費
S1：対象施設全体における施設内通行部分の床面積の合計
S2：対象施設全体の延べ面積
- ③ 電波障害防除設備購入費
電波障害防除施設（対象施設の建設によって、テレビ聴視障害を受けるコア事業地区外の区域へのテレビ共同聴視施設をいう。）のうち、共同アンテナ、配線及びその他の必要附属設備の購入に要する費用
- ④ 防災関連施設購入費
備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の購入に要する費用
- ⑤ 賑わい交流施設購入費
賑わい交流施設の購入に要する費用

3 賑わい空間施設整備

次に掲げる費用の合計の3分の1とする。

- 一 調査設計計画費
 - イ 事業計画作成費
 - ① 地区内にある土地及び建物等の現況測量に要する費用
 - ② 地区内にある土地及び建物等の現況調査に要する費用
 - ③ 地区内にある土地及び建物等に関する権利の調査及び評価に要する費用
 - ④ 公開空地の設計に要する費用
 - ⑤ 資金計画作成に要する費用
 - ロ 地盤調査費
 - 対象施設の設計及び建築に必要な地盤調査に要する費用
- 二 建築物除却費
 - 地区内にある建築物及びそれに付属する工作物の解体除却工事に要する費用
- 三 公開空地整備費
 - 事業実施計画（暮らし・にぎわい再生事業に係る部分に限る。以下6-1関係部分において同じ。）に定められたおおむね10年以上利用される公開空地の整備に要する費用
- 四 施設購入費
 - 賑わい空間施設の購入に要する費用のうち、一から三に相当する費用
- 4 計画コーディネート支援
 - 次に掲げる費用の合計の3分の1とする。
 - 一 暮らし・にぎわい再生事業に関する計画の作成に要する費用（交付期間は最初の交付決定のあった年度から5年間かつ通算3年間を限度とする。）
 - イ 住民意向調査等
 - 住民の意向調査、住民に対する計画の広報及びまちづくりの啓発活動
 - ロ コンサルタント派遣
 - 住民による中心市街地における暮らし・にぎわいの再生に関する研究、意見の調整等に資するコンサルタント派遣
 - ハ 暮らし・にぎわい再生事業に関する計画の作成
 - 各街区の整備方針、対象施設、建築敷地及び公共施設の整備計画の概要等の作成
 - 二 コーディネート業務に要する費用（総事業費は60,000千円を限度とし、交付期間は最初の交付決定のあった年度から5年間を限度とする。）
 - イ まちづくり活動支援
 - まちづくり組織の立ち上げ及び活動支援、住民に対するまちづくりの啓発、人材育成、住民の意見の調整
 - ロ 計画立案・調整
 - 土地利用計画並びに対象施設、建築敷地及び公共施設の整備計画の作成のための調査、整備手法及び整備手順の検討、関係機関等との調整
- 5 関連空間整備
 - 次に掲げる費用の合計の3分の1とする。
 - 一 駐車場の整備費

事業実施計画に定められた駐車場の整備費。ただし、対象施設に係るコア事業の区域内に設置されるものと代替関係にある駐車場については、標準駐車場条例(平成6年1月20日付け建設省都再発第3号都市局長通達)による附置義務相当分(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第4条第1項に基づく大規模店舗が配慮すべき事項に関する指針に基づく必要台数が標準駐車場条例による附置義務台数を上回る場合は、当該必要台数分とする。)の整備費に限るものとし、それ以外の駐車場については、1事業地区当たりおおむね500台の駐車場の整備に要する費用を限度とし、当該駐車場の整備に要する費用の4分の1に相当する額を限度とする。

二 緑化施設等の整備費

事業実施計画に定められた植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント等の整備費

三 施設購入費

関連空間の購入に要する費用のうち、一及び二に相当する費用

四 公開空地整備費(平成20年度末までに国土交通大臣の同意を得た暮らし・にぎわい再生事業計画に記載されたものに限る。)

暮らし・にぎわい再生事業計画に定められた公開空地の整備費

6 第1項、第2項及び第3項の調査設計計画に係る事業の全部又は一部について当該事業を行う者が直営で行う場合は当該事業に要する人件費、旅費及び庁費を計上するものとする。

7 第1項第2号に規定する土地整備費については、協定等により事業の一体性・連続性が確保される場合に限り、その他の施設整備と異なる主体が行うものについて交付の対象とする。

8 次の要件に該当する都市機能導入施設に係るコア事業については、第1項又は第2項に掲げる基礎額の算定において、「3分の1」を「5分の2」と読み替えるものとする。

一 認定基本計画に位置付けられた公益施設の延べ面積の合計が都市機能導入施設の専有部分の延べ面積の合計の10分の1以上であること。

二 認定基本計画に位置付けられた公益施設、住宅(各戸が2以上の居住室を有するものに限る。)、商業等の延べ面積の合計が、都市機能導入施設の専有部分の延べ面積の合計の3分の2以上であること。この場合において、商業等の延べ面積の合計については、当該面積に2分の1を乗じた数値を用いるものとする。

9 第1項、第2項、第3項及び第5項に規定する基礎額の算定においては、(1)各号に該当する場合に限り、都市・地域再生緊急促進事業として、(2)に定める額を加算することができる。

(1)事業の要件

一 事業計画(資金計画を含む。)について地権者による合意形成が平成21年度末までになされているものであること

二 以下のいずれかの要件を満たす事業であること

- イ 事業計画等の予定から3ヶ月以上事業が遅延しており、かつ、着工に至っていないもの
 - ロ 工事着工後工事が停止しているもの
 - ハ 工事着工後工事が停止するおそれが高いと都道府県が認めるもの
 - 三 平成22年度までに着工することが確実と見込まれるものであること
- (2)加算する額

次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

- 一 第1項、第2項、第3項及び第5項に規定する費用（平成20年度以降に要したものに限る。）を合計した額の3分の1
- 二 調査設計計画費、土地整備費及び建設工事費（建築主体工事、屋内設備工事及び屋外付帯工事に要する費用。ただし、他の国庫補助金の補助額及び当該事業以外の交付金の実施に要する経費を除く。）に対し、100分の11.5を乗じて得た額

表 6-1-1 基本設計料率

	建築物工事区分（単位：百万円）										
	5	10	50	100	500	1,000	2,000	3,000	5,000	10,000	25,000
基本設計料率 (各棟別)	5.71	4.83	3.30	2.81	1.93	1.64	1.39	1.27	1.12	0.96	0.77

(単位：%)

(注) 工事区分の中間部分については、直線的補間による料率を定める。また、料率の端数は小数点第3位以下を切り捨てること。

表 6-1-2 建築設計料率

	建築物工事区分（単位：百万円）										
	5	10	50	100	500	1,000	2,000	3,000	5,000	10,000	25,000
建築設計料率 (各棟別)	25.06	20.08	13.11	11.11	7.34	6.16	5.18	4.66	4.11	3.44	2.74

(単位：%)

(注) 工事区分の中間部分については、直線的補間による料率を定める。また、料率の端数は小数点第3位以下を切り捨てること。

表 6-1-3 仮設店舗等設置費標準単価表

構造／耐用年数	1年	2年	3年	4年	5年
木造	1,790	1,880	—	—	—
軽量鉄骨 スチールパイプ 造	1,830	1,990	2,120	2,280	2,390

(単位：千円／戸)

6-2 都市防災推進事業

わが国の都市構造を安全で安心な都市生活を実現できるものへと再構築するため、市街地の防災性の向上を図るため行われる、次に掲げる事業をいう。

① 都市防災総合推進事業

市街地の防災性の向上を図るため、都市の防災構造化、住民の意識向上等を総合的に推進する事業

② 宅地耐震化推進事業

大地震時等における大規模盛土造成地の滑動崩落を防止するため、大規模盛土造成地の変動予測及び滑動崩落防止対策を推進する事業

6-2-（1） 都市防災総合推進事業

1. 定義

都市防災総合推進事業とは、次の第1項から第4項までに定める事業をいう。その他6-2-（1）関係部分における用語の定義は、次の第5項から第9項までに定めるところによる。

- 1 「災害危険度判定調査」とは、地震等による都市災害を対象として防災上重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にし、住民等の防災意識の高揚等を図るために行う事業をいう。
- 2 「地区公共施設等整備」とは、地区の防災性向上のために施行する次に掲げる施設の事業計画の策定及び整備に関する事業をいう。
 - 1) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号。以下「密集市街地整備法」という。）第3条第1項に規定する防災街区整備方針に即して都市施設として整備する公園又は緑地（以下「都市施設公園」という。）
 - 2) 次に掲げる要件に該当する道路、公園、緑地、広場その他の施設（以下「地区公共施設」という。）
 - イ 道路、公園、緑地、広場その他の公共空地となるものであること。
 - ロ 都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等についての都市計画において地区施設として定められているなど、住民等の合意形成がなされた整備計画に位置付けられていること。
 - ハ 防災上危険な市街地の安全性の向上のために、緊急に整備する必要がある施設又は著しい効果が期待できる施設であること。
 - 3) 防災まちづくりの拠点及び災害時の活動拠点として機能する施設（以下「防災まちづくり拠点施設」という。）
- 3 「都市防災不燃化促進」とは、都道府県が耐火建築物又は準耐火建築

物の建築を行う者に対し、当該建築物の建築に要する費用の一部を補助する事業（以下「不燃化促進」という。）及び都道府県が行う不燃化促進のための現況調査、住民意向調査、並びに地区整備に関する基本方針、事業計画（整備手法、年次計画）、建築物共同化計画の作成等に関する事業（以下「不燃化促進調査」という。）をいう。

- 4 「密集市街地緊急リノベーション事業」とは、危険な密集市街地において、都市計画道路の整備に併せ各種事業が連携し、沿道の整備を促進するために必要な整備計画の作成及びコーディネートに関する事業をいう。
- 5 「三大都市圏の既成市街地等」とは、首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地、近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域又は名古屋市の区域（これらに接続して既に市街地を形成している区域内の土地を含む。）をいう。
- 6 「大規模地震発生の可能性の高い地域」とは、大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定により指定された地震防災対策強化地域、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定により指定された東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又は地震予知連絡会が平成19年度まで指定していた観測強化地域若しくは特定観測地域をいう。
- 7 「市街地」とは、都市計画区域内及び同区域外の独立した家屋が10戸以上隣接している地域をいう。
- 8 「リノベーション整備計画」とは、実施中又は実施が見込まれる都市計画道路及び各種事業の整備計画で、次の各号に掲げる事項を記載したものをいう。
 - 1) 整備方針
 - 2) 整備計画の区域及び面積
 - 3) 整備計画の区域内で実施中又は実施が見込まれる都市計画道路及び各種事業の名称、区域、面積、施行者又は施行予定者及び事業期間
 - 4) その他必要な事項
- 9 「地震に強い都市づくり推進五箇年計画」とは、市町村が策定する地震防災対策として今後5箇年で緊急に整備すべき事業の整備計画で、次の各号に掲げる事項を記載したものをいう。
 - 1) 地区の概要

- 2) 整備目標
- 3) 地震防災対策の概要
- 4) その他必要な事項

2. 交付対象要件

- 1 災害危険度判定調査、地区公共施設等整備は、次のいずれかに該当する地区において行うものとする。ただし地区公共施設等整備は、都市防災に関する計画（地方公共団体が既に実施したこれと同等の調査を含む。）を踏まえて、防災上特に対策が必要とされる地区において行うものとする。
 - 一 三大都市圏の既成市街地等
 - 二 大規模地震発生の可能性の高い地域（地区公共施設等整備については市街地に限る。）
 - 三 指定市
 - 四 道府県庁所在の市
 - 五 都市再生本部が決定した都市再生プロジェクト（第3次決定）に基づく大火の可能性の高い危険な市街地（以下6-2-(1)関係部分において「重点密集市街地」という。）を含む市町村（住民等のまちづくり活動支援、地区公共施設等整備に限る。）
 - 六 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区
- 2 都市防災不燃化促進は、不燃化促進調査については次の要件のいずれかに該当する地区において、不燃化促進については次の要件のいずれかに該当する地区内で施行区域のある地方公共団体が定める不燃化促進区域において行うものとする。
 - 一 三大都市圏の既成市街地等
 - 二 大規模地震発生の可能性の高い地域（大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定により指定された地震防災対策強化地域、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定により指定された東南海・南海地震防災対策推進地域又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内の人口概ね10万人以上の市並びに地震予知連絡会が平成19年度まで指定していた観測強化地域及び特定観測強化地内の人口の集中が著しい大都市。）
 - 三 指定市

- 四 道府県庁所在の市
 - 五 重点密集市街地を含む市
 - 六 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区
- 3 密集市街地緊急リノベーション事業は、重点密集市街地を含み、かつ、未整備の都市計画道路が含まれる地区において行うものとする。

3. 事業実施計画への記載事項

- 1 本事業を行おうとする地方公共団体は、事業実施計画に、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 地区の課題及び事業の目的
 - 二 事業期間中の事業実施箇所と整備内容
 - 三 事業期間中の事業実施箇所における概算事業費
 - 四 5. の第1項に規定する交付対象要件等の特例を適用しようとする地区については、リノベーション整備計画
 - 五 5. の第3項に規定する交付対象要件等の特例を適用しようとする地区については、地震に強い都市づくり推進五箇年計画

4. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次に掲げる災害危険度判定調査、地区公共施設等整備、都市防災不燃化促進及び密集市街地緊急リノベーション事業をいう。

- 1 災害危険度判定調査は、次の要件に該当するものを対象とする。
 - 一 延焼危険度に関する調査
 - 二 避難危険度に関する調査
 - 三 その他地域の特性に鑑みて必要となる調査
- 2 地区公共施設等整備は、次の要件に該当するものを対象とする。
 - 一 事業計画の作成
 - イ 現況調査費
計画作成区域の現況調査に要する費用
 - ロ 基本設計費
都市施設公園、地区公共施設又は防災まちづくり拠点施設の基本設計に要する費用
 - ハ 事業計画作成費
事業計画の作成に要する費用
 - 二 都市施設公園の整備
 - イ 測量試験費

事業施行に必要な測量、建物調査等に要する費用

ロ 実施設計費

都市施設公園の実実施設計に要する費用

ハ 工事費

都市施設公園の工事に要する費用

ニ 用地費

都市施設公園の整備に必要な用地の取得費用

ホ 補償費

都市施設公園の用地取得に付随する補償に要する費用（敷地内に耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常通信システム等の災害応急対策施設を整備するものに限る。）

三 地区公共施設の整備

イ 測量試験費

事業施行に必要な測量、建物調査等に要する費用

ロ 実施設計費

地区公共施設の実実施設計に要する費用

ハ 工事費

地区公共施設の工事に要する費用（道路については幅員4メートル以上のものに限る。）

ニ 用地費

地区公共施設の整備に必要な用地の取得費用（道路については幅員4メートルを超える部分に限る。）

ホ 補償費

地区公共施設の用地取得に付随する補償に要する費用（道路については幅員6メートル以上のもの、道路以外の施設については敷地内に耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常通信システム等の災害応急対策施設を整備するものに限る。）

四 防災まちづくり拠点施設の整備

イ 測量試験費

事業施行に必要な測量、建物調査等に要する費用

ロ 実施設計費

防災まちづくり拠点施設の実実施設計に要する費用

ハ 工事費

防災まちづくり拠点施設の工事（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常時通信システム等の災害応急対策施設の整備を含む。）に要する費用

五 地震に強い都市づくり推進五箇年計画に係る交付対象施設の特例
1. の第9項に規定する地震に強い都市づくり推進五箇年計画に基づく事業については、5. の第3項の規定に基づき、災害時の情報通信の確保のために整備する、情報の収集・送信・受信・伝達のための施設（以下6-2-(1)関係部分において「防災情報通信ネットワーク」という。）に係る以下の費用を交付の対象とすることができる。

- イ 基本設計費
防災情報通信ネットワークの基本設計に要する費用
- ロ 測量試験費
事業施行に必要な測量、調査等に要する費用
- ハ 実施設計費
防災情報通信ネットワークの実実施設計に要する費用
- ニ 工事費
防災情報通信ネットワークの工事に要する費用

3 都市防災不燃化促進は、次の要件に該当するものを対象とする。

一 不燃化促進調査

不燃化促進調査は、次の1)及び2)に掲げる基準に該当する地区におけるイからハまでの費用を対象とする。

- 1) 次のいずれかに該当する区域のうち、早急に不燃化を図る必要があると認められる土地の区域であること。
 - (a) 災害対策基本法第2条第十号の地域防災計画に定められた避難地、避難路、若しくは延焼遮断帯の周辺又は避難地の区域
 - (b) 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項に規定する被災市街地復興推進地域における幅員15メートル以上の道路（以下6-2-(1)関係部分において「被災市街地復興推進地域内道路」という。）周辺の区域
 - (c) 密集市街地整備法第3条第1項に規定する防災街区整備方針に定められた道路、公園、緑地、広場その他の公共空地となる施設（以下6-2-(1)関係部分において「防災街区整備方針に規定する施設」という。）の周辺の区域
 - (d) 密集市街地整備法第32条第2項に規定する特定地区防災施設周辺の区域
- 2) 当該地区について防火地域に関する都市計画が決定され、又、決定されることが確実であること

イ 現況調査費

- (a) 宅地建物、権利関係等の現況調査に要する費用
- (b) 宅地建物台帳作成に要する費用

ロ 推進調整費

- (a) 住民意向調査費
地区整備に対する意見、建替え等に関する意向の調査に要する費用
- (b) 計画推進費
整備手法、整備主体等の調整の調査に要する費用

ハ 計画作成費

- (a) 地区整備に関する基本方針作成に要する費用
- (b) 整備手法、年次計画等の事業計画の作成に要する費用
- (c) 建築物共同化計画の作成に要する費用

二 不燃化促進

不燃化促進は、(1) 不燃化促進区域において(2) 地区整備指針に基づき(3) 対象建築物の建築を行う者に対する、イからへまでの費用を対象とする。

(1) 不燃化促進区域

施行区域のある地方公共団体は、次の各号に該当する土地の区域を、不燃化促進区域として指定することができる。また、不燃化促進区域を指定又は変更したときは、速やかにその区域を告示しなければならない。

- 1) 次のいずれかに該当する区域のうち、早急に不燃化を図る必要があると認められる土地の区域であること。
 - (a) 災害対策基本法第2条第十号の地域防災計画に定められた避難地、避難路、若しくは延焼遮断帯の周辺又は避難地の区域
 - (b) 被災市街地復興推進地域内道路周辺の区域
 - (c) 防災街区整備方針に規定する施設周辺の区域
 - (d) 密集市街地整備法第32条第2項に規定される特定地区防災施設周辺の区域
- 2) 都市防災不燃化促進調査又は地方公共団体が実施した調査でこれと同程度の内容が定められていると認められる調査が実施された土地の区域であること。
- 3) 避難地、避難路及び延焼遮断帯に係るものにあつては防火地域

又は密集市街地整備法第31条第1項に規定する特定防災街区整備地区内、被災市街地復興推進地域内道路及び防災街区整備方針に規定する施設に係るものにあつては防火地域又は準防火地域内で次に掲げる要件のいずれかに該当し、建替意向調査等を踏まえ、概ね10年以内に当該区域のほぼ70パーセント以上の部分に耐火建築物が建築された場合と同程度の安全性を耐火建築物又は準耐火建築物が建築されることにより確保できることが確実であると認められる土地の区域であること。

- (a) 建築基準法第69条の規定により締結された建築協定において、建築物を地階を除く階数が2以上の耐火建築物又は準耐火建築物とする旨が定められていること。
 - (b) 都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区又は高度地区の区域（高度地区にあつては建築物の高さの最低限度を7メートル以上とすることが定められているものに限る。）内にあること。
 - (c) 特定防災街区整備地区の区域（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。）内にあること。
 - (d) 都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画が定められている区域のうち、同法第12条の5第2項に規定する地区整備計画が定められている区域（当該地区整備計画において建築物の高さの最低限度を7メートル以上とすることが定められており、かつ、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づく条例で当該事項に関する制限が定められているものに限る。）内にあること。
- 4) 特定地区防災施設に係るものにあつては、密集市街地整備法第32条第2項第2号に規定する特定建築物地区整備計画の区域内であつて、当該計画において次の事項が定められている区域であること。
- (a) 建築物の構造を耐火建築物又は準耐火建築物とすること。
 - (b) 建築物の高さの最低限界を5メートル以上とすること。
- 5) 特定地区防災施設に係るものを除き、概ね1.5ヘクタール以上の一団の土地の区域であること。ただし、1.の第8項に規定するリノベーション整備計画に位置付けられた地区については、当該リノベーション整備計画が5.の第2項各号の要件に適合するものに限り、概ね0.75ヘクタール以上の一団の土地の区域であること。
- 6) 次の要件のいずれかを満たす区域であること

- (a) 避難路に係るものにあつては避難路の境界から概ね30メートルの範囲の土地の区域
- (b) 避難地に係るものにあつては後背市街地の状況等を勘案して避難地の安全を確保するため建築物の不燃化が必要であると認められる土地の区域
- (c) 延焼遮断帯及び被災市街地復興推進地域内道路に係るものにあつては後背市街地の状況及び道路等の幅員等を勘案して火災の延焼拡大を防止するため建築物の不燃化が必要であると認められる土地の区域
- (d) 防災街区整備方針に規定する施設に係るものにあつては後背市街地の状況等を勘案して延焼により生ずる被害の軽減及び避難上必要な機能の確保のために不燃化が必要であると認められる土地の区域
- (e) 特定地区防災施設に係るものにあつては特定地区防災施設の機能確保のために不燃化が必要であると認められる土地の区域

(2) 地区整備指針

不燃化促進区域ごとに次に掲げる事項を記載したものをいう。

- ① 地区の整備構想に関する事項
- ② 建築物の建築に関する事項
- ③ 都市基盤整備に関する事項

(3) 対象建築物

次に掲げる要件に該当する耐火建築物又は準耐火建築物とする。

- ① 不燃化促進区域の指定が行われた年度から概ね10箇年間に建築されるものであること。
- ② 不燃化促進区域ごとに定めた地区整備指針に適合しており、かつ、地階を除く階数が2以上であること。
- ③ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号の宅地建物取引業者が建築する販売のためのものでないこと。
- ④ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号の中小企業者以外の会社又は事業を営む個人が建築するものでないこと。

イ 一般建築助成費

対象建築物を建築する者（ただし、口からへまでに該当する者を除

く。)に対する補助に要する費用。ただし、当該費用が対象床面積に応じ、耐火建築物の場合表 6-2-(1)-1、準耐火建築物の場合表 6-2-(1)-2 にそれぞれ定める額の合計額を超える場合は、一般建築助成費は、各区分の額を上限とする。

ロ 大都市地域住宅供給型一般建築助成費

次の要件を充たす建築物を建築する者(ただし、ハからへまでに該当する者を除く。)に対する補助に要する費用。

- (a) 平成17年度までに定められた、住生活基本法(平成18年法律第61号)附則第8条の規定による改正前の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号。以下「大都市法」という。)第3条の3第2項第4号に規定する「住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域」に係る地区(以下6-2-(1)関係部分において「重点供給地域」という。)内にあること。
- (b) 延べ面積の3分の2以上が住宅の用に供されるものであること。
- (c) 自己使用部分を除く住宅が8戸以上あること。

ただし、当該費用が対象床面積に応じ、耐火建築物の場合表 6-2-(1)-3、準耐火建築物の場合表 6-2-(1)-4 にそれぞれ定める額の合計額を超える場合は、大都市地域住宅供給型一般建築助成費は、各区分の額を上限とする。

ハ 共同建築助成費

次のいずれかの要件に該当する者(ただし、ニからへまでに該当する者を除く。)に対する補助に要する費用。ただし、当該費用が対象床面積に応じ、耐火建築物の場合表 6-2-(1)-5、準耐火建築物の場合表 6-2-(1)-6 にそれぞれ定める額の合計額を超える場合は、共同建築助成費は、各区分の額を上限とする。

- (a) 敷地面積200平方メートル以上の建築物を数人共同して建築する者
- (b) 敷地面積の合計が200平方メートル以上となる複数の敷地において、一体性に配慮した設計に基づき各個の敷地で対象建築物を建築する者

ニ 大都市地域住宅供給型共同建築助成費

ハの(a)又は(b)の要件に該当する者(ただし、ホ及びへに該当する者を除く。)のうち、次の要件を充たす建築物を建築する者に対する補助に要する費用

- (a) 重点供給地域にあること

- (b) 延べ面積の3分の2以上が住宅の用に供されるものであること。
- (c) 自己使用部分を除く住宅が4戸以上あること。

ただし、当該費用が対象床面積に応じ、耐火建築物の場合表6-2-(1)-7、準耐火建築物の場合表6-2-(1)-8にそれぞれ定める額の合計額を超える場合は、大都市地域住宅供給型共同建築助成費は、各区分の額を上限とする。

ホ 防災環境軸形成型建築助成費

密集市街地整備法に基づく防災再開発促進地区内（地区内の平均敷地面積が100平方メートル未満のものに限る。）及び同地区に隣接する避難地・避難路・延焼遮断帯を形成する地区（以下6-2-(1)関係部分において「防災環境軸」という。）に係る建築物を建築する者（ただし、へに該当する者を除く。）に対する補助に要する費用。ただし、当該費用が対象床面積に応じ、耐火建築物の場合表6-2-(1)-5、準耐火建築物の場合表6-2-(1)-6にそれぞれ定める額の合計額を超える場合は、その額を防災環境軸形成型建築助成費とみなす。

ヘ 防災環境軸形成・大都市地域住宅供給型建築助成費

ロの(a)から(c)までの要件に該当する者のうち、防災環境軸に係る建築物を建築する者に対する補助に要する費用。ただし、当該費用が対象床面積に応じ、耐火建築物の場合表6-2-(1)-7、準耐火建築物の場合表6-2-(1)-8にそれぞれ定める額の合計額を超える場合は、防災環境軸形成・大都市地域住宅供給型建築助成費は、各区分の額を上限とする。

4 密集市街地緊急リノベーション事業は、次の要件に該当するものを対象とする。

一 整備計画作成費

整備計画の作成及び付随する調査に要する費用

二 コーディネート費

コーディネートに要する費用（1年につき1ヘクタール当たり600万円を上限とする）

5. 交付対象要件等の特例

- 1 リノベーション整備計画に位置付けられた以下の各号に掲げる事業については、別に定めるところにより交付対象要件等の特例を設けることができる。

一 都市再生土地地区画整理事業

- 二 都市防災総合推進事業
 - 三 市街地再開発事業
 - 四 防災街区整備事業
 - 五 地区再開発事業
 - 六 都市公園事業
 - 七 防災公園街区整備事業
- 2 前項の規定による特例を適用する場合にあつては、リノベーション整備計画は次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。
- 一 リノベーション整備計画の面積の1/2以上を、街路事業及び当該計画に位置付けられた各種事業により整備する計画であること。
 - 二 $\Sigma (A/B) \geq 1$ を満たす計画であること。
 - A：リノベーション整備計画に位置付けられた一の各種事業の面積
 - B：前項の規定による特例を適用しない場合に当該沿道整備事業の交付対象要件に適合するために必要となる面積の下限
- 3 地震に強い都市づくり推進五箇年計画に位置付けられた以下の各号に掲げる事業については、別に定めるところにより交付対象施設等の特例を設けることができる。
- 一 都市防災総合推進事業
 - 二 都市再生土地地区画整理事業
 - 三 市街地再開発事業
 - 四 防災街区整備事業

6. 都市防災総合推進事業に係る基礎額

- 1 災害危険度判定調査については、当該調査に要する費用の3分の1とする。
- 2 地区公共施設等整備については、当該事業に要する費用（用地費を除く）の2分の1とする。また、用地費の3分の1とする。
- 3 都市防災不燃化促進のうち不燃化促進調査については、当該事業に要する費用の3分の1、不燃化促進については、当該事業に要する費用の2分の1とする。
- 4 密集市街地緊急リノベーション事業については、当該事業に要する費用の2分の1とする。

7. 雑則

1 国の交付に係る時限

6. の第4項の規定により交付する場合における交付対象期間は平成23年度までとする。

2 交付対象要件等の特例に係る時限

5. の第1項及び第2項に規定される交付対象要件等の特例は、平成23年度までに交付された事業に限り、その効力を有するものとする。

表6-2-(1)-1 一般建築助成額表(耐火建築物)

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
~	5	0	120 ~ 130	2,868	380 ~ 400	6,632		
5 ~	10	119	130 ~ 140	3,107	400 ~ 420	6,871		
10 ~	15	239	140 ~ 150	3,346	420 ~ 440	7,110		
15 ~	20	358	150 ~ 160	3,585	440 ~ 460	7,349		
20 ~	25	478	160 ~ 170	3,824	460 ~ 480	7,588		
25 ~	30	597	170 ~ 175	4,063	480 ~ 500	7,827		
30 ~	35	717	175 ~ 180	4,182	500 ~ 550	8,066		
35 ~	40	836	180 ~ 200	4,242	550 ~ 600	8,244		
40 ~	45	956	200 ~ 220	4,481	600 ~ 650	8,423		
45 ~	50	1,075	220 ~ 240	4,720	650 ~ 700	9,141		
50 ~	60	1,195	240 ~ 260	4,959	700 ~ 750	9,500		
60 ~	70	1,434	260 ~ 280	5,198	750 ~ 800	9,858		
70 ~	80	1,673	280 ~ 300	5,437	800 ~ 850	10,217		
80 ~	90	1,912	300 ~ 320	5,676	850 ~ 900	10,575		
90 ~	100	2,151	320 ~ 340	5,915	900 ~ 950	10,934		
100 ~	110	2,390	340 ~ 360	6,154	950 ~ 1,000	11,292		
110 ~	120	2,629	360 ~ 380	6,393	1,000 ~	11,651		

表6-2-(1)-2 一般建築助成額表(準耐火建築物)

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
~	5	0	120 ~ 130	2,196	380 ~ 400	5,078		
5 ~	10	91	130 ~ 140	2,379	400 ~ 420	5,261		
10 ~	15	183	140 ~ 150	2,562	420 ~ 440	5,444		
15 ~	20	274	150 ~ 160	2,745	440 ~ 460	5,627		
20 ~	25	366	160 ~ 170	2,928	460 ~ 480	5,810		
25 ~	30	457	170 ~ 175	3,111	480 ~ 500	5,993		
30 ~	35	549	175 ~ 180	3,202	500 ~ 550	6,176		
35 ~	40	640	180 ~ 200	3,248	550 ~ 600	6,450		
40 ~	45	732	200 ~ 220	3,431	600 ~ 650	6,725		
45 ~	50	823	220 ~ 240	3,614	650 ~ 700	6,999		
50 ~	60	915	240 ~ 260	3,797	700 ~ 750	7,274		
60 ~	70	1,098	260 ~ 280	3,980	750 ~ 800	7,548		
70 ~	80	1,281	280 ~ 300	4,163	800 ~ 850	7,823		
80 ~	90	1,464	300 ~ 320	4,346	850 ~ 900	8,097		
90 ~	100	1,647	320 ~ 340	4,529	900 ~ 950	8,372		
100 ~	110	1,830	340 ~ 360	4,712	950 ~ 1,000	8,646		
110 ~	120	2,013	360 ~ 380	4,895	1,000 ~	8,921		

表6-2-(1)-3 大都市地域住宅供給型一般建築助成額表(耐火建築物)

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
~	5	0	120 ~ 130	2,868	380 ~ 400	7,448		
5 ~	10	119	130 ~ 140	3,107	400 ~ 420	7,767		
10 ~	15	239	140 ~ 150	3,346	420 ~ 440	8,086		
15 ~	20	358	150 ~ 160	3,585	440 ~ 460	8,404		
20 ~	25	478	160 ~ 170	3,824	460 ~ 480	8,723		
25 ~	30	597	170 ~ 175	4,063	480 ~ 500	9,042		
30 ~	35	717	175 ~ 180	4,182	500 ~ 550	9,360		
35 ~	40	836	180 ~ 200	4,262	550 ~ 600	9,719		
40 ~	45	956	200 ~ 220	4,580	600 ~ 650	10,077		
45 ~	50	1,075	220 ~ 240	4,899	650 ~ 700	10,436		
50 ~	60	1,195	240 ~ 260	5,218	700 ~ 750	10,794		
60 ~	70	1,434	260 ~ 280	5,536	750 ~ 800	11,153		
70 ~	80	1,673	280 ~ 300	5,855	800 ~ 850	11,511		
80 ~	90	1,912	300 ~ 320	6,174	850 ~ 900	11,870		
90 ~	100	2,151	320 ~ 340	6,492	900 ~ 950	12,228		
100 ~	110	2,390	340 ~ 360	6,811	950 ~ 1,000	12,587		
110 ~	120	2,629	360 ~ 380	7,130	1,000 ~	12,945		

表6-2-(1)-4 大都市地域住宅供給型一般建築助成額表(準耐火建築物)

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
~	5	0	120 ~ 130	2,196	380 ~ 400	5,703		
5 ~	10	91	130 ~ 140	2,379	400 ~ 420	5,947		
10 ~	15	183	140 ~ 150	2,562	420 ~ 440	6,191		
15 ~	20	274	150 ~ 160	2,745	440 ~ 460	6,435		
20 ~	25	366	160 ~ 170	2,928	460 ~ 480	6,679		
25 ~	30	457	170 ~ 175	3,111	480 ~ 500	6,923		
30 ~	35	549	175 ~ 180	3,202	500 ~ 550	7,167		
35 ~	40	640	180 ~ 200	3,263	550 ~ 600	7,442		
40 ~	45	732	200 ~ 220	3,507	600 ~ 650	7,716		
45 ~	50	823	220 ~ 240	3,751	650 ~ 700	7,991		
50 ~	60	915	240 ~ 260	3,995	700 ~ 750	8,265		
60 ~	70	1,098	260 ~ 280	4,239	750 ~ 800	8,540		
70 ~	80	1,281	280 ~ 300	4,483	800 ~ 850	8,814		
80 ~	90	1,464	300 ~ 320	4,727	850 ~ 900	9,089		
90 ~	100	1,647	320 ~ 340	4,971	900 ~ 950	9,363		
100 ~	110	1,830	340 ~ 360	5,215	950 ~ 1,000	9,638		
110 ~	120	2,013	360 ~ 380	5,459	1,000 ~	9,912		

表6-2-(1)-5 共同建築助成額表・防災環境軸形成型建築物助成額表(耐火建築物)

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
~	5	0	120 ~ 130	3,648	380 ~ 400	8,436		
5 ~	10	152	130 ~ 140	3,952	400 ~ 420	8,740		
10 ~	15	304	140 ~ 150	4,256	420 ~ 440	9,044		
15 ~	20	456	150 ~ 160	4,560	440 ~ 460	9,348		
20 ~	25	608	160 ~ 170	4,864	460 ~ 480	9,652		
25 ~	30	760	170 ~ 175	5,168	480 ~ 500	9,956		
30 ~	35	912	175 ~ 180	5,320	500 ~ 550	10,260		
35 ~	40	1,064	180 ~ 200	5,396	550 ~ 600	10,716		
40 ~	45	1,216	200 ~ 220	5,700	600 ~ 650	11,172		
45 ~	50	1,368	220 ~ 240	6,004	650 ~ 700	11,628		
50 ~	60	1,520	240 ~ 260	6,308	700 ~ 750	12,084		
60 ~	70	1,824	260 ~ 280	6,612	750 ~ 800	12,540		
70 ~	80	2,128	280 ~ 300	6,916	800 ~ 850	12,996		
80 ~	90	2,432	300 ~ 320	7,220	850 ~ 900	13,452		
90 ~	100	2,736	320 ~ 340	7,524	900 ~ 950	13,908		
100 ~	110	3,040	340 ~ 360	7,828	950 ~ 1,000	14,364		
110 ~	120	3,344	360 ~ 380	8,132	1,000 ~	14,820		

表6-2-(1)-6 共同建築助成額表・防災環境軸形成型建築物助成額表(準耐火建築物)

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
~	5	0	120 ~ 130	2,796	380 ~ 400	6,465		
5 ~	10	116	130 ~ 140	3,029	400 ~ 420	6,698		
10 ~	15	233	140 ~ 150	3,262	420 ~ 440	6,931		
15 ~	20	349	150 ~ 160	3,495	440 ~ 460	7,164		
20 ~	25	466	160 ~ 170	3,728	460 ~ 480	7,397		
25 ~	30	582	170 ~ 175	3,961	480 ~ 500	7,630		
30 ~	35	699	175 ~ 180	4,077	500 ~ 550	7,863		
35 ~	40	815	180 ~ 200	4,135	550 ~ 600	8,213		
40 ~	45	932	200 ~ 220	4,368	600 ~ 650	8,562		
45 ~	50	1,048	220 ~ 240	4,601	650 ~ 700	8,912		
50 ~	60	1,165	240 ~ 260	4,834	700 ~ 750	9,261		
60 ~	70	1,398	260 ~ 280	5,067	750 ~ 800	9,611		
70 ~	80	1,631	280 ~ 300	5,300	800 ~ 850	9,960		
80 ~	90	1,864	300 ~ 320	5,533	850 ~ 900	10,310		
90 ~	100	2,097	320 ~ 340	5,766	900 ~ 950	10,659		
100 ~	110	2,330	340 ~ 360	5,999	950 ~ 1,000	11,009		
110 ~	120	2,563	360 ~ 380	6,232	1,000 ~	11,358		

表6-2-(1)-7 大都市地域住宅供給型共同建築助成額表・

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
~	5	0	120 ~ 130	3,648	380 ~ 400	9,474		
5 ~	10	152	130 ~ 140	3,952	400 ~ 420	9,880		
10 ~	15	304	140 ~ 150	4,256	420 ~ 440	10,285		
15 ~	20	456	150 ~ 160	4,560	440 ~ 460	10,690		
20 ~	25	608	160 ~ 170	4,864	460 ~ 480	11,096		
25 ~	30	760	170 ~ 175	5,168	480 ~ 500	11,501		
30 ~	35	912	175 ~ 180	5,320	500 ~ 550	11,906		
35 ~	40	1,064	180 ~ 200	5,421	550 ~ 600	12,362		
40 ~	45	1,216	200 ~ 220	5,826	600 ~ 650	12,818		
45 ~	50	1,368	220 ~ 240	6,232	650 ~ 700	13,274		
50 ~	60	1,520	240 ~ 260	6,637	700 ~ 750	13,730		
60 ~	70	1,824	260 ~ 280	7,042	750 ~ 800	14,186		
70 ~	80	2,128	280 ~ 300	7,448	800 ~ 850	14,642		
80 ~	90	2,432	300 ~ 320	7,853	850 ~ 900	15,098		
90 ~	100	2,736	320 ~ 340	8,258	900 ~ 950	15,554		
100 ~	110	3,040	340 ~ 360	8,664	950 ~ 1,000	16,010		
110 ~	120	3,344	360 ~ 380	9,069	1,000 ~	16,466		

表6-2-(1)-8 大都市地域住宅供給型共同建築助成額表・

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
~	5	0	120 ~ 130	2,796	380 ~ 400	7,261		
5 ~	10	116	130 ~ 140	3,029	400 ~ 420	7,572		
10 ~	15	233	140 ~ 150	3,262	420 ~ 440	7,883		
15 ~	20	349	150 ~ 160	3,495	440 ~ 460	8,193		
20 ~	25	466	160 ~ 170</					

6-2-(2) 宅地耐震化推進事業

1. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、大規模盛土造成地の変動予測（宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条の規定に基づく造成宅地防災区域の指定又は同法第3条の規定に基づき指定された宅地造成工事規制区域内で同法第16条の規定に基づく勧告を行うために必要な大規模盛土造成地の大地震時等における変動予測に関する調査をいう。以下6-2-(2)関係部分において同じ。）及び大規模盛土造成地滑動崩落防止事業（大地震時等に大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる事業をいう。以下6-2-(2)関係部分において同じ。）とする。

2. 施行地区

- 1 大規模盛土造成地の変動予測は、宅地造成等規制法第20条の規定に基づく造成宅地防災区域の指定又は同法第3条の規定に基づき指定された宅地造成工事規制区域内で同法第16条の規定に基づく勧告を行うために調査が必要な地域において行うものとする。
- 2 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業は、次の各号の要件に該当する地区において行うものとする。
 - 一 次のいずれかに該当する区域
 - イ 同法第20条の規定に基づき指定された造成宅地防災区域
 - ロ 同法第3条の規定に基づき指定された宅地造成工事規制区域内で同法第16条の規定に基づく勧告がなされた区域
 - 二 地震時に滑動崩落するおそれの大きい大規模盛土造成地であって、崩落するおそれのある盛土部分の面積が3,000㎡以上であり、かつ当該盛土上に存在する家屋が10戸以上であるもののうち、当該盛土の滑動崩落により、次のいずれかの施設に被害が発生するおそれのあるもの
 - イ 道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道）、河川、鉄道
 - ロ 地域防災計画に記載されている避難地又は避難路

3. 事業実施計画への記載事項

大規模盛土造成地滑動崩落防止事業を行おうとする者は、事業実施計画に、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 対象とする区域
- 二 対象区域の面積
- 三 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業において行われる交付対象事業

四 工事完了後の施設の維持管理に関する事項

五 その他必要な事項

4. 宅地耐震化推進事業に係る基礎額

1 都道府県が行う大規模盛土造成地の変動予測については、当該事業に要する費用の3分の1とする。

2 都道府県が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業については、次の各号に掲げる費用の4分の1とする。なお、対象区域面積1ha当たり4,000万円を限度とする。

一 設計費

滑動崩落防止工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用

二 工事費

滑動崩落防止工事（排水工、アンカー工、杭工、地盤改良工、擁壁工等）に要する費用

7 都市公園

7-1 都市公園事業

安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現を図るため、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項第1号に規定する都市公園の整備を行う事業をいう。

1. 交付対象事業の要件

(1)「都市公園事業」とは、以下に掲げる①から③までの要件を満たす都市公園の新設又は改築に関する事業をいう。ただし、以下の公園を除く。

- 一 大規模な公園（都市基幹公園、大規模公園及びその他の都市公園でその規模が十ヘクタール以上のもの）
- 二 国家的イベント関連公園（国として開催することを決定した国際的なイベント又は国として定期的を開催することを決定しているイベントの会場となる都市公園）

①面積要件

原則として2ha以上とする。ただし、以下の公園を除く。

1) 街区公園、近隣公園

- i) (2)に規定する防災公園
- ii) 住宅宅地関連公共施設整備及び面的整備事業における公共施設管理者負担金にかかる都市公園

2) 都市緑地

- i) 都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上のために設けられる面積0.05ha以上の緑地
- ii) 都市計画区域内の山林、農地、宅地等で遊休となっている面積0.05ha以上の私的空閑地で土地所有者と都道府県との間で概ね10年以上の賃貸借契約を結び都市公園として整備するもの

②総事業費要件

5億円以上

(2)この要綱において「防災公園」とは、以下に掲げる①から③までの要件を満たす都市公園で、災害対策基本法に基づく地域防災計画等に当該都市公園の防災に資する機能が位置づけられているものをいう。

①規模要件

1) 広域防災拠点の機能を有する都市公園

災害が発生した場合において、災害復旧活動の支援拠点、復旧のため

の資機材や生活物資の中継基地等、広域防災拠点の機能を発揮する都市公園で、面積が概ね 50ha 以上のもの。

2) 地域防災拠点の機能を有する都市公園

広域防災拠点や避難地との円滑なアクセス性が確保され、災害が発生した場合において、救援救護活動の前線基地、復旧のための資機材や生活物資の中継基地としての機能を発揮する都市公園で、面積が概ね 10ha 以上のもの。

3) 広域避難地の機能を有する都市公園

災害が発生した場合において、広域的な避難地としての機能を発揮する都市公園で、面積が 10ha 以上のもの。(周辺の空地とあわせて 10ha となる 4ha 以上の都市公園及び周辺の不燃化の状況等を勘案して 10ha 以上の都市公園と同等の有効避難面積が確保される都市公園 (面積概ね 8ha 以上) を含む。)

4) 一次避難地の機能を有する都市公園

災害発生時において、主として周辺住民の避難収容、広域避難地への段階的な避難等、一次避難地としての機能を発揮する都市公園で、面積が 2ha 以上のもの。(周辺の市街地とあわせて 2ha となる都市公園を含む。)

ただし、三大都市圏の既成市街地等 (首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域並びに中部圏開発整備法に基づく都市整備区域をいう。以下 7-1 関係部分において同じ。) に位置する都市、指定市、県庁所在都市又は中核市における DID 地域を含む地区の都市公園及び地域防災計画で津波避難場所として位置づけられる都市公園に関しては、面積が 1ha 以上のもの。(周辺の市街地とあわせて 1ha となる都市公園を含む。)

なお、6-2-(1)の 1. の第 8 項に規定するリノベーション整備計画 (当該リノベーション整備計画が 6-2-(1)の 5. の第 2 項各号の要件に適合するものに限る。) に位置づけられる都市公園に関しては、面積が 0.15ha 以上のもの。

5) 避難路となる緑道

災害発生時において、周辺住民の一次避難地等への避難路となる都市公園で、幅員 10m 以上のもの。(周辺の不燃化の状況等を勘案して幅員 10m 以上の都市公園と同等の避難上有効な幅員が確保されるものを含む。)

②対象都市

広域避難地及び地域防災拠点の機能を有する都市公園については、

次のいずれかに掲げる都市に所在するものであること。

- 1) 三大都市圏の既成市街地等及びこれに隣接する区域に含まれる都市
- 2) 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に含まれる都市
- 3) 地震予知連絡会が平成19年度まで指定していた観測強化地域又は特定観測地域に含まれる都市
- 4) 県庁所在都市、指定市又は人口10万人以上の都市
- 5) 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域に含まれる都市
- 6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に含まれる都市
- 7) DID区域を有する都市（地域防災拠点の機能を有する都市公園に限る。）

③対象地域

- 1) 広域避難地の機能を有する都市公園

以下の i) 又は ii) に掲げる要件を満たす地域。

- i) 人口密度40人/ha以上であり、10ha以上の広域避難地として、都市公園以外の広域避難地を含めても歩行距離2km以内の避難圏域内人口1人当たり2㎡が確保されていないこと。
- ii) 帰宅困難者が1万人以上発生することが想定される地域及びこれに隣接する地域であること。

- 2) 一次避難地の機能を有する都市公園

以下の i) 又は ii) に掲げる要件を満たす地域。

- i) 人口集中地区（DID地区）又は地域防災計画に基づく津波被害が想定される地区であり、災害発生時の緊急な1ha以上の一次避難地として、学校施設等他施設を含めても歩行距離500m以内の避難圏域内人口1人当たり2㎡が確保されていないこと。
- ii) 帰宅困難者が1万人以上発生することが想定される地域及びこれに隣接する地域であること。

2. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

(1) 施設整備

都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第31条各号に定める公園施設の整備を対象とする。ただし、特殊公園については、風致公園及び墓園のうち緑地部分を対象とする。

(2) 用地取得

- ① 都市公園の用地の取得を対象とする。ただし、街区公園の用地買収については、1箇所あたり面積 0.25ha 以上の街区公園について 0.25ha まで、都市緑地の用地買収については、1箇所あたり面積 0.10ha 以上の都市緑地を対象とする。
- ② 公共施設管理者負担金を対象とする。ただし、対象となる公園、緑地は次の各号に該当するものであり、当該市街地開発事業の周辺を含めた地域において、街区公園、近隣公園、地区公園等が都市公園法に定める配置及び規模の基準等に従い、適正に計画されていること。
 - i) 土地区画整理事業及び市街地再開発事業の施行者と都市公園の管理者との間で「土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 119 条の 2 に規定する公共施設管理者負担金の取扱いについて」（昭和 36 年 5 月 15 日建設計発第 146 号通達）第 1 項及び第 2 項による覚書及び協定、都市再開発法第 121 条第 2 項の規定による承認又は協議等の手続きを完了している土地の区域であること。
 - ii) 市街地開発事業として都市計画決定された区域内であり、かつ公園又は緑地として都市計画決定されている土地の区域であること。
なお、整備完了後は都道府県により設置される都市公園となるものであること。
 - iii) 土地区画整理事業にあつては次の各号に該当する区域であること。
 - イ) 減価補償金を算出する地区については、施行地区面積の 1%を超える公園
 - ロ) イ)以外の既成市街地（DID）及び周辺市街地（DID から 1,000m 以内）については、施行面積の 2%を超える公園
 - ハ) 新市街地について、施行面積の 3%を超える公園

3. 都市公園事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、都市公園法第 29 条に基づき、施設整備及び用地取得に要する費用について、それぞれ以下に掲げるとおりとする。なお、都市公園法以外の法令により、都市公園法施行令第 31 条に定める補助率の特例が規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率を適用する。

(1) 施設整備に要する費用

都市公園法施行令第 31 条各号に定める公園施設の整備に要する費用について、当該費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

(2) 用地取得に要する費用

① 都市公園の用地の取得に要する費用について、当該費用の額に 3 分の 1 を乗じて得た額とする。

② 公共施設管理者負担金に要する費用

当該年度の公共施設管理者負担金に要する費用の額に 3 分の 1 を乗じて得た額とする。

管理者負担金の額は、土地区画整理事業認可時（市街地再開発事業については、都市計画決定時）における都市公園用地の鑑定評価による価額により算定するものとする。

7-2 防災緑地緊急整備事業

大都市地域等において大規模な地震等に伴い発生する災害から国民の生命、財産を守るための避難地となる防災緑地、及び建設副産物等を計画的に活用し、幅広い資源の有効利用と廃棄物の削減に資する再生資源活用緑地の整備を行う事業をいう。

1. 定義

- (1) この要綱において「防災緑地」とは、都市計画公園又は都市計画緑地のうち、7-1の1.の(2)で規定する防災公園（ただし「避難路となる緑道」を除く。）となる予定の土地及び施設であって、都市公園法第2条の2の規定に基づく公告前において避難地として一般の利用に供するものをいう。
- (2) この要綱において、「防災緑地緊急整備事業」とは、防災緑地の用に供する土地の取得及び施設の整備に関する事業をいう。
- (3) この要綱において「再生資源活用緑地」とは、次の①及び②の要件を満たす都市公園となる予定の土地及び施設であって、都市公園法第2条の2の規定に基づく公告前において一般の利用に供するものをいう。
 - ① 建設副産物等の盛土材料等としての計画的な活用により、幅広い資源

の有効活用と廃棄物の削減に資するものであること。

②10ha 以上の面積を有すること。

(4) この要綱において「再生資源活用緑地整備事業」とは、再生資源活用緑地の用に供する土地の取得及び施設の整備に関する事業をいう。

2. 事業実施計画への記載事項

(1) 防災緑地緊急整備事業を行おうとする都道府県は、事業実施計画に、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

①事業の目的

②防災緑地の整備及び管理に関する事項

③防災緑地の区域に係る都市公園の整備の予定に関する事項

(2) 再生資源活用緑地整備事業を行おうとする都道府県は、事業実施計画に、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

①事業の目的

②再生資源活用緑地の整備及び管理に関する事項

③再生資源活用緑地における建設副産物等の受け入れの予定に関する事項

3. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

(1) 防災緑地の施設の整備については、都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設のうち次に掲げる施設を対象とする。

①園路又は広場

②植栽その他の修景施設

③休憩所、ベンチその他の休養施設

④便所、水飲場その他の便益施設

⑤門、さく、管理事務所、照明施設、水道その他の管理施設

⑥備蓄倉庫その他都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）で定める災害応急対策に必要な施設。ただし、一次避難地に該当する場合は、備蓄倉庫、耐震性貯水槽に限る。

(2) 再生資源活用緑地の施設の整備については、前項の①から⑤までに掲げる施設を対象とする。

4. 管理

都道府県は、防災緑地又は再生資源活用緑地について、都市公園に準じて避難地としての機能が十分確保されるよう又は建設副産物等の有効活用が図られるよう、原則として都市公園法第33条に規定する都市公園を設置すべき

区域を定め、公園予定地及び予定公園施設として、適正な整備及び予定公園施設とし、適正な管理を行うものとする。

5. 防災緑地緊急整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、以下のとおりとする。

- (1) 防災緑地緊急整備計画に基づく防災緑地の施設の整備については、施設の整備に要する費用の2分の1とする。
- (2) 再生資源活用緑地整備計画に基づく再生資源活用緑地の施設の整備については、施設整備に要する費用の2分の1とする。

7-3 市民農園整備事業

良好な都市環境の形成に資する生産緑地等の有する緑地機能の保全活用を図るとともに、健康的でゆとりある国民生活の確保を図る市民農園の整備を行う事業をいう。

1. 交付対象事業の要件

「市民農園整備事業」とは、分区園を主体とする以下に掲げる(1)から(4)までの要件を満たす都市公園を整備する事業をいう。

- (1) 良好な都市環境の形成に資するとともに、適切な市民利用が図られるよう地域の実情に応じた位置、規模等を備えること。
- (2) 借地して設置する場合、事業主体が、土地所有者と賃貸借契約等により、概ね10年以上の権原を取得するものであること。
- (3) 面積は原則として0.25ha以上であること。ただし、都市緑地にあつては概ね0.1ha以上であること。(農協等が設置する分区園と一体として都道府県が休憩施設等の園地のみを整備するものについてはその合計面積。)
- (4) 原則として都市計画施設(公園又は緑地)であること。ただし、借地による場合及び生産緑地の買取り申出に基づき農地の買取りを行う場合を除く。

2. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、園路、広場、植栽、休憩施設等の施設整備(分区部分を除く。)及び用地取得とする。

3. 市民農園整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、都市公園法第 29 条に基づき、施設整備に要する費用（分
区部分を除く。）にあつては、当該費用の 2 分の 1、用地取得に要する費用に
あつては、当該費用の 3 分の 1 とする。

7-4 公園事業特定計画調査

先導的・モデル的な公園緑地の配置計画及び都市公園等の整備を推進する
ことを目的とした計画を策定するために行う調査をいう。

1. 交付対象事業の要件

「公園事業特定計画調査」は、以下に掲げる(1)又は(2)の要件を満たすも
のをいう。

(1) 公園緑地の配置計画の策定に関する計画調査

① 対象地域

- 1) 自然的・経済的・社会的条件から見て一体として総合的に基幹的な公園
緑地を配置し整備を図ることが適当と認められる地域であること。
- 2) 対象地域においては先導的・モデル的な観点から公園緑地の計画的
な整備が必要であると認められること。

② 調査内容

調査内容は、地域の防災性の向上、自然環境の保全・再生、歴史・
文化資産の保全・活用等の推進に資する、基幹的な公園緑地の総合的
かつ計画的な配置・整備を効果的に進めるための計画を策定すること
を目的とする。

(2) 都市公園等の整備計画調査

① 対象地区

- 1) 地域の有する資源・特性等を活かし、先導的・モデル的な都市公園
等を中核とした地区の整備を行うことが適当と認められること。
- 2) 対象地区の整備が相当程度の広域性及び地域波及効果等を有すると
認められること。

② 調査内容

調査内容は、以下の都市公園等及びその周辺整備のための整備計画
を策定することを目的とする。

- 1) 地区の防災性の向上に資する都市公園等
- 2) 地区の自然環境の保全・再生に資する都市公園等
- 3) 地区の歴史・文化資産の保全・活用に資する都市公園等
- 4) 上記の他、特に、地域の総合計画に基づき特定の目的のもとに先導

的・モデル的に整備することが必要な都市公園等

2. 公園事業特定計画調査に係る基礎額

本事業の基礎額は、公園事業特定計画調査の実施に要する費用の3分の1とする。

7-5 公園施設長寿命化計画策定調査

公園施設の更新需要への効果的・効率的な対応を通じたストックの有効利用を図ることを目的とした公園施設長寿命化計画を策定するために行う調査をいう。

1. 定義

(1)「公園施設長寿命化計画」とは、公園管理者が管理する公園施設のうち、建物又は工作物（附帯設備や舗装等を含む。）を対象として、公園施設の点検・調査結果に基づき、以下に掲げる事項を定めるものをいう。

- ①都市公園整備状況
- ②計画期間（概ね10年以上）
- ③対象都市公園（種別別公園数、選定理由）
- ④対象公園施設（公園施設種類別の数、これまでの維持管理状況、選定理由）
- ⑤健全度を把握するための点検調査結果の概要
- ⑥日常的な維持管理に関する基本方針
- ⑦公園施設の長寿命化のための基本方針
- ⑧都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等
- ⑨計画全体の長寿命化対策の実施効果（ライフサイクルコストの縮減額）

なお、長寿命化対策の実施効果については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条の規定に基づき国土交通大臣が定める処分制限期間以上の使用年数を期待でき、かつ長寿命化対策を実施しない場合よりもライフサイクルコストが安価となるものであること。

(2)「長寿命化対策」とは、予防保全的管理により、既存の公園施設の耐用年数の延伸及びライフサイクルコストの低減に寄与する対策をいう。

(3)「予防保全的管理」とは、以下に掲げる修繕・改築をいう。

①予防保全型管理

劣化・損傷状況を目視等で直接確認できる施設について、点検等により把握した健全度に基づき、時間経過に伴う劣化・損傷を予測した上で、施設の機能保全や安全性確保に支障となる劣化・損傷を未然に防止することを目的として行う計画的な修繕・改築。

②予測保全型管理

劣化・損傷状況を目視等で直接確認できない施設について、定期的な保守点検や分解検査等により把握した健全度に基づき、施設の機能保全や安全性確保に支障となる劣化・損傷を未然に防止することを目的として行う修繕・改築。

③事後保全型管理

劣化や損傷、異常、故障が確認された時点で行う修繕・改築（安全性の確保及びライフサイクルコストの縮減の観点で対策を行っても、ライフサイクルコストの低減効果が得られない施設を含む。）。

2. 計画の提出

本事業により策定した公園施設長寿命化計画は、地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長に提出するものとする。なお、計画を変更した場合も同様とする。

3. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定とする。

4. 留意事項

(1)平成26年度（500箇所以上、若しくは面積500ha以上の都市公園を管理する都道府県においては平成28年度）以降、公園施設の改築・更新に係る交付対象事業は「公園施設長寿命化計画」に基づく予防保全的な管理を実施しているものに限定する。

(2)本事業は、平成25年度（500箇所以上、若しくは面積500ha以上の都市公園を管理する都道府県においては平成27年度）までの措置とする。

5. 公園施設長寿命化計画策定調査に係る基礎額

本事業の基礎額は、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調

査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定に要する費用の2分の1とする。

7-6 吸収源対策公園緑地事業

地球温暖化対策の一層の推進を図るため、温室効果ガス吸収源対策に資する公園緑地の整備又は公共公益施設の緑化を行う事業をいう。

1. 交付対象事業の要件

「吸収源対策公園緑地事業」とは、以下に掲げる(1)から(3)までの要件を満たす公園緑地の整備又は公共公益施設の緑化を行う事業をいう。

(1) 都市要件

以下の①及び②の要件を満たす都市を対象とする。

① 緑の基本計画が策定済み若しくは策定中の都市、又は景観計画が策定済み若しくは策定中の都市

② 以下のいずれかの要件を満たす都市

1) 環境モデル都市（候補都市を含む。）及び緑化地域、緑化率の最低限度を定めた地区計画、歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区又は緑地保全地域の指定により緑の保全・創出を積極的に行っている都市（以下7-6関係部分において「重点都市」という。）

2) 人口10万人以上の都市

3) 大都市圏における以下の政策区域に含まれる都市

- ・ 首都圏整備法に規定する既成市街地及び近郊整備地帯
- ・ 中部圏開発整備法に規定する都市整備区域
- ・ 近畿圏整備法に規定する既成都市区域及び近郊整備区域

(2) 対象事業要件

以下の①から③までの要件を満たす合計5箇所以上（重点都市における事業には適用しない）の公園緑地の整備又は公共公益施設の緑化を行う事業を対象とする。

① 対象事業の一箇所当たりの事業対象面積が500㎡以上かつ、高木を含む緑化率が80%以上であること。

② 公園緑地については、原則として都市公園として管理するもの。（都市計画決定されていないものを含む。止むを得ない場合は、都道府県の条例等に基づく公園、緑地として管理するもの。）

③ 公共公益施設緑化については、同施設の敷地及び建築物の緑化を行う

もの。

(3)総事業費要件

全ての箇所の合計事業費が5億円以上であるもの（重点都市における事業には適用しない）。

2. 事業実施計画への記載事項

本事業を行おうとする都道府県は、事業実施計画に、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- ①事業期間中の整備方針と目標、及びその効果
- ②事業期間中の事業実施箇所及び整備内容
- ③事業期間中の事業実施箇所における概算事業費

3. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、施設整備及び用地取得とする。

4. 吸収源対策公園緑地事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、施設整備に要する費用にあつては、当該費用の2分の1、用地取得に要する費用にあつては、当該費用の3分の1（沖縄県にあつては2分の1）とする。

7-7 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業

大規模地震に備えた市街地の防災性の向上や、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保等、都市公園における総合的な安全・安心対策事業を緊急かつ計画的に実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を行う事業をいう。

1. 交付対象事業の要件

「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」とは、以下に掲げる(1)及び(2)の要件を満たす事業をいう。

(1)対象事業要件

次の①から④までの施設整備を対象とする。

- ①地域防災計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に位置付けのある都市公園における災害応急対策施設の整備
- ②地域防災計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に位置付けのある都市公園における建物又は橋梁等の耐震改修

- ③都市公園における公園施設のバリアフリー化
 - ④補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく国土交通省所管補助金等交付規則において定められた処分制限期間を超えるもの、又は危険度判定調査等で改善が必要と判断されたもので、都道府県が策定する「公園施設長寿命化計画」に基づき適切に維持管理されている施設の改築
- (2)総事業費要件
事業期間中における事業の合計国費が 30 百万円×事業年数以上であるもの。

2. 事業実施計画への記載事項

- (1)本事業を行おうとする都道府県は、事業実施計画に、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
- ①事業期間中の整備方針と目標、及びその効果
 - ②事業期間中の事業実施箇所及び整備内容
 - ③事業期間中の事業実施箇所における概算事業費
- (2)事業を実施できる期間は、平成 25 年度までとする。

3. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

- (1)施設整備
都市公園法施行令第 3 1 条各号に定める公園施設の整備を対象とする。
- (2)用地取得
都市公園の用地の取得を対象とする。

4. 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、都市公園法第 29 条に基づき、施設整備及び用地取得に要する費用について、それぞれ以下に掲げるとおりとする。なお、都市公園法以外の法令により、都市公園法施行令第 31 条に定める国費率の特例が規定されている場合は、当該国費率を適用する。また、特定地区公園にあつては、7-3 に定める国費率を適用する。

- (1)施設整備に要する費用
当該費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。
- (2)用地取得に要する費用
当該費用の額に 3 分の 1 を乗じて得た額とする。

7-8 中心市街地活性化広場公園整備事業

商業地域及び近隣商業地域を含む地区において、にぎわいの場、地域イベントなど交流拠点となるなど商店街等の中心市街地の活性化に資する公園・緑地の整備を行う事業をいう。

1. 交付対象事業の要件

「中心市街地活性化広場公園整備事業」とは、以下に掲げる(1)及び(2)の要件を満たす公園・緑地の整備を行う事業をいう。

(1) 対象事業要件

- ① 中心市街地活性化法に基づく「中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画」に位置づけられた地区を含む地区で、3箇所以上の公園・緑地の整備を行うものであること。
- ② 対象事業の一箇所当たりの面積が500㎡以上であること。
- ③ 都市計画決定されていない公園、緑地を含む。ただし、事業完了後、都市公園として管理すること。

(2) 総事業費要件

全ての箇所の合計事業費が2.5億円以上であるもの。

2. 事業実施計画への記載事項

本事業を行おうとする都道府県は、事業実施計画に、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- ① 事業期間中の整備方針と目標、及びその効果
- ② 事業期間中の事業実施箇所及び整備内容
- ③ 事業期間中の事業実施箇所における概算事業費

3. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

(1) 施設整備に要する費用

都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設の整備を対象とする。

(2) 用地取得に要する費用

都市公園の用地の取得を対象とする。

4. 中心市街地活性化広場公園整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、都市公園法第29条に基づき、施設整備及び用地取得に要する費用について、それぞれ以下に掲げるとおりとする。なお、都市公園

法以外の法令により、都市公園法施行令第 31 条に定める国費率の特例が規定されている場合は、当該国費率を適用する。

(1) 施設整備に要する費用

当該費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

(2) 用地取得に要する費用

当該費用の額に 3 分の 1 を乗じて得た額とする。

7-9 市民緑地等整備事業

市民緑地契約（都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 55 条に規定する市民緑地契約をいう。）又は緑地保全地域等の土地に係る管理協定（同法第 24 条に規定する管理協定をいう。）に基づき行う既存緑地の公開のために必要な施設整備及び借地公園の整備を行う事業をいう。

1. 交付対象事業の要件

「市民緑地等整備事業」とは、以下の(1)に掲げる都市において(2)に掲げる要件を満たす、次の①から④までの施設整備を行う事業をいう。ただし、市民緑地契約、管理協定又は借地契約において、10 年以上の期間にわたって公開が継続することが確実であるものとする。

- ①都道府県が、市民緑地契約に基づき行う緑地の利用又は管理のために必要な施設整備。
- ②都道府県が、緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の土地に係る管理協定に基づき行う緑地の利用又は管理のために必要な施設整備。
- ③都道府県が、借地公園（公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園をいう。以下 7-9 関係部分において同じ。）において行う施設整備。ただし、都市公園の全域が借地であるものに限る。
（平成 23 年度までに着手された事業に限る。）

(1) 対象都市

以下の①及び②に掲げる要件を満たす都市を対象とする。

- ①緑の基本計画が策定済み若しくは策定中の都市、又は景観計画が策定済み若しくは策定中の都市
- ②以下のいずれかの要件を満たす都市
 - 1) 重点都市
 - 2) 人口 10 万人以上の都市

- 3)大都市圏における以下の政策区域に含まれる都市
- ・首都圏整備法に規定する既成市街地及び近郊整備地帯
 - ・中部圏開発整備法に規定する都市整備区域
 - ・近畿圏整備法に規定する既成都市区域及び近郊整備区域

(2)対象事業要件

- ①市民緑地契約又は管理協定に係る緑地にあつては面積が原則 2ha 以上（周辺の都市公園と一体となって2ha 以上となるものを含む。）であること。ただし、地域防災計画において避難地として位置付けられるなど、防災上の位置付けがあるものについては1ha 以上であること。（重点都市における事業は、0.25ha 以上。）
- ②借地公園にあつては面積が 0.25ha 以上であること。ただし、公共緑地率（水面、樹林地、草地等自然的環境を主たる構成要素とし、制度的に持続性が担保されている空間面積の総和を公園周辺地域（借地公園の中心から半径 2km の地域）の面積で除したもの）が 5%未満の地域に限る。
- ③当該市民緑地等の開設に必要な全体事業費が 2 億円以上であること。（重点都市における事業には適用しない。）なお、この場合、全体事業費には、当該市民緑地等について用地取得を行う場合の想定事業費を見込むことができる。
- ④先導的都市環境形成計画が認定された地区内において、都道府県が施設整備を行う借地公園にあつては、高木を含む緑化率が 80%以上で緑化面積が 0.05ha 以上であること。

2. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

(1)市民緑地契約に基づく施設整備

- ①園路又は広場、②修景施設、③休憩所、ベンチその他の休養施設、④便所、水飲場その他の便益施設、⑤門、さく、照明施設、水道その他の管理施設、⑥備蓄倉庫その他の災害応急対策施設

(2)緑地保全地域における管理協定に基づく施設整備

- ①防火施設、②土砂崩壊防止施設、③景観保全のための植栽、④防火・病虫害防除維持管理上の道路、⑤立入防止柵・標識等の管理施設、⑥散策路、⑦ベンチ、⑧休憩所、⑨公衆便所、⑩解説板、⑪駐輪場、⑫水質保全のための水辺周辺施設

(3)借地公園において行う施設整備

都市公園法施行令第 3 1 条各号に規定する施設

(4)先導的都市環境形成計画が認定された地区内において行う施設整備
都市公園法施行令第31条各号に規定する施設

3. 市民緑地等整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、施設の整備に要する費用の2分の1とする。

8 広域的地域活性化基盤

8-1 広域的地域活性化基盤整備事業

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号。以下「広域活性化法」という。）第5条第1項の広域的地域活性化基盤整備計画（複数の都道府県が連携・協力して作成されたものを除き、かつ、この要綱の施行の際、現に国土交通大臣に提出されているものに限る。以下「広域活性化計画」という。）に基づく広域活性化法第5条第2項第3号及び第4号の事業等をいう。

1. 交付対象事業

- 1 交付対象事業は、広域活性化計画に基づき実施される表8-1に掲げる事業等をいう。
- 2 広域活性化計画の基幹事業（広域活性化計画の目標を達成するために必要な表8-1第4項から第9項までの拠点施設関連基盤施設整備事業をいい、8-1関係部分において単に「基幹事業」という。）については、広域活性化法第2条第2項に定める拠点施設の整備に関する事業の施行に関連して一体的に実施することが必要となる事業又は同法第2条第1項に定める広域的特定活動に伴う人の往来又は物資の流通に対応するために必要な事業に限られる。また、交付期間内に一定の成果をあげることでできない大規模な事業は基幹事業としては適切ではない。
- 3 表8-1第1項から第3項までの事業等については、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要なものに限る。

表 8-1 (広域的地域活性化基盤整備事業の交付対象事業)

交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	間接交付の場合の 事業に要する額
1. 事業活用調査	広域活性化計画の対象となる地区における交付対象事業の活用等に関する調査等に要する費用	都道府県が市町村等に対して負担する費用の額の範囲内
2. 地域自立・活性化活動推進事業	情報収集・提供活動、社会実験等の地域活性化の促進等に関する事業等に要する費用	同上
3. 地域自立・活性化基盤整備支援事業	広域活性化計画の目標を達成するために必要な事業等に要する費用	同上
4. 住宅市街地基盤整備事業	附属編 9-2 に規定する住宅市街地基盤整備事業の交付の対象となる事業に要する費用	—
5. 公園	附属編 7-1 に規定する都市公園事業の交付の対象となる事業に要する費用	—
6. 下水道	附属編 5 に規定する事業の交付の対象となる事業のうち、流域下水道の採択基準に適合する都道府県事業に要する費用	—
7. 河川	以下のいずれかに該当する河川の整備であって、附属編 3 に規定する事業の交付の対象となる事業に要する費用 1 都道府県が実施する一級河川の改良工事若しくは修繕 2 都道府県が実施する二級河川の改良工事	—
8. 道路	以下のいずれかに該当する道路の整備であって、附属編 1 に規定する事業の交付の対象となる事業に要する費用 1 都道府県が実施する一般国道、都道府県道の新設、改築又は修繕 2 都道府県が実施する街路事業	—
9. 港湾	港湾管理者(都道府県)が実施する次に掲げる事業であって、附属編 2 に規定する事業の交付の対象となる事業に要する費用 1 港湾改修事業 2 港湾環境整備事業	—

2. 広域的地域活性化基盤整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は次に掲げる式により算出された額とする。

$$\begin{aligned} & \text{広域的地域活性化基盤整備事業に係る基礎額} \\ & = \text{当該年度の事業費} \times \text{交付率} \end{aligned}$$

上記交付率については次に掲げる式により算出されたものとする。

$$\text{交付率} = \text{交付限度額} / \text{交付対象事業費}$$

上記交付限度額については、以下により算出する。

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則（平成19年国土交通省令第74号）第17条第2項の規定により、同規則第17条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか低い額とする。

$$\text{交付限度額} = \frac{1}{2} \times \alpha$$

この場合において、 α は、次に掲げる式により算出した額のうちいずれか少ない額とし、かつ、財政法第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。

$$1) \alpha = \frac{9}{10} \times (A + B)$$

$$2) \alpha = \frac{12}{11} \times A$$

A : 表8-1第4項から第9項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B : 表8-1第1項から第3項までの事業等ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

なお、都道府県が市町村等に対し、表 8-1 第 1 項から第 3 項までの事業等に要する経費の一部を負担する場合には、上記 B における「交付対象事業の費用の範囲」を「間接交付の場合の事業に要する額」とする。

3. 雑則

広域活性化計画に基づく本交付金の交付限度額は、表 8-1 の事業に係る事業費に地域自主戦略交付金の創設による変更後の社会資本総合整備計画に記載された事業（新たに地域自主戦略交付金を充てて実施するものを除く。）に係る事業費の額を加えて算定した額から、当該広域活性化計画に係る社会資本総合交付金の交付限度額を控除して算定した額とする。

9 住宅

9-1 地域住宅計画に基づく事業

地域住宅計画に基づく地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号。以下「地域住宅法」という。）第6条第2項第2号及び第3号の事業等をいう。

1. 交付対象事業

地域住宅法第6条第2項に掲げる事項が記載された計画に基づき実施される表に掲げる事業等（他の法律又は予算制度に基づく国の補助又は負担を得て実施する事業等を除く。）をいう。

表9-1-1（地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業）

交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲
1. 公営住宅等整備事業	公営住宅等整備事業対象要綱（平成17年8月1日付け国住備第37号）に規定する公営住宅等整備事業のうち、戸数がおおむね200戸未満の公営住宅団地に係る事業（地域福祉拠点等の重点整備に係る事業を除く。）に係る交付対象額
2. 公営住宅ストック総合改善事業	公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱（平成17年8月1日付け国住備第38-3号）に規定する公営住宅ストック総合改善事業のうち、戸数がおおむね200戸未満の公営住宅団地に係る事業（地域福祉拠点等の重点整備に係る事業を除く。）に係る交付対象額
3. 住宅市街地基盤整備事業	9-2に規定する住宅市街地基盤整備事業のうち、道路、都市公園又は河川に係る事業の事業費の額
4. 地域住宅政策推進事業	地域住宅計画の目標を達成するために必要な事業等（施設整備については、公営住宅整備事業等に関連して実施されるものに限る。）に要する費用の額（地方公共団体が、事業を実施する機構等に対し費用の一部を負担する場合にあっては、当該負担額を超えない額）

2. 地域住宅計画に基づく事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次に掲げる式により算出された額とする。

$$\text{基礎額} = \text{当該年度の事業費} \times \text{交付率}$$

上記交付率については、次に掲げる式により算出されたものとする。

$$\text{交付率} = \text{交付限度額} / \text{交付対象事業費}$$

3. 交付限度額

- 1 交付限度額は、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則（平成17年国土交通省令第80号。以下「地域住宅法施行規則」という。）第5条第2項の規定により、地域住宅法第7条の交付金の額は地域住宅法施行規則第5条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出した額のいずれか少ない額とする。

$$\text{交付限度額} = 1 / 2 \times \alpha$$

この場合において、 α は、次に掲げる式により算出した額のうちいずれか少ない額とし、かつ、財政法第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。

- 1) $\alpha = 9 / 10 \times (A + B) + K$
- 2) $\alpha = 10 / 9 \times A + K$

A：表9-1-1第1項から第3項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額。

B：表9-1-1第4項の事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額。

K：表9-1-1第1項から第3項までの事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額（以下「交付対象事業費」という。）は、それぞれKに含めて α を算出することができる（ただし、Kに含める場合の額は、交付対象事業費に、既往の補助金における国の地方公共団体に対する補助の割合に2を乗じた数値を乗じた額とする。）ものとする。

- 2 平成23年度から平成25年度までに実施する交付対象事業については、第1項の規定にかかわらず、地域住宅法施行規則第5条第2項の規定により、交付金の額は同条第1項の規定に基づき算出した額又は次に掲げる式により算

出した額のいずれか少ない額とする。

$$\text{交付限度額} = 1 / 2 \times \alpha$$

この場合において、 α は、次に掲げる式により算出した額のうちいずれか少ない額とし、かつ、財政法第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。

- 1) $\alpha = 9 / 10 \times (A + B) + K$
- 2) $\alpha = 10 / 8 \times A_1 + 10 / 9 \times A_2 + 10 / 10 \times A_3 + K$

A : 次に掲げる A_1 、 A_2 及び A_3 を合計した額

A_1 : 次のイ又はロのいずれかに掲げる額

イ 表9-1-1第1項及び第2項の事業のうち高齢者の居住の安定確保に資する事業ごとに、事業に要する費用の額の定めるところに従い算出した額を合計した額

ロ 表9-1-1第1項及び第2項の事業のうち高齢者の居住の安定確保に資する事業以外であって、公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱（平成17年8月1日付け国住備第38-3号）第2第1項第十七号に規定する公営住宅等長寿命化計画に基づく事業ごとに、2) 式中の係数「10/8」に替えて、公営住宅等長寿命化計画の策定年度に応じ、下表に規定する係数を適用し、事業に要する費用の額の定めるところに従い算出した額を合計した額。ただし、表9-1-2に規定する係数は、当該公営住宅等長寿命化計画を策定した翌年度から適用する。

表9-1-2

係数	Rの値	公営住宅等長寿命化計画の策定年度
$10/9 + (10/8 - 10/9) \times r$	1	平成21年度
	3 / 4	平成22年度
	1 / 2	平成23年度
	1 / 4	平成24年度

A_2 : 表9-1-1第3項の事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

A₃ : 表 9 - 1 - 1 第 1 項及び第 2 項の事業のうち A₁ に該当しない事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B : 表 9 - 1 - 1 第 4 項の事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額

K : 表 9 - 1 - 1 第 1 項から第 3 項までの事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額は、それぞれ K に含めて α を算出することができる（ただし、K に含める場合の額は、交付対象事業費に、既往の補助金における国の地方公共団体に対する補助の割合に 2 を乗じた数値を乗じた額とする。）ものとする。

- 3 表 9 - 1 - 1 第 4 項の事業のうち、平成 23 年度に地方公共団体が、雇用先からの解雇等に伴い、現に入居している住居から退去を余儀なくされる者又はその同居親族に対し居住安定確保に資する事業を実施する場合には、前項の規定により算出した交付限度額に、以下に規定する R に 20 分の 9 を乗じた額を加えた額を交付限度額とする。この場合、前項の「B : 表 9 - 1 - 1 第 4 項の事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額」とあるのは「B : 表 9 - 1 - 1 第 4 項の事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額から、次項に規定する R の額を除いた額」と読み替えるものとする。

R : 表 9 - 1 - 1 第 4 項の事業のうち、平成 23 年度に地方公共団体が、雇用先からの解雇等に伴い、現に入居している住居から退去を余儀なくされる者又はその同居親族に対し実施する居住安定確保に資する事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額（ただし、A に 100 分の 5（特に離職状況が深刻な地域においては 100 分の 10）を乗じた額を限度とし、民間賃貸住宅への入居者に対する助成を行う場合にあっては、民間賃貸住宅の管理月数を合計した月数に 4 万円を乗じた額を限度とする。）

4. 沖縄における交付限度額

地域住宅法施行規則第 5 条第 2 項の規定により、沖縄県の区域においては、交付金の額は地域住宅法施行規則第 5 条第 1 項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出した額のいずれか少ない額とする。

$$\text{交付限度額} = 1 / 2 \times \alpha + \text{O}$$

この場合において、 α については、前条の規定を準用する。

○：次に掲げる費用の額を合計した額

イ 表9-1-1第1項及び第2項の事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額のうち、公営住宅等整備事業対象要綱（平成17年8月1日付け国住備第37号）第2第二号に規定する公営住宅等の建設等に係る費用の額に4分の1を乗じて得た額

ロ 表9-1-1第3項の事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額のうち、沖縄振興特別措置法施行令別表第1各項に掲げるものに係る額に、同表各項に掲げる割合から2分の1を除いた割合を乗じて得た額

5. 北方領土隣接地域における交付限度額

地域住宅法施行規則第5条第2項の規定により、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和57年法律第85号）第2条第2項に規定する北方領土隣接地域においては、交付金の額は地域住宅法施行規則第5条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出した額のいずれか少ない額とする。

$$\text{交付限度額} = 1 / 2 \times \alpha + \text{H}$$

この場合において、 α については3.の規定を準用する。

H：表9-1-1第1項及び第2項の事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額のうち、公営住宅等整備事業対象要綱第2第二号に規定する公営住宅等の建設等に係る費用の額に、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第7条の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合から2分の1を控除して得た数を乗じて得た額

9-2 住宅市街地盤整備事業

良好な住宅又は宅地の供給を行う計画的な住宅宅地事業及び計画的に開発された良質な住宅団地において行われる住宅ストック改善事業に関連する公共施設の整備を行う事業をいう。

1. 交付対象事業

住宅市街地盤整備事業で基礎額算定の対象となる交付金事業の範囲は、事業実施計画に定められた、住宅宅地事業又は住宅ストック改善事業に関連する国土交通省所管の次の各号に掲げる公共施設のいずれかの整備に関する事業（計画には住宅基盤施設（住宅宅地事業又は住宅ストック改善事業に関連して実施しようとする住宅市街地盤整備事業に係る公共施設等をいう。）の名称、住宅市街地盤整備事業を実施しようとする者、種別、工種、事業期間及び全体事業費を記載するものとする。）で、制度要綱別表の別紙2に定める事業のうち、次の各号に掲げる公共施設ごとに当該各号に定める事業に係る本交付金の採択要件として本要綱に定める内容及び表 9-2-1 の要件に適合するものとする。

- 一 道路 道路の修繕に関する事業を除いた事業
- 二 治水 河川、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設に関する事業（ただし、応急対策事業を除く）
- 三 下水道 すべての事業
- 四 都市公園 都市公園事業

2. 住宅市街地盤整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、1. に定める交付対象事業ごとに本要綱の規定に基づき算出された基礎額を合計した額とする。

3. その他

住宅市街地盤整備事業の運営は、本編に定めるところによるほか、次の各号に定めるところにより行われなければならない。

- 一 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付け建設省住発第 120 号）
- 二 その他関係法令、関係告示、関係通知に定めるもの

4. 雑則

この要綱の施行の際、現に平成 20 年 4 月 1 日施行住宅市街地盤整備事業制度要綱（平成 16 年 4 月 1 日 国土政第 3-4 号 国土交通事務次官通知）附

則第2の規定の適用を受けている事業については、住宅市街地基盤整備事業とみなして本要綱の規定を適用する。

表 9-2-1

区分	要件の内容	
	土地有効活用・居住環境整備タイプ	団地再生タイプ
一般的要件	住宅建設事業又は宅地開発事業に関連して緊急に整備することが必要な公共施設の整備に関する事業で、その実施により住宅宅地事業の隘路が打開される等住宅宅地事業の推進に効果があるものであること。	住宅ストック改善事業の目的達成に資する公共施設の整備に関する事業であって、その実施により良好な居住環境の形成に効果があるものであること。
施設別要件	<p>一般国道以外の道路で、次のいずれかに該当するものの整備に関する事業であること。(都市計画道路を含む。)</p> <p>一 住宅宅地事業の事業区域(以下「事業区域」という。)内の主要な道路。</p> <p>二 事業区域と事業区域外の主要な道路又は、最寄り主要駅等交通上の重要拠点とを連絡する道路のうち、当該住宅宅地事業に起因して緊急に整備を行うことが必要な区間。</p> <p>三 事業区域と事業区域外の義務教育施設等主要な公益施設とを連絡する道路で、緊急に整備することが当該住宅宅地事業にとって不可欠な区間。</p> <p>なお、個別の道路施設の採択に当たっては、当該住宅宅地事業との関係を具体的に精査し、上記一から三までの要件のいずれかに合致する</p>	<p>一般国道以外の道路で、次のいずれかに該当する歩道等の整備に関する事業であること。</p> <p>一 住宅ストック改善事業の事業区域(以下「改善事業区域」という。)内の主要な道路。</p> <p>二 改善事業区域と改善事業区域外の主要な道路又は最寄り主要駅等交通上の重要拠点とを連絡する道路のうち、当該住宅ストック改善事業にあわせて緊急に整備を行うことが必要な区間。</p> <p>三 改善事業区域と改善事業区域外の義務教育施設等主要な公益施設とを連絡する道路のうち、当該住宅ストック改善事業にあわせて緊急に整備を行うことが必要な区間</p> <p>なお、個別の道路施設の採択に当たっては、当該住宅ストック改善事業との関係を具体的に精査し、上記一から三までの要件のいずれかに合</p>

	ことを確認すること。	致することを確認すること。
件	<p>一級河川、二級河川又は準用河川に係る事業であって、当該河川の下流の治水計画上也効果的と認められるもので、かつ、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事業であること。</p> <p>一 事業区域の開発の影響により改修が必要となる河川の部分又は事業区域を通過し、若しくは接する河川の部分で、当該住宅宅地事業と一体的に整備することが必要なもの。</p> <p>二 当該住宅宅地事業と関連して整備することが必要とされる防災調節池、流域調節池、雨水貯留施設又は貯留浸透施設。</p>	<p>一級河川、二級河川又は準用河川に係る事業であって、当該河川の下流の治水計画上也効果的と認められるもので、かつ、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事業であること。</p> <p>一 改善事業区域の治水安全度向上のため、当該住宅ストック改善事業と一体的に整備することが必要なもの。</p> <p>二 当該住宅ストック改善事業と関連して整備することが必要とされる防災調節池、流域調節池、雨水貯留施設又は貯留浸透施設。</p>
	<p>砂防指定地に存する溪流における砂防事業であって、当該溪流の下流の砂防計画上也効果的と認められるもので、かつ、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事業であること。</p> <p>一 事業区域の開発の影響により砂防事業が必要となる溪流又は事業区域を通過し、若しくは事業区域に接する溪流に係るもので、当該住宅宅地事業と一体的に整備することが必要なもの。</p> <p>二 当該事業区域に直接土砂害を及ぼすおそれのある溪流に係るもの。</p>	<p>砂防指定地に存する溪流における砂防事業であって、当該溪流の下流の砂防計画上也効果的と認められるもので、かつ、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事業であること。</p> <p>一 改善事業区域の砂防安全度向上のため、当該住宅ストック改善事業と一体的に整備することが必要なもの。</p> <p>二 当該改善事業区域に直接土砂害を及ぼすおそれのある溪流に係るもの。</p>
急傾	急傾斜地崩壊危険区域内で行われる急傾斜地崩壊対策事業であつ	急傾斜地崩壊危険区域内で行われる急傾斜地崩壊対策事業であつて、

<p>斜地崩壊防止</p>	<p>て、次のいずれかに該当する急傾斜地に係る事業であること。</p> <p>一 事業区域外に存する急傾斜地で、崩壊によって事業区域に被害を及ぼすおそれがあるもの。</p> <p>二 第一号の急傾斜地と一体的に整備を行う必要があるもの。</p>	<p>次のいずれかに該当する急傾斜地に係る事業であること。</p> <p>一 改善事業区域外に存する急傾斜地で、崩壊によって改善事業区域に被害を及ぼすおそれがあるもの。</p> <p>二 第一号の急傾斜地と一体的に整備を行う必要があるもの。</p>
<p>下水道</p>	<p>下水道法による下水道の整備に関する事業で、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事業であること。</p> <p>一 事業区域内の主要な管渠。</p> <p>二 事業区域の下水の流入点から既成市街地の下水の流入点までの流域下水道の管渠で、もっぱら当該住宅宅地事業に起因して緊急に整備を行うことが必要なもの。</p> <p>三 もっぱら事業区域内の下水を処理する終末処理場の新設で、当該住宅宅地事業に起因して緊急に整備を行うことが必要なもの。</p>	<p>下水道法による下水道の整備に関する事業で、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事業であること。</p> <p>一 改善事業区域内の主要な管渠。</p> <p>二 事業区域の下水の流入点から既成市街地の下水の流入点までの流域下水道の管渠で、もっぱら当該住宅ストック改善事業に起因して緊急に整備を行うことが必要なもの。</p> <p>三 もっぱら改善事業区域内の下水を処理する終末処理場の新設で、当該住宅ストック改善事業に起因して緊急に整備を行うことが必要なもの。</p>
<p>都市公園</p>	<p>都市計画施設である住区基幹公園、都市緑地、緑道等の設備に関する事業で、原則として事業区域内において行われる事業であること。</p>	<p>都市計画施設である住区基幹公園、都市緑地、緑道等の設備に関する事業で、原則として改善事業区域内において行われる事業であること。</p>

10 関連事業

10-1 関連社会資本整備事業

地域自主戦略交付金制度要綱別表の別紙2の10.イに定めるところによる。

1. 関連社会資本整備事業に係る国費の算定方法

(1) 事業費

基礎額算定に用いる事業費は、当該年度の当該関連社会資本整備事業の事業費（事務費を除く。）とする。

なお、間接補助の場合、地方公共団体が交付金事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部を負担し、又は補助する場合には、当該地方公共団体が負担し、又は補助する費用（事務費を除く。）の額の範囲内に限り、事業費として計上することができる。

(2) 国費率

イ 基幹事業の要件を満たす事業

基幹事業の要件を満たす事業に関しては、第1章と同じとする。

ロ 基幹事業の要件を満たさない事業

基礎額の算定に用いる国費率は、国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担の割合又は補助の割合とする。

それ以外の場合は2分の1とする。

10-2 効果促進事業

地域自主戦略交付金制度要綱別表の別紙2の10.ロに定めるところによる。

1. 効果促進事業に係る国費の算定方法

(1) 事業費

基礎額算定に用いる事業費は、当該年度の当該効果促進事業の事業費（事務費を除く。）とする。

なお、間接補助の場合、地方公共団体が交付金事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部を負担し、又は補助する場合には、当該地方公共団体が負担し、又は補助する費用（事務費を除く。）の額の範囲内に限り、事業費として計上することができる。

(2) 国費率

基礎額の算定に用いる国費率は、国の負担又は補助について個別の法

令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担の割合又は補助の割合とする。

それ以外の場合は2分の1とする。

なお、道路事業と一体となって実施される効果促進事業に係る補助率は、当該事業に係る国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担率又は補助率、国の負担又は補助について個別の法令に規定がない場合は、表10-2に定める率とする。

ただし、表1-1の右欄に掲げる率を適用する事業と一体となって実施される効果促進事業に係る補助率は、2分の1（国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担率又は補助率）とする。

表10-2

	引上率 δ			
	1.00	1.01~1.09	1.10~1.18	1.19~
率	5.5/10	6.0/10	6.5/10	7.0/10

注) δ は地方公共団体の引上率で、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第3条第4項に基づき総務大臣が通知する値とする。なお、これに該当しない地方公共団体においては、1.00とする。